

令和 3 年第 2 回定例会

(6 月 3 日招集)

山都町議会会議録

令和3年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 報告第1号 令和2年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	5
日程第6 報告第2号 令和2年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
日程第7 報告第3号 令和2年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	7
日程第8 報告第4号 令和2年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	7
日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	8
日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	10
日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	11
日程第12 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について	13
日程第13 議案第54号 工事請負変更契約の締結について（須原開田線須原橋下部工工事）	15
日程第14 議案第55号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））	17
散会	19

○6月8日（第2号）

出席議員	20
欠席議員	20
説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため出席した事務局職員	20
開議	21
日程第1 一般質問	21
6番 藤川多美議員	21
2番 西田由未子議員	32

9番 吉川美加議員	46
散会	61

○6月9日（第3号）

出席議員	62
欠席議員	62
説明のため出席した者の職氏名	62
職務のため出席した事務局職員	63
開議	63
日程第1 一般質問	63
1番 眞原 誠議員	63
4番 矢仁田秀典議員	76
日程第2 議案第43号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第13号）の報告並びにその承認を求めることについて	89
日程第3 議案第44号 専決処分事項（令和2年度山都町病院事業会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて	93
日程第4 議案第45号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	94
日程第5 議案第46号 専決処分事項（山都町介護保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	96
日程第6 議案第47号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について	97
日程第7 議案第48号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	98
日程第8 議案第49号 山都町附属機関に関する条例の一部改正について	100
日程第9 議案第57号 山都町手数料条例の一部を改正する条例について	101
散会	103

○6月10日（第4号）

出席議員	104
欠席議員	104
説明のため出席した者の職氏名	104
職務のため出席した事務局職員	105
開議	105
日程第1 議案第50号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	105
日程第2 議案第51号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について	135

日程第3	議案第52号	令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について……	136
日程第4	議案第53号	令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について……	138
日程第5	議案第56号	山都町辺地総合整備計画の策定について……………	139
日程第6	委員会報告	陳情等付託報告について……………	141
日程第7	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について……………	143
閉会		……………	144

6 月 3 日 (木 曜 日)

令和3年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年6月3日午前10時0分招集
2. 令和3年6月3日午前10時0分開会
3. 令和3年6月3日午前11時36分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 報告第1号 令和2年度山都町一般会計継続費繰越計算書について
 - 日程第6 報告第2号 令和2年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第7 報告第3号 令和2年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - 日程第8 報告第4号 令和2年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第12 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第13 議案第54号 工事請負変更契約の締結について（須原開田線須原橋下部工工事）
 - 日程第14 議案第55号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅 田 穰 副 町 長 能 登 哲 也

教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 る み 子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから令和3年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、興梶誠君、6番、藤川多美君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。令和3年第2回定例会を招集しましたところ、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

春の訪れとともに、桜の開花や茶摘みが例年になく早まり、水不足もささやかれましたが、統計開始以降2番目に早い5月の梅雨入りとなりました。そのような中、5月17日未明には時間雨量90ミリ、3時間雨量203ミリの豪雨となり、私の脳裏には昭和63年5月の豪雨とその惨状が浮かびました。今回も田植の準備中であり、水田の状況を心配して見回りに行かれました方が亡くなられるという残念な結果となりました。心から御冥福をお祈りいたします。

町民の皆様には、長期にわたる梅雨となりますので、これからしばらくは気象情報等を細かく確認いただき、自分の命を守ることを第一に考えた行動を取っていただきますようお願いをいたします。

さて、第4波と称されます新型コロナウイルス感染症は、県内でも感染の急拡大と変異株の感染が確認される状況となり、熊本県独自のまん延防止宣言が出されるなど、これまで以上の感染防止対策の徹底が図られています。町民の皆様には、一時の気の緩みが大きな危険性を含んでいることを肝に銘じていただき、外出の自粛などへの御協力をお願いを申し上げます。

一方で、5月1日から65歳以上を対象としたワクチンの集団接種を開始しました。自治振興区単位を基本に、これまで計画どおりの接種を進めており、7月末の終了を目指して今後も取り組んでまいります。高齢者以外の方々の接種につきましても、ワクチンの供給情報を的確に把握し、併せて医師会と協議をしながら、一日も早く接種計画を策定いたします。

次に、山都町の学校規模適正化に関する報告書を提出をいただきました。児童生徒の減少や学校施設の整備など、将来予測を踏まえ、令和元年10月から古賀熊本大学名誉教授を座長に、PTAをはじめ地域の方々に参加をいただきながら、町でどのような子どもたちを育てたいか、そのためにはどのように教育環境を整備するかなど、1年4か月に及ぶ熱心な御討議をいただきました。今後、教育委員会において、より望ましい教育環境の実現に向けた具体的方策等を示した山都町学校規模適正化基本方針を策定に着手いたします。

さて、うれしいニュースがもたらされました。令和5年度中の九州中央自動車道矢部インターチェンジの開通が正式に発表されました。これまで関係団体との連携を強化し、整備促進を働きかけてまいりました山都町にとりましては、念願の町中心部への乗り入れとなり、大きな喜びがあります。山都中島西ICが開通した当時を思い出すと、人とモノの流れがこれまで以上に大きく変わることが予想されます。大きなチャンス到来の時期が明確に示されましたので、現在取り組んでおります新道の駅整備、総合体育館整備などの主要政策をさらに進めてまいります。

開通後のまちづくりにつきまして関係者の皆様から多くの御意見をいただいておりますので、ゆたかなまちづくりを目指した様々な施策を実行してまいります。特に農林業や商工・観光業の

方々にとりましても大きな転換となり、事業活性化につながることを期待できますので、御提案をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

また、近年様々な場面でSDGsという言葉が使われております。2015年に国連が2030年を期限とした持続可能な開発目標を採択したものです。地方自治体にとりまして、ありたい姿を描きながら、経済・社会・環境を取組課題として持続可能なまちづくりに資する目標を定め、地域活性化に取り組むものです。5月21日に内閣総理大臣よりSDGs未来都市に山都町を選定していただきました。目標実現のために本格的にスタートをいたします。

次に、清和文楽の15年ぶりの新作「肥後アマビエ戀歌異聞」が上演されました。アマビエは疫病封じに御利益があると言われる妖怪です。新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、コロナ退散・無病息災の願いを込めたもので、脚本・作曲・振りつけ・衣装・舞台美術など多くの皆様方に御協力を賜り、県立劇場での初演を無事に終えることができました。清和文楽の新たな演目としての定着が期待されます。町民の皆様にもぜひ御覧いただきたいと思っております。

次に、そよ風パーク内のホテル・ウィンディが改修工事を終え、装いを新たにオープンをする運びとなりました。コロナ禍にあつて大変厳しい状況下ではありますが、まずは町民の皆様にご利用いただき、リニューアルした姿を御堪能いただきたいと思っております。

最後になりましたが、本年度町政の最重要課題は、熊本地震から経過しました平成28年度地震、そして豪雨災害復旧工事の完了についてです。400件を超える農業災害と公共土木災害の一日も早い復旧を、町内業者の皆様方をはじめ、町外業者の方々にも協力をお願いしているところですので、県・国の御支援と受益者の皆様方の御理解をいただきながら、不退転の決意を持って臨んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。今回の定例会に提案する議案は、報告8件、条例3件、補正予算4件、その他7件、合計22件です。

報告第1号から第4号は、地方自治法施行令第145条第1項に規定する令和2年度一般会計における継続費、同施行令第146条第2項の規定による令和2年度一般会計及び特別会計における繰越明許費並びに同施行令第150条第3項の規定などの規定による令和2年度一般会計における事故繰越し、それぞれにおける令和3年度への繰越計算書の報告です。

報告第5号から第8号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している法人について、その経営状況を報告するものです。

議案第43号から第46号は、専決処分事項に関する承認を求めるものです。

次に、議案第47号から第49号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

議案第50号から第53号は、令和3年度における一般会計及び特別会計、並びに事業会計の補正予算です。

議案第54号と第55号は、工事請負変更契約に関するものです。議案第56号は、山都町辺地総合整備計画の策定に関するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細については担当課長から説明させていただきますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

す。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 報告第1号 令和2年度山都町一般会計継続費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第5、報告第1号「令和2年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、報告第1号、令和2年度山都町一般会計継続費繰越計算書について説明をいたします。

次のページの計算書をお願いします。なお、本計算書は円単位で表示してありますので、御注意をよろしく申し上げます。

本件につきましては、令和2年度当初予算におきまして、令和2年度から令和3年度事業として設定をいたしました継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、支出が終わらなかったものを実際に翌年度、つまり令和3年度に繰り越した金額について議会に報告を行うものでございます。

まず、2款総務費1項民生安定施設整備事業、防災行政無線のデジタル化工事に係るものとして、継続費の総額6億5,745万8,000円のうち、令和2年度予算額1億5,869万7,000円から、支出済額及び支出予定額1億1,719万5,860円を差し引きました残額の4,150万1,140円が実際に令和3年度に繰り越した額となるものでございます。

次に、7款土木費でございます。2項大矢野原演習場民生安定事業でございます。町道水の田尾下鶴線と上鶴線改良工事に関するものでございます。継続費総額1億7,658万1,000円のうち、令和2年度予算額4,099万6,000円から支出済額及び支出予定額3,863万5,501円を差し引きました残額の236万499円が、実際に令和3年度に繰り越した額となるものでございます。合計の欄は、この二つの事業の合計となるものでございます。

この継続費につきましては、設定期間中の年度で支出ができなかった場合には、翌年度に繰り越して使用できるものでございます。

令和3年6月3日提出、山都町長。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第1号の報告が終わりました。

よって、報告第1号「令和2年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第6 報告第2号 令和2年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第6、報告第2号、令和2年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第2号、令和2年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

次のページをお願いします。

令和2年度の第12号及び第13号補正予算におきまして、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、つまり令和3年度に繰り越しました金額につきまして報告を行うものでございます。

款ごとに概要を説明したいというふうに思います。

まず、2款の総務費でございます。再編関連訓練移転等交付金事業につきましては、町道の維持工事関係でございます。地籍調査分につきましては、国の補正予算がついたものでございます。情報係分につきましては、分散テレワーク用の業務用の備品購入費、蘇陽支所におきましては、換気設備の工事でございます。健康づくり係分につきましては、千寿苑の空調更新工事と駐車場整備工事でございます。福祉係におきましては、新生児分の定額給付金というものでございます。林政係におきましては、ジビエ工房の設備改修経費でございます。商工観光係におきましては、事業者向けの事業継続支援金となるものでございます。学校教育課におきましては、小中学校のトイレ洋式化と、キュービクル工事でございます。

以上10件で、4億4,716万6,000円となるものでございます。

次に、5款の農林水産業費に関するものでございます。

まず、1番目につきましては、昨年7月豪雨に関する農業施設の災害復旧事業費でございます。これは農災とは関係ありません。ハウス関係、それから採卵養鶏場の設備復旧でございます。

それから、その次はため池関係の事業です。

それから、大矢野原演習場周辺の障害防止事業の調査委託関係、それから、その次は水利に関する、ため池関係でございます。

それから、林道整備と治山事業を合わせまして6件で、9,646万1,000円となるものでございます。

次のページをお願いします。

6款商工費でございます。清和文楽館におきますダクト工事、青葉の瀬つり橋の修繕工事、そよ風パークのキュービクル工事、道の駅整備に関しましては、上段が実施設計と用地補償費関係、下段が敷地造成や建物の実施設計等、全5件で6億1,075万1,000円となるものでございます。

次に、7款土木費でございます。道路改良及び維持工事ということで、それぞれの交付金事業、補助事業の名目で出ております。それから、住宅整備事業でございます。合わせまして9件で、5億2,305万4,000円となるものでございます。

8款消防費につきましては、消防施設整備費でございます。

それから、9款教育費につきましては、総合体育館建設事業に係るグラウンド周辺の測量設計、体育館本体の実施設計、隣接町道の工事分、それから中央グラウンド周辺整備事業に係る調整池整備と町道工事の2件、合わせまして4億1,093万7,000円となるものでございます。

次のページをお願いします。

10款災害復旧費になるものでございます。農業施設災害、林業施設災害、公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分と過年度分の5件、合わせまして15億7,897万6,000円となるものでございます。

以上合計しますと、全38件、総額で37億248万5,000円でございます。

令和3年6月3日提出、山都町長です。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第2号の報告が終わりました。

よって、報告第2号「令和2年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第7 報告第3号 令和2年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第7、報告第3号「令和2年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第3号、令和2年度山都町一般会計事故繰越計算書について説明いたします。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項に基づきまして、歳出予算経費の金額のうち年度内に支出負担行為、原則といたしまして契約を結んでいる分でございます、避け難い理由によりまして、令和2年度内に支出が終わらない分につきましては、翌年度、つまり令和3年度に繰り越した金額につきまして地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告を行うものでございます。

次のページをお願いします。表におきまして、支出負担行為額から支出済額を差し引いた金額となり、翌年度繰越額となるものでございます。

10款災害復旧費につきましては、農業施設災害、公共土木施設災害復旧事業、合わせまして3事業でございます。

表の合計欄をお願い申し上げます。支出負担行為額合計で30億6,663万822円から支出済額1億1,337万1,932円を差し引きました16億5,325万8,890円を令和3年度に繰り越すものでございます。要因としましては、表の右の欄に説明欄が記載されておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

令和3年6月3日提出、山都町長です。

以上で報告といたします。

○議長（工藤文範君） 報告第3号の報告が終わりました。

よって、報告第3号「令和2年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第8 報告第4号 令和2年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第8、報告第4号「令和2年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、報告第4号、令和2年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）における繰越明許費の金額のうち、実際に翌年度へ繰り越した金額について報告を行うものです。

2枚目を御覧ください。1款総務費1項総務管理費、事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（下鶴地区水道）、金額269万円、翌年度繰越額269万円、左の財源内訳は、国支出金230万円、一般財源39万円でございます。

本事業は、町道水の田尾下鶴線改良工事と並行して施工する水道管更新工事ではありますが、先行する道路工事につきまして、工程等の変更により不測の日数を要したため繰り越すこととなったものであります。

計、金額269万円、翌年度繰越額269万円、左の財源内訳、国支出金230万円、一般財源39万円。

令和3年6月3日提出、山都町長。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「令和2年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第9、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第5号について御説明いたします。

報告第5号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和3年6月3日提出、山都町長。

有限会社「虹の通潤館」につきましては、平成8年4月に、農林産物、畜産物、加工品、観光物産等の販売を目的に設立された有限会社でございます。当時は物産館を運営しておりましたが、平成14年から宿泊施設の運営が新たに加わり、国民宿舎のリニューアル後の運営も併せて行っているところです。平成26年4月からは国民宿舎の運営のみを行っております。資本金総額が500万円で、町が200万円、株式会社ジャパックスが150万円、JAかみましき、山都町商工会が75万円ずつ出資をしております。現在の役員体制は、取締役4名、監査役1名の体制です。

社員は11名、パート12名、計23名で運営を行っております。

事業内容については1ページから5ページに記載してありますが、まず1ページを御覧ください。

1ページは総括と部門別実績比較でございます。令和2年度は、世界にまん延している新型コロナウイルスの感染症の拡大による影響が大きく、緊急事態宣言や外出自粛要請などで人の移動が大幅に制限され、宿泊業界にとって大きな打撃となりました。

有限会社虹の通潤館でも、観光事業を支援するためスタートした国のGoToトラベルや地域共通クーポン、7月からの熊本県宿泊応援事業や3月からの宿泊助成事業などの承認を受け、積極的に売り込みました。また、町の食べ行く券、山都町応援商品券の活用にも取り組み、町民や身近な人を呼び込むことを強化してまいりました。9月から11月までは回復傾向が続きましたが、GoToキャンペーンの一時停止や県独自の緊急事態宣言により、年末から大きく売上げが落ち込んだところでございます。

まず、表1、部門別実績比較の表ですが、宿泊、宴会、飲食部門において前年を大きく下回りました。合計の欄ですが、令和2年度全体の利用者は5万4,883人です。前年比3万6,440人の減少で、40%減となっております。記載はありませんが、平成30年と比較してみますと、5万214人の減で、48%の減少となります。売上げも9,348万円の減収となり、前年比53%の減少です。運営上、大変厳しい状況が続いております。

2ページから5ページは、部門別分析を行っております。宿泊部門、宴会部門、レストラン部門、売店、大休憩室、温泉館部門となっておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思えます。

8ページの損益計算書を御覧いただきたいと思えます。売上高ですけれども、8,320万431円が売上総額でございます。

次に、期首商品棚卸高と仕入高を足しまして、期末商品棚卸高を差し引いた売上原価が1,824万8,436円となり、売上総利益が6,495万1,995円となります。この金額から販売費及び一般管理費である1億1,886万4,467円を差し引いた営業損失が5,391万2,472円となります。販売費及び一般管理費については9ページに内訳を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、営業外収益の欄ですが、受取利息や雑収入の営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常損失が3,659万7,918円となります。雑収入につきましては、主なものは、雇用調整助成金、持続化給付金、時短要請協力金、しごと応援給付金、町からの休業要請に伴う管理委託料などが入っております。特別損失として、貸倒損失973万8,425円が計上されておりますけれども、そのうち958万8,425円は、元支配人の自己破産による免責許可及び担保不動産の競売の完了によりまして、貸倒損失として計上しているものです。税引前当期純損失が4,631万3,119円となります。さらに、法人税、住民税及び事業税の7万1,000円を差し引いた当期純損失が4,638万4,119円となります。

次に、10ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

上から4段目中ほどに繰越利益剰余金の欄があると思いますが、左側の当期首の残高がマイナス2,790万4,039円となっております。当期純損失の4,638万4,119円を加えまして、当期末残高がマイナス7,428万8,158円となります。この数字が、7ページの貸借対照表の右下の純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となります。資本金500万円と利益準備金87万5,000円、別途積立金300万円を加えますと、純資産合計がマイナス6,541万3,158円となります。

左側の資産の部、流動資産の未収金につきましては前年度990万円ほど計上されておりましたけれども、先ほど申し上げました元支配人の自己破産による免責及び担保不動産の競売完了に伴いまして、958万円ほどを損益計算書の貸倒損失に計上し、処理を行ったところでございます。

負債の部の未収金については、支払期限の来ていない仕入れ、電気料、燃料費、賃金のほか、支払猶予を受けた社会保険料等の人件費です。未払金につきましては、マイクロバス、通信システム、OA機器等のリース料でございます。

以上、有限会社虹の通潤館の経営状況報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第10、報告第6号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第6号について御説明いたします。

報告第6号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和3年6月3日提出、山都町長。

株式会社まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地の活性化事業のほか、人材派遣事業、地籍調査事業、平成28年度からNTT光コラボ事業やプロバイダ事業などの通信事業にも取り組んでおります。資本金は2,000万円で、内訳は、町が200株1,000万円、個人出資分が161株、88人です。805万円。自社株39株195万円で構成されております。昨年と変更ありません。

1ページに役員構成が記載されております。役員は取締役5名と監査役2名となっております。2ページに事業部ごとの社員数が記載されております。全社員数38名となっております。

3ページに移ります。各事業部門ごとの事業内容と受注額、原価等を記載してあります。まず、人材派遣事業部は、町立保育所5園へ派遣社員9名の派遣契約、民間企業を含め、5社と契約締結し、その労務管理を行っております。一番下の粗利の欄ですが、粗利が565万2,000円です。地籍調査事業部は、矢部地区小笹、男成の一筆地調査を実施しております。粗利は1,420万4,000円となっております。企画事業部では、中心市街地の活性化事業を主に担当し、やまと文化の森の

管理運営、中活協事務局、地域しごと支援事業、蘇陽病院の清掃事業、イベント備品貸出事業、学習塾事業、食事処「よこまち」の運営など、幅広く取り組んでおります。

また、今回は社内交際費を用いて、株主に商工会商品券を配布し、町内事業者への利用促進につなげていただきました。粗利544万9,000円の赤字です。通信事業部では、町内外の光通信及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスを実施しております。粗利が87万3,000円の赤字です。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。売上高ですけれども、補助金収入、派遣事業収入、企画事業収入、地籍事業収入、通信事業収入、家賃収入を合わせまして、1億9,980万7,888円が売上総額でございます。補助金収入につきましては、雇用調整助成金が2,052万6,451円、それと持続化補助金が200万円、それとしごと応援給付金10万円、それと県の雇用維持奨励金10万円が入っております。

次に、売上原価です。期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費、派遣給料手当、派遣法定福利費、期末貯蔵品棚卸高の売上原価の合計が1億404万8,673円となり、9,575万9,215円が売上総利益でございます。次に、販売一般管理費の合計が8,718万8,044円ございまして、これらの一般管理費を差し引いた営業利益が857万1,171円となります。営業外収益85万7,098円を足して特別損失41万1,900円を差し引いた税引前当期純利益が901万6,369円となり、法人税、県民税、事業税、法人町民税等を合わせました法人税等充当額を差し引いた当期純利益が732万7,514円となります。

次に、6ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。利益剰余金の欄の繰越利益剰余金を御覧いただくと、前期末残高の3,746万672円に当期利益の732万7,514円を加えまして、当期末残高が4,478万8,186円となります。この数字が4ページの貸借対照表右下の純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となります。資本金2,000万と利益剰余金4,568万8,186円を加えて自己株式195万円を差し引きますと、純資産合計6,373万8,186円となります。

以上、株式会社まちづくりやべの経営状況報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第11、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第7号について御説明いたします。

報告第7号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和3年6月3日提出、山都町長。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、山都町清和地区に存在する貴重な伝統芸能清和文楽と食文化を伝承、啓発し、また、自然景観を活用することで地域の発展に貢献し、豊かで快適な生活がある農村文化邑を創造するという設立目的を達成するため、積極的な取組を行っていただいております。

清和文楽は元来、農村舞台で、春の豊作祈願や秋の願成の祭りで奉納芝居として定期的上演され、伝承されてきました。秋の願成祭りの再現として、薪文楽の催しに加え、一昨年4月に豊作祈願の祭りの再現として、清和文楽春の豊作祈願公演と題して大川阿蘇神社の農村舞台で上演しました。昨年の春の公演については、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりましたが、今年の春の豊作祈願公演は4月24日に開催され、新作「肥後アマビエ戀歌異聞」を清和文楽館で上演することができました。この新作は、コロナ禍で休館を余儀なくされていた昨年4月に、コロナ収束を願い、寿式三番叟、パプリカの動画ですとか、雪おんなの人形をアマビエに変化させてSNSで配信したところ、県立劇場からアマビエを題材とした新作制作の提案があり、「阿蘇の鼎灯」以来、15年ぶりの新作が実現したと伺っております。

県立劇場のプロデュース事業として、脚本に劇団市民舞台の松本様、それと衣装デザインは熊本デザイン専門学校の学生が担当するなど、多くの方の御協力により、熊本県立劇場リニューアルオープン記念で今年3月に初演を終えたところです。

また、後継者育成として、教育委員会と連携し文楽講座が開催されています。小学4年から6年生の9名、一般の部に8名の応募があり、太夫、三味線、人形遣いに分かれ、職員や子ども会が指導者となり、実施されております。

清和物産館は、緊急事態宣言による休業要請や新型コロナの移動自粛により、経常収益が前年比で2割減となっております。10月以降はG o T o トラベル、地域共通クーポン、食べ行く券、山都町応援商品券の利用により持ち直してまいりましたが、年末年始にかけて県独自の緊急事態宣言もあり、売上げを伸ばすことができませんでした。

天文台につきましても、コロナ禍の中で3割の減収となりましたけれども、G o T o トラベル、県の宿泊応援事業を活用し、全体売上げの下支えになっているところです。

まず2ページを御覧ください。⑤役員等に関する事項ですが、理事4名、評議員7名、監事2名となっております。次に、職員に関する事項です。職員は8名、このほかパート11名と、清和文楽人形芝居保存会が8名です。

次に、4ページに(4)管理施設の概要と、2、全体行事経過として、理事会、評議員会、監査等の開催状況です。3の利用者数の状況ですが、コロナ禍の状況で集客にも影響がありましたが、文楽館、天文台、物産館を合わせまして、令和2年度は7万9,817人の利用がっております。令和元年度が10万人を超えておりましたので、2割の減少ということです。

6ページから16ページまでは各施設ごとの事業報告になっておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

17ページから決算報告書になっておりますが、20ページの正味財産増減計算書内訳表を御覧ください。文字が小さくて申し訳ございませんが、御覧のとおり、清和文楽館、天文台、物産館、

法人会計、合計と分かれておりますので、一番右端の合計の欄で御説明いたします。

一番左側の科目の欄の3段目、(1)経常収益の欄からでございますが、基本財産運用益として1万404円、天文台販売収入41万3,396円、郷土料理事業収入は天文台と物産館の合計で1,881万2,615円、受取利息509円、利用料金収入、3施設合わせまして1,054万4,916円です。受託事業収入4,355万3,548円、うち受託料収入2,657万5,456円は、文楽館、天文台の指定管理料となります。国費補助金等収入1,670万7,478円のうち1,520万7,478円は、雇用調整助成金、雇用安定助成金です。物産館販売収入6,039万8,060円、それと加工事業収入456万965円、寄附金200円、雑収入406万4,483円のうち240万は持続化給付金と休業要請協力金、雇用維持奨励金、仕事応援給付金等の補助金が計上されております。経常収益計が1億4,235万9,096円となります。

次に経常費用でございます。販売等の仕入れ、給料等の人件費、消耗品、光熱費を含めまして、事業費の合計が1億3,555万6,932円です。

21ページに移りまして、管理費の合計が563万2,677円となり、22ページの上段に経常費用計が記載されておりますが、1億4,118万9,609円となり、2段下の欄になりますが、当期経常増減額、経常収益から経常費用を差し引いた額となります、116万9,487円となります。

施設ごとに見ますと、文楽館がマイナス496万3,315円、天文台が316万7,285円、物産館が858万5,777円。法人会計欄ですけれども、施設全体に係る分がマイナス562万260円となりまして、先ほど申し上げました当期経常増減額が116万9,487円となります。さらに法人税、住民税及び事業税の7万1,000円を差し引き、一般正味財産増減額が109万8,487円となります。昨年度末の一般正味財産期首残高が9,036万9,174円ありましたので、一般正味財産増減額を加えますと、一般正味財産期末残高が9,146万7,661円となります。これに指定正味財産、出資金ですけれども、3,000万円を加えますと、一番下段の正味財産期末残高の1億2,146万7,661円となります。

次に、18ページに戻っていただきまして、貸借対照表内訳表を御覧ください。資産の部、1、流動資産と2、固定資産の合計が、資産の部の一番下になりますが、資産合計1億3,361万5,173円となります。この資産合計から19ページの負債合計の1,214万7,512円を差し引きますと、3、正味財産の部の下から2段目になりますが、正味財産合計1億2,146万7,661円となります。これが一般財団法人清和文楽の里協会の総資産となります。

24ページをお開きください。4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高です。期末残高で、408万572円となっております。

25ページをお開きください。1、基本財産及び特定資産の明細です。一番右の欄の期末帳簿価額で申し上げますと、基本財産3,000万円、特定資産7,208万8,073円となっております。

以上、一般財団法人清和文楽の里協会の経営状況報告を終わります。

○議長(工藤文範君) 報告第7号の報告が終わりました。

よって、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第12 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第12、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

（自席より発言する者あり）

はい、審議を続行します。

（自席より発言する者あり）

ここまで終わってからします。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、報告第8号について報告させていただきます。

報告第8号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「清和資源」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和3年6月3日提出、山都町長。

清和資源につきましては、平成13年6月に、測量業務、地籍調査等の一筆地調査を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社です。社員は、取締役4名、監査役2名となっております。社員数は8名です。平成29年7月からは、山都町鳥獣処理加工施設の管理運営業務を受託しております。

それでは、1ページを御覧ください。一筆地調査、測量業務等の受託状況でございます。一筆地調査業務委託料につきましては、委託料5,060万円のうち1,518万円は繰り越しとなり、令和3年度での収入となります。

2ページは、鳥獣処理加工施設の処理実績です。平成30年度から令和元年度にかけての持込み頭数は増加の傾向にありましたが、令和2年度の持込み件数は599頭と前年度の836頭と比較しますと、237頭、約28%の減となっております。販売量につきましても、前年度の9,335キログラムと比較しますと、1,346キログラム、約14%の減となっております。コロナウイルス感染症拡大に伴い、主な取引先である都市圏からの注文が激減しており、地元での需要拡大、販売促進に取り組んでおられます。

3ページからの第20期の決算報告書で御説明させていただきます。

5ページの損益計算書を御覧ください。売上げです。測量設計受託収入4,048万円、ほかに測量助手人夫賃収入としまして329万7,370円となっております。有害鳥獣加工施設につきましては、精肉加工品販売収入1,585万6,336円、有害鳥獣施設受託収入、これは町からの委託料です、539万円、運賃収入112万7,403円で、純売上高は6,615万1,109円となります。製造原価1,788万3,403円を差し引きまして、売上総利益は4,826万7,706円でございます。製造原価につきましては、鳥獣処理加工施設に関するもので、内訳は7ページに記載してありますので、後で御覧いただきますようお願いいたします。

5ページに戻っていただきまして、販売費及び一般管理費といたしまして4,982万4,369円です。この一般管理費につきましては、次の6ページに内容を掲載してありますので、後で御覧いただきたいと思っております。

5ページの損益計算書に戻っていただきまして、これらの一般管理費を差し引き、営業損失が155万6,663円となっております。その他、営業外収益を足しまして、経常利益が341万3,957円となっております。営業外収益の雑収入のうち主なものとしまして、持続化給付金100万円、しごと応援給付金10万円、法人税等の修正還付金が200万円となっております。特別利益としまして貸倒引当金戻入7万2,000円、特別損失としまして貸倒引当金繰入17万5,000円で、税引き前の当期の純利益が331万957円となります。法人税等充当額31万6,600円を差し引いた当期純利益は299万4,357円となります。

4ページの貸借対照表をお願いいたします。一部について説明させていただきます。

右側の純資産の部を御覧ください。損益計算書による当期純利益が299万4,357円でしたが、前年度までの繰越利益剰余金の1億3,642万3,416円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は1億3,941万7,773円となります。資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は1億4,241万7,773円となっております。

以上、有限会社清和資源の経営状況を報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第8号の報告が終わりました。

よって、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は報告済みとします。

○議長（工藤文範君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第54号 工事請負変更契約の締結について（須原開田線須原橋下部工工事）

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第54号「工事請負変更契約の締結について（須原開田線須原橋下部工工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第54号について説明いたします。

議案第54号、工事請負変更契約の締結について。

令和2年第3回定例会において議決された須原開田線須原橋下部工工事のうち、契約金額7,238万円を7,782万6,195円に変更することとする。

令和3年6月3日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1をお願いいたします。

工事請負変更契約の概要でございます。

1、工事番号、道整清第1号。

2、工事名、須原開田線須原橋下部工工事。

3、工事場所、山都町須原地内。

4、当初契約年月日、令和2年9月25日。

5、工事内容、施工延長、L100メートルです。逆T式橋台2基、旧橋撤去工197立方メートル、ブロック積工237平方メートル、排水構造物工50メートル、下層路盤工259平方メートル、防護柵工28メートルです。

6、契約の相手方、上益城郡山都町米生1の4、後藤工業有限会社代表取締役、後藤剛。

次のページ、資料2をお願いいたします。

変更数量の増減表になります。主な変更としましては、旧橋撤去工6立方メートルの増、コンクリート舗装工14平方メートルの増、仮設材運搬10トンの増です。また、重建設機械分解組立及び輸送一式の増です。須原橋の架け替えを行うに当たりまして、既設の橋を取り壊す必要がございます。既設の橋は延長27.3メートルの2径間で形成された現場打ちの橋桁でございます。当初設計におきましては、大型クレーンは現場まで自走できるものとして県の設計審査を受け、発注を行ったところであります。その後、全ての装備を装着して道路を通行する場合に、車両の高さ制限と重量制限を超過するという事で、上部クレーン部分の旋回体及びブーム等の装備を一旦取り外し現場まで運搬する必要があります。橋桁は河川の両側から撤去するため、クレーンの車両基地から現場までの往復1回分、また、現場までの移動で1回、それぞれ解体、運搬をする必要がございます。そのための増額変更をお願いするものでございます。

次のページ、資料3をお願いいたします。公共工事請負変更仮契約の写しでございます。

工事番号から工事場所につきましては、省略させていただきます。

4、変更契約事項、工事変更契約、増額544万6,195円。

令和2年9月25日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月18日、発注者、山都町、代表者、山都町長、梅田穰。受注者、住所、熊本県上益城郡山都町米生1の4、後藤工業有限会社代表取締役、後藤剛。

次のページ、資料4をお願いいたします。工事の平面図になります。

赤色で着色した部分が工事の範囲でございます。今回の工事では、既設の橋台2基と橋脚1基、橋桁の撤去を行い、新たに橋台2基と護岸ブロック等を施工するものでございます。右側の赤色の部分につきましては、工事用道路として利用しました農道のコンクリート舗装を追加するものでございます。

次のページ、資料5をお願いいたします。

須原橋の全体図になります。赤色の部分が工事の範囲でございます。また、緑色で示している部分は本年度工事予定の上部工で、9月に発注を予定しているところでございます。また、須原開田線につきましては、平成27年度から事業を行い、本年度上部工事をもって全線の改良が終了することになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（工藤文範君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「工事請負変更契約の締結について（須原開田線須原橋下部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））

○議長（工藤文範君） 日程第14、議案第55号「工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第55号を説明いたします。

議案第55号、工事請負変更契約の締結について。

令和2年第3回定例会において議決された上鶴線道路改良工事（R2国債）のうち、契約金額9,779万円を9,874万988円に変更することとする。

令和3年6月3日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1をお願いいたします。

工事請負変更契約概要です。

- 1、工事番号、民安2国第1号。
- 2、工事名、上鶴線道路改良工事（R2国債）。
- 3、工事場所、山都町田小野地内。
- 4、当初契約年月日、令和2年9月3日。

5、工事内容、施工延長207.4メートル、掘削工1,177立方メートル、路床置換工559立方メートル、大型ブロック積工459平方メートル、排水構造物269メートル、下層路盤工1,059平方メートル、根固めブロック工48個。

6、契約の相手方、上益城郡山都町杉木465の1、大栄企業株式会社代表取締役、込山憲太郎。次のページ、資料2をお願いいたします。

変更数量増減表です。施工延長の増に伴うものでございます。施工延長37.5メートルの増です。路床置換工98立方メートルの増、大型ブロック積工19平方メートルの増、側溝工76メートルの増、舗装版破砕工129平方メートルの増、下層路盤工194平方メートルの増、汚濁防止フェンス工につきましては、河川内の大型ブロック施工に伴い漁協のほうから設置要望がありましたので、新たに追加したものでございます。

次のページ、資料3を御覧ください。公共工事請負変更仮契約書の写しです。

工事番号から工事場所については、省略いたします。

4、変更契約事項、工事変更契約、増額95万988円。

令和2年9月3日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月20日、発注者、山都町、代表者、山都町長、梅田穰。受注者、熊本県上益城郡山都町杉木465の1、大栄企業株式会社代表取締役、込山憲太郎。

次のページ、資料4をお願いいたします。

工事平面図です。ピンク色で着色した部分が工事の範囲です。当初、掘削等で発生する土砂の1,200立米を指定の運搬距離11.5キロ以内と計上しておりましたが、現場近くに指定の箇所を確保したことから、運搬距離の変更に伴い、工事区間を37.5メートル延長するものでございます。図面中央部分の赤色部分が変更をする範囲でございます。

次のページ、資料5をお願いいたします。

現在施工している区間の標準断面図です。赤色が今回工事施工する部分、また、緑色につきましては、本年度工事予定の舗装部分になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債）」は、原案のとおり可決されました。

何ですか。

○2番（西田由未子君） 全協の開催を求めたいと思います。理由は、報告の5から8番まで経営状況について報告いただきましたけれども、いろいろ補正予算に絡めてもお尋ねしたいことがたくさんあるんですね。それで、全協を開いて、きちんともう少し御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） ちょっと待ってください。休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時36分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（工藤文範君） ただいま2番、西田議員から全員協議会の動議が出されましたので、採決をいたします。

全員協議会を開催することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立少数です。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

散会 午前11時36分

6 月 8 日（火曜日）

令和3年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年6月3日午前10時0分招集
2. 令和3年6月8日午前10時0分開議
3. 令和3年6月8日午後2時06分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 6番 藤川多美議員
- 2番 西田由未子議員
- 9番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後 藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工 藤 文範	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

5名の方から質問の通告がっておりますので、本日3名、明日2名としたいと思います。順番に発言を許します。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） おはようございます。6番、藤川でございます。

今年は水不足から田植の心配がなされておりましたが、統計上2番目に早い梅雨入りをし、5月17日には梅雨前線の影響で、山都町でも観測史上最大の202.5ミリを観測いたしました。当日は農地を心配され見回りに行かれた住民の方が増水した川に流され亡くなられるという痛ましい事件が発生しました。心から御冥福をお祈りいたします。

その後の大雨で、私たちの地域でも町道が崩落し通行不能となりました。河川災害が多かったとお聞きしますが、一日も早い復旧を望みます。避難の呼びかけもありましたが、コロナ禍での避難ということもあり、今回は少なかったとお聞きします。

コロナ禍だからこそ避難所の対応も必要だと思いますが、最近の訓練では、コロナ禍ということで大事を取られ、住民を巻き込んだ訓練は消極的ですが、防災士の資格を持たれる方にとっては、せっかく役場から補助も頂き防災士の資格を取ったので、訓練等には積極的に呼びかけていただき、また、防災士の協議会等も立ち上げを考えていただけないかとおっしゃられております。せっかくでございますので、防災に役立ててほしいと思います。御検討をお願いいたします。

一昨日、6日の日、待ち望んでおりましたそよ風パークが全面再開をいたしました。今後は果樹園等も広げていかれるそうですが、改めて民間のノウハウのすばらしさを痛感いたしました。指定管理者のエネルギープロダクトの丸山社長の御挨拶に、条件は非常に厳しいと。しかし、一番は地元の方が利用していただくこととおっしゃいました。まさにそのとおりだと思いました。二度と明かりを消さないように、皆さんでしっかり応援していきましょう。

さて、コロナ感染者も山都町では18人となり、一時は連続して感染者の発表がなされ、心配をいたしましたところでございます。高齢者のワクチン接種も熊本市あたりを見ますと、予約が取れないなど多そうでしたが、山都町においては丁寧に一人一人に通知をされ、病院の先生方の協力もあり、混乱もなくスムーズに進んでいるというお話をお伺いし、安心しているところでございます。64歳以下の住民への接種も、早めに接種できるようお願いいたします。

コロナワクチン接種の通知で、接種場所を蘇陽支所とすべきところを、千寿苑と誤った通知を発送するといった事案が発生しました。再度通知をされるそうですが、最初の通知を、忘れない

ようにカレンダーにしっかりと書き込むなどされておりますので、千寿苑に間違っで行かれますと、当日は時間的制約もございますので、混乱のないよう電話連絡等で丁寧に確認の連絡をしていただきたいと思います。

今日はコロナの感染拡大防止も含め、五つの質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは最初に、山都町総合計画の中から、山の都での暮らしを守る環境づくりについてお尋ねをいたします。

二酸化炭素など温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーは、パリ協定によって定められた地球温暖化防止のための温室効果ガス削減目標に向けて欠かせないものであります。山都町においても、総合計画の中で再生可能エネルギーの推進を施策の一つとして上げておられます。その計画書では、現況として、原野や遊休地においてメガソーラーを含む太陽光パネルの設置が進んでいるけれども、課題として、雄大な自然環境への配慮が求められているとされております。

そこで、自然環境への配慮という点において、町の対応をどのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。再生可能エネルギーは、安定供給やコスト面で様々な課題があるものの、温室効果ガスを排出せず、重要な低炭素エネルギーであり、SDGsにおいて目指すべき目標の一つである「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」というテーマのクリーンエネルギーです。

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを契機に、その導入が急速に広がり、その大半が太陽光発電です。太陽光発電の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から大変望ましいところですが、発電容量が1メガワット以上である、いわゆるメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電施設においては、地域の自然環境や生活環境、景観への影響について懸念されるケースが指摘されております。特に森林伐採等の影響による土砂災害発生に対する不安等から、太陽光発電施設の設置に対して反対の声が聞かれるようになりました。

こうした中で、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息や生育環境の問題に対して、太陽光発電施設の設置と自然環境の調和を図るため、平成26年頃から地方自治体において太陽光発電施設の設置に関して規制する条例の制定が見られるようになりました。一般社団法人地方自治研究機構の調べによりますと、令和3年4月1日現在、149団体が制定しているとのことです。

一方、国におきまして、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、6月2日に交付されました。改正法において、新たに地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画と、これに伴う認定制度が創設されました。町の地方公共団体実行計画において、区域の自然的・社会的条件に応じて、再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事項や施策の実施に関する目標を定め、またさらに、地域の再生エネルギーを活用した脱炭素

化を促進する事業に関する事項として、促進区域の設定、地域の環境保全等の取組などについて定めるよう、努力義務が課せられたところです。この脱炭素化を推進する事業を行うとする者は、その実施に関する計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合することについて、町に認定された事業者のみが事業を行うことができるという仕組みが創設されました。

本町においても、太陽光発電施設の設置に係る土砂災害や濁水の発生など、御心配や御懸念の声をたくさん耳にいたしますが、今後とも適切な行政指導はもとより、法律に基づく地方公共団体実行計画の策定について、本町の実態と、省令による基準や熊本県の実行計画に盛り込まれる基準、さらに先行自治体の条例等も参考にしながら、スピード感を持ち研究してまいりたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。下名連石、御所地内に建設予定のアグリヒルズ・ソーラーの環境アセスメントの実施についてお伺いをいたします。

熊本県と事業者の山都太陽光発電所合同会社のホームページを見てみますと、90メガワットの再生可能エネルギー、太陽光発電事業に対し、環境影響評価法に基づき配慮書の手続中とありますが、本年4月22日に知事意見照会、そして23日から5月22日までの1か月間、一般意見の募集と公告縦覧が、県庁と町の企画政策課においてなされております。ちなみに、完成予定は2024年12月となっております。

環境アセスメントは、開発事業を行う周辺地域の環境にどのように影響を与えるか、事前に調査、予測、評価をし、その結果を公表して、住民等や行政の意見を聞き、十分な環境保全対策を実施することにより、環境への影響を未然に防止し、良好な環境を確保するものです。熊本県では平成13年4月1日より環境影響評価条例を定め施行されております。

そこで、この事業の環境アセスメントの実施状況についてお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。環境アセスメントにつきましては、議員がおっしゃったように、所定の手続によって第一種事業者ということで、現在環境アセスメントに入られたところです。事業者様におかれましては、令和3年1月から令和4年12月を実施期間として着手されており、現在配慮書の段階であって、4月23日から5月22日を縦覧期間として意見聴取されたところです。

今後、方法書段階、現地調査と準備書段階等を経ながら、この段階の部分を総合的にその結果を評価されて、今後、環境評価、最終的な評価をなさることとなっております。

現在の状況としましては、配慮書の意見聴取がなされたという段階です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは事前調査の面ですが、現地在農地を含んでいると聞きますが、農地の転用やそのほか、農林振興課で関係する事案がありましたらばお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。事業の計画の予定地に農地が含まれてい

る場合に、農地を農地以外のものに転用する場合には、通常は農地法に基づきました農地転用の許可申請の手続きが必要となっております。

今回の事業者の計画におきましては、再生エネルギー法を活用してとのことでしたが、再生エネルギー法に基づき事業者が作成します設備整備計画書を、町の協議会で協議をしまして、その後、認定を受けた後に特例措置によって農地の使用が可能となるという流れとなっております。ですので、通常の農地転用の許可申請にはよらず、農地転用の許可の例外の措置が設けられているものに該当するというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 長谷の太陽光の設置のことを、山都町の住民の皆さんが御存じになられたと思いますが、やはり地元ではいろんな面でまだ農地に砂利が入る等のことがあっておりますが、そういった面で、立地条件がやっぱりちょっと急斜面と思いますが、そういった地域の皆さんのお声というのがありましたら教えていただけませんか。もしここで言われないうでしたら結構でございます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。地域の皆さまにおかれましては、やはり太陽光発電の大規模な工事であるということと併せて、梅雨時期、雨の時期については土砂の流出、河川の濁水等の確認があつているということでお声をいただいております。

今般このような住民の皆様の御不安に対しまして、事業者におかれましては、濁水の防止膜、濁水処理機の設置、また、河川等に濁水確認のため3か所に定点カメラを設置するなどの対策を講じられております。

地域住民の皆様への丁寧な説明と合意形成は欠かせないと思っておりますので、今後、事業者と地域の皆様の話合いの場を設定させていただき予定で今、調整を行っているところです。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 建設がスムーズに行きますように、また、地域の住民の不安がないように、町のほうもよろしく願いしておきます。

それでは、JRE山都高森太陽光発電所建設についての環境アセスメントでは、環境保全のための施策はどうなっているのかをお尋ねいたします。

JRE山都高森太陽光発電所が環境影響評価法に基づきされているのか定かではありませんが、環境アセスメントでは環境保全のための施策がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） すみません、その前に訂正をさせていただきたいと思ひます。

先ほど藤川議員の答弁に対しまして御説明しました件につきましては、JRE山都町高森太陽光発電所の現場でありまして、申し訳ございません。名連川地区におきましては現在、地元業者の設置事業者におかれまして地元説明会等を開催していただくようお願いしてありまして、今、説明会等を今後開催される予定となっております。

それから、山都太陽光発電所におけます環境アセスメントの件ですけれども、JRE山都太陽光発電所設置時においては、環境アセスメント評価の対象外となっておりました。熊本県の条例は令和2年10月1日から環境アセスメントを求めておりましたけれども、JREにおかれましては、平成26年1月24日に認定を受けておられるところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 環境への影響を未然に防止し、良好な環境を確保することが環境アセスメントに求められているところでございますが、この地域では、度重なる河川や水田への土砂の流入で、特に今は田んぼに水を引く時期でございますが、毎日水路の土砂の除去に苦勞されております。住民が安心して暮らせているかということ、そうではないと思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。先ほど申しましたように、今後とも関係法令や協定等に示された安全対策の遵守について要請を行ってまいりたいと思います。

また、事業者においても、今後、安全対策等の措置を講じられることとなります。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 最近、これまでは赤土じゃ黒土じゃと言って、うちから流れた水じゃないというふうにして全然打ち合っただけ wasn't でしたが、最近何か担当が変わられたとかいうお話をお聞きして、たまたま水の管理に行っておりましたら、そこにお二人の会社の方が来られて、その水路の砂利揚げをしておりましたので、お手伝いしましょうかと。初めてそういうふうに向こうからおっしゃったそうです。少しは会社のほうが歩み寄ってこられたかなと思ったところですが、また町のほうからも指導していただきたいと思います。

今後メガソーラーを含め、大規模な開発が予想されます。暮らしを守る環境づくりには町での規制が求められると考えられますが、環境保全条例や景観条例等の整備について、現状と今後の整備方針についてお伺いをいたします。先ほど課長から少し述べられましたけれども、併せてお伺いをいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。現在、町には、再生可能エネルギーの設置を規制することを目的とした単独の条例は制定しておりませんが、先ほどの答弁と重なりますけれども、今後、法律に基づく地方公共団体実行計画の策定について、本町の実態と、政令による基準や熊本県の実行計画等に盛り込まれる基準、また、他自治体の条例等も参考にしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ちょうど私たち議員全員が現地に行きました際、副町長もちょうど、県の関係者の皆さんでしょうか、一緒に現地にいらっしゃいました。今般、山都町もSDGs 未来都市に選定されました。美しい農村景観を次世代に継承し、将来にわたって豊かな自然

を守る持続可能な山都町を実現することの提案がなされております。

今ある課題が解決できないことには、宣言をした意味がないと思います。緑豊かなまちとして、町長は2期目の希望も提案をされておりました。ちょうど現地は風光明媚な阿蘇外輪山の位置にありまして、前も申しましたが、九州自然歩道のすぐ横にパネルが設置してあります。副町長、あれを見られたときにどのように思われましたでしょうか。率直な御意見をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） ありがとうございます。私も先日、もう半年ぐらい前ででしょうか、実際見せていただきました。県庁から非常に大規模な太陽光発電所ということで、ぜひ見たいということで御案内をさせていただきました。

規制関係の部署も農林関係の規制関係の部署も一緒ですし、総務関係、太陽光の発電を推進しようというセクションの者も一緒に参りまして、いろいろ現場を見せていただいて、まずやはりびっくりしたのは規模の大きさです。一面太陽光パネルが貼ってありまして、その谷の急傾斜のところまで貼ってありました。その大きさにまずはびっくりしました。メガソーラーというものを初めて目の当たりにしたということで。

この太陽光パネルでの発電、これは本当にいい面としては、様々な他の化石燃料を燃やす発電から振り替えるという面では非常に効果的だというふうには思いましたが、一方で、あの風景、草原が広がる原野が太陽光パネルで覆われるということに対しての若干の抵抗というのも正直感じたところです。

ただ、国としましては、この国際的な公約としまして、我が国の今後の在り方としても、再生可能エネルギーを何とかして普及したいという考え方があるかと思えます。どうしてもその点を進めていけば、一方では様々なデメリットも起きてくるということになるかと思えます。それが本町ではそういった土壌ですとか河川の汚濁、あるいは農地への影響ということになるかと思えます。

こういったデメリットの部分も、どうやって少なくして住民の皆さん方に理解していただきながら、環境に優しい太陽光発電等を進めていくのか、本当に難しい問題だと思っております。企画政策課長からも答弁いたしましたとおり、計画をつくりまして、環境に配慮しながら、そして再生エネルギーをつくっていくという方向に工夫しながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ御意見を様々いただければありがたいなと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。おっしゃいましたように、環境破壊、それからエコを併せ持つ太陽光発電は、環境に配慮しながら導入することで、環境への影響を最小限に抑えられます。今後とも業者のほうに配慮について御指導いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは続きまして、第2期山都町子ども・子育て支援事業計画の中から、基本計画、柱の8として、矢部高校魅力化についてお尋ねをいたします。

最近、矢部高校も、入寮者も多くなり、寮の設置者のNPO法人において、女子寮を新たに地域の方の協力を得て開設されたようでございますが、魅力化の表れではないかと思えます。

これまで、生涯学習課では矢部高校応援事業を、山の都創造課では矢部高校魅力化コーディネート事業など導入されてきました。入学者増を図るための魅力化といたら分かりやすいかと思いますが、今年度の計画と現状についてお伺いをいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。第2期山都町子ども・子育て支援計画は、令和2年度から6年度までの5か年計画で、子供個人への支援、子育て家族への支援、地域で支え合う環境支援を基本目標として、地域における子育ての支援や教育環境、生活環境の整備など、九つの基本計画を柱として計画を策定しています。

計画展開施策の九つの柱の一つであります矢部高校の魅力化につきましては、矢部高校魅力化プロジェクト、経済的支援、総合的な学習の三つの事業を関係各課と連携して推進することとしております。

計画の進捗状況を毎年実施することとしております。昨年度は、小6までの子供がいらっしゃる世帯562世帯にアンケート調査を実施しております。124世帯の回答、回答率20%を得ております。その中で、矢部高校の魅力化の取組の満足度26.7%、魅力化の重要度58.1%の結果となっております。今後は評価の数値が上昇するように、関係課と連携して事業を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。生涯学習課では経済的支援を行っております。計画では、矢部高校への入学者数増加のために、保護者に対しての経済的支援を継続して実施するとしており、毎年生徒及び矢部高校に対して、次の支援を行っております。全生徒に対しましては、入学支度金助成事業、教科書購入助成事業、遠距離生徒に対しましては下宿助成事業、バス通学助成事業、高校魅力化支援として、矢部高校に対しまして教育振興助成金、活性化支援金、このほか、学生寮運営団体に対しまして改修費助成事業を行っております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 矢部高校の魅力化につきまして、平成27年度に矢部高校応援プロジェクトというのが立ち上がりまして、そのときに策定をした計画に基づき、3課によって事業を進めているところでございます。山の都創造課では、キャリア教育の推進と高校・大学の連携、高校の魅力情報発信のほか、生徒の全国募集を行う地域みらい留学を担当しております。

まず、高校のイメージアップのための魅力化コーディネート事業では、町外中学生及び地域みらい留学用のPRコンテンツの作成及び情報発信のサポート。二つ目に、町内外中学生対象の高校紹介チラシの作成、それと三つ目には、熊本県立大学、東京農業大学の学生との意見交換及び進路相談等をオンラインで行っております。四つ目に、総合的な探求の時間を活用した地域学習のサポートの実施を行っております。総合的な探求の時間では、幾つかのテーマに分かれまして、

専門家の招聘ですとか、地域住民、役場職員の講話などを取り入れて、地域との接点づくりを行っております。

地域みらい留学につきましては、令和元年度より取り組み、今年で3年目となります。昨年はコロナ禍の状況もありまして、7月から10月までに地域みらい留学フェスタというものが通常は対面で行われるものですが、コロナ禍の状況もございまして、オンラインで開催をされております。全国募集を行う高校が三、四校ずつに分かれて、中学生へオンラインで学校紹介ですとか個別説明会を実施いたしました。結果、岐阜県から1名の入学者を得たところでございます。

このみらい留学を利用して、矢部高校へ入学した生徒につきましては、令和2年度が4名、それと令和3年度が1名、合わせて5名、現在矢部高校で学んでいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 数字が右肩上がりかなと思いましたが、令和2年が4名、令和3年は1名ということでございました。これだけたくさんの応援事業をされている割には数字が、横ばいならまだしも、遠隔地からは1名の入学ということでございますが、さらなる強化で入学者増を図っていただきたいと思えます。

それでは次の質問にまいります。

令和元年から学校規模適正化について検討委員会で検討を重ねていただき、今年3月に検討結果の報告がなされました。検討委員会では、学校の規模によって生じる諸問題を改善し、子供たちにとってより望ましい教育環境の実現に向け、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した山都町学校規模適正化基本方針を策定されるよう、教育委員会に求められております。

そこで、検討委員会の報告書を受け、教育委員会では今後どのように基本方針を定めていかれるのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。教育委員会では、報告書で提言いただいた視点に基づいて、令和3年度に山都町学校規模適正化基本方針を策定する計画です。本町の子供たちにとって、より望ましい教育環境の実現に向け、具体的な方策等を示した基本方針となるよう、しっかりと協議を重ねてまいりたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 学校教育法施行規則第41条によりますと、適正な学校規模と申しますと、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするとありますが、これは地域の実態によって特別の事情があるときはこの限りでないということでございます。まさに私たちの山都町はこの特別の事情に当たると思いますが、山都町の本年度の児童数から見ますと、町内六つの小学校で2クラスある学校は矢部小で、2年生と5年生の2クラスです。少子化が進む山都町では到底、標準の2クラスないし3クラスは満ちていません。

そのほか通学距離や通学時間等、課題がたくさんございます。今、課長のほうから令和3年に基本方針を定めていきたいというふうにおっしゃいましたが、この学校の規模という点について

はどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 議員の今の御指摘のとおりで、山都町の地域の特性、つまり人数の割には広範囲の広さでありましたり、あるいは、それぞれに学校中心とした教育文化といえますか、そういったものも大切にされてきたという歴史がございます。単純に児童生徒数だけでなく、そういった地域の期待、あるいは風土、それから大きな地域の核となる公共施設であることなども十分考慮して、そしてまた、今後改善が図られるであろう通学環境といえますか、そういったところも推測しながら、ただいま検討を重ねておるところでございます。

一方では、現状維持という御意見もあるかもしれませんが、やはり先ほど課長が申しましたように、望ましいこれからの教育環境といったときに、やはり長期展望に立った教育課題の解決、それに向けた対応が必要だと思えますし、山都町らしい人格形成に有用な教育環境を提供していくように準備を進めるということが大切ではないかと考えて、ただいま協議を進めております。早く結論を出すということもありますが、今現状をしっかりと協議しながら進めておりますので、いましばらく後に公表とさせていただきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） まさにそのとおりだと思います。中学校にしても、旧町村ごとに一つずつですが、もうこれ以上の統合は無理だろうと思えます。教育長がおっしゃいましたように現状維持ではなかろうかというのが、私もそうなりはしないかなと思っております。少子化に対応した学校規模の適正化は全国的に、今教育長がおっしゃいましたように、大きな課題がございます。地域コミュニティの核としての性格を有することから、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を踏まえ、総合的に考慮して方針を定めていただきたいと思います。

また、報告書の結びに、総合計画で住民主体の地域づくりの推進や移住定住の促進などの地域活性化方策を提示してあるけれども、方策に留めず実効性ある推進をしてほしいと。また、一旦町外へ出たとしても、山の都に帰ってきたい、山の都の役に立ちたいと思える子供の育成を政策の中心に置き、地域、学校、行政が総がかりで取り組んでいただきたいと思います。この報告書が無駄にならないよう、山都町の学校規模適正化方針の策定を望みます。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止について質問をいたします。

学校では、マスク着用、手洗いの徹底はもちろん、入学式、卒業式、運動会など学校行事の来賓の御案内をお断りされたりと、感染防止を徹底されております。福祉課では、高齢者施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における自己点検の実施ということで、点検のチェックリストで確認し、その結果を町に提出するようということ、施設での感染防止も徹底されております。

ホームページを確認しますと、生涯学習課では、5月18日から社会教育体育施設では、町内在住または在学の者、そして午後9時までの利用制限と新規予約の中止、山の都創造課からのお知らせでは、熊本県のまん延防止等重点措置により、移動については全ての県外への不要不急の移動を控える、外出についても日中を含めた不要不急の外出を控える、そして、感染拡大エリアの

都道府県で移動の自粛を求められている方へは不要不急の移動を控える、町内の施設内で感染防止のルールを守れない方への利用のお断りなどが掲載されておりました。

町内の住民には、感染防止の徹底を図られておりますが、県外から山都町へ来られる方へは無防備でございます。せめて公的施設を利用する県外の方への自粛のお願いはできないものかと思っております。例えばキャンプ場ですが、一人キャンプなど、キャンプブームで利用者が増えています。山都町を満喫するために来られるのは大歓迎でございますが、このコロナ禍では、感染防止の観点から控えていただきたいのが率直な気持ちです。県外への不要不急の外出を自粛させるなら、県外からの移動に対しても自粛の要請をしていただきたい。そうしないと、いつまでも収束に近づけないと思っております。地元の区長さんからも要望がありましたが、未だに解決に至っておりません。

熊本市は新型コロナウイルスの水際対策として、4月下旬からJR熊本駅と桜町バスターミナルの2か所で、土日に新幹線や高速バスで県外から移動してきた人にPCR検査キットを無料配付され、6月下旬までの実施で、感染者を早期発見して市中感染の拡大を防ぐ対策を取られております。また、昨日も熊本市では、県外から市内に来られる方のPCR検査をするのに予算を上程されたニュースが流れておりました。

そこで、先ほど申しました、せめて町内の公共の施設での対応がどうかにならないかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。現在、熊本蔓延防止宣言が、県全域における対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項の各号に掲げる施設に時短要請の協力依頼があつているところです。本町の指定管理施設、御指摘のありましたキャンプ場等の指定管理施設で該当する施設については、午後9時以降営業しておりますのは清和高原天文台のみで、現在営業時間を9時までということでさせていただいております。

御指摘のありました社会教育施設体育館等については、町外の利用を制限しておりますけれども、指定管理施設については営業で得た利益によって運営をしておりますし、町民と町外者との区別を行うということは、特に道の駅などについては大変困難な状況でございます。宿泊施設につきましても、町外者、県外者を理由に宿泊を拒むことはできないということで旅館業法で定められております。

御指摘のとおり、感染防止対策のために住民の皆様の御心配は十分理解できるところでございますけれども、先ほど議員からもございましたとおり、町のホームページ等では、感染拡大エリアの都道府県で移動の自粛を求められている県内外の皆様に、お住まいの都道府県の要請に従い不要不急の移動を控えてくださいということと呼びかけているところでございます。それと、施設への電話予約等がございましたときには、その辺りを確認していただくということで対応させていただいているところでございます。

それと、キャンプ場の利用率については、通常の半分程度に入場を制限しながら運営をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 営業も本当に大切でございますが、その前に命を落としてはどうにもなりません。命のほうが一番重要課題ではないかと思えます。熊本市のように、PCR検査キットだけでも窓口において、それで調べていただくと。そしてその後、あったならば報告していただいて、町のほうが対応すると。せめてものこういったぐらいのことはできると思えますので、今後町のほうでは検討していただきたいと思えます。

それでは最後に、ドクターヘリ発着場の整備についてお伺いをいたします。

先月、救急搬送のため、上益城消防署から服掛松キャンプ場にドクターヘリを要請されましたが、現地に救急車で行きましたら、とてもドクターヘリが降りるスペースを確保するのに時間的に無理と判断され、場所を急遽、そよう病院の前の馬見原グラウンドに変更されました。その間、ドクターヘリは上空で旋回して待たれました。服掛松キャンプ場はヘリポートとして指定はされていないそうですが、ドクターヘリはお医者さんをいち早く救急現場に連れて行くということで、あらかじめ指定された地点もしくは現場付近に着陸するそうです。

今回のようなことがないように、あらかじめヘリが発着できるスペース、調べてみますと35メートル四方とありました、確保していただくようお願いしたいですが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。ヘリの発着場ということで、議員からもございましたとおり、山都町としましては36か所を指定しております。山都町内にありますグラウンドが中心でございます。それから、民間施設で申しますと、ゴルフ場ですとかキャンプ場、それから地元の方々が整備された場所ということでございます。

ありましたとおり、指定された着陸場以外には着陸できないというのが基本でございますので、いろいろ御意見が今回ありましたので、年に一度のヘリ発着所の更新という手続もございまして、消防機関等にも申し入れし、あるいは現場と調整しながら申請をしていきたいなというふうに思います。

もちろん、一般の方が利用されている状況でのヘリの発着というのは非常に厳しい状況もあるかなというふうに思いますので、そこら辺りにつきましても、その部分の確保についての協議も必要かなというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。

今後検討していただくということでございますが、キャンプブームということもあり大変にぎわっておりますが、キャンプ場から救急車の要請をされることも度々ございます。今後ドクターヘリの要請もあるかもしれません。せつかく広い広場があるわけでございますから、テントを張らないエリアを設けてほしいと思えます。どうぞ、これが確実なものになるように、大切な命でございますので、どうぞ御検討をよろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、6番藤川多美君の一般質問を終わります。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） こんにちは。2番、西田由未子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年は梅雨入りが早かった上に、早々の大雨が降ってしまい、本当に残念ながら犠牲となられた方もおられ、心よりお悔やみを申し上げます。また、田植前の被害に遭われたたくさんの方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。

今後の雨の情報に気を配りながら、一人一人の具体的な準備、隣近所を気遣うことに加えて、それでもできないということに町がどんな手立てをしていくべきかということを考え合いたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染蔓延防止の措置の中、ワクチン接種を希望される方に、混乱なく、先ほどこちょっと混乱があったと言われましたけれども、できるだけ混乱なく接種ができるように準備をされている担当の方、御苦労が多いと思います。医療従事者の方々にも心から感謝を申し上げます。

一方で、新型コロナ感染症による経営悪化は、町内全域の事業所で深刻になっていると聞きます。もちろん、町としても国の特別交付金を使って、食べ行く券、応援商品券、しごと応援給付金、失業者支援給付金等の支援を行われてきました。しかし、長引く自粛の中で、精いっぱい経営努力をされても、いつまでもつかという不安を抱えておられるところがあるというのも事実です。国の経済的に苦しいところへの支援に対しても、条件が厳し過ぎて、本当に困っている人に届かないという現実もあります。

そんな中、6月3日付の熊日に、通潤山荘の赤字に4,365万円の経営支援をするという記事が載りました。そよ風パークとの整合性はどうなるのか、明らかにしないといけないと思います。3月に民間支援としても、事業継続支援給付金4,050万円の予算はついていますが、果たして町の施設に4,000万円以上も支援することが公平な税金の分け方なのか、全体を見たときの優先順位はどうあるべきか、町の施設と民間への支援バランスはちゃんと取れているのか、そういう点について大いに議論していかなければならないと思っています。

全員協議会の要求をいたしましたでしたが、それが実らなかったことは大変残念でしたが、このように大事な税金をどんなふうに分けていくのかということに、十分な時間をかけて、丁寧な町か

らの説明も受け、議論をするのが私たちの務めだと思っています。町の財政が持続可能であるかという点からも、予算審議でしっかり議論したいと思います。

そして、通告しておりました三つのことも、この持続可能ということがキーワードになります。この持続可能ということ 키워ワードに、発言台から質問をしていきたいと思っています。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） それでは、1番目の有機農業で持続可能なまちづくりについてお尋ねをします。

これも新聞報道なんですけど、5月22日付熊日に、内閣府SDGs未来都市に山都町と菊池市が選定されたという記事がありました。有機農業で持続可能なまちづくりを提案されての選定ということで、大変喜ばしいことだと思っています。

横文字で言うと分かりにくいので、SDGsというのは、やさしい日本語に言い換えると、何遍も言ってますけど、持続可能なまちづくり、それから誰一人取り残さないというふうに言い換えられると思います。この山都町では、豊かな自然を大事にして孫子に残すという意味も含まれると思っています。

そこで、この応募の目的と取組の具体的内容について御説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず応募の目的です。まちの特色、有機農業JAS認証事業者数日本一の町という強みを生かして、農業の振興、山都町ならではの価値観の創出や多様な主体、交流人口が参画する仕組みづくりなどに取り組み、人口減少と地域経済の縮小を克服し、持続可能なまちづくりを目指すものです。

具体的な取組内容としましては、「有機農業を核とした有機的な繋がりが広がる町の実現」を目指しております。一つ目としまして、生産者、民間企業、民間団体、自治体など、様々な主体が協力、連携する場の形成。2番目に、まちに関わる人、それは山都町の農産物を消費する人であったり、山都町で農業をしてみたい人、住んでみたい人、観光で訪れたい人、これからもまちに住み続けたい人、あらゆる関係人口の増加に取り組んでいきたいと思っています。三つ目に、町民、各種団体等への普及啓発活動です。

SDGsと聞くと難しい印象を持ってしまかもしれませんが、私たちにできることは身近なところにあふれているところです。持続可能なまちづくりは、町民、事業者、各種団体、行政が協働で取り組むことが不可欠となっております。このため、普及啓発活動、併せて町の情報発信にも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。具体的な内容については、今言われた四つの点をまた個別具体的に施策として提案していただけるものだと思って期待をしております。

3月に、学校給食で使う有機農産物の割合を増やす取組として、ニンジン、タマネギ、ジャガイモを契約栽培したらどうかと提案いたしましたところ、町長からはできると思うという前向きなお答えをいただいております。それから、その契約栽培をするということで、農家の方の安定

収入ともなりますし、学校や保育所、将来的には福祉施設等への販路拡大にもつながるかと思っています。先ほどの持続可能な未来都市選定とも相まって、この給食に有機農産物を取り入れるという取組の前進を私は大いに期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、1年を通した安定供給をするためには、冷凍庫とか保冷庫とか、そういうものが必要ではないですかとお尋ねをしたところ、町長からは、いや必要なくできるというふうなお答えがありました。ただ、生産者の方からは、いやあったほうがいいという声も聞いております。担当としての農林振興課として、生産者へのこういう聞き取り等をされたかなということと、補助については3月にいろいろ、いろんなどころの補助が考えられるというお答えでしたので、具体的などのようなものがあるか等も含めて、3月から3か月しかたっていませんけれども、進捗状況のほうを御説明いただければと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。3月に御質問いただきました件でございますが、現在、有機農産物を主とした集出荷の業者から、学校給食用の食材としては、ほぼ毎月各学校へ納品が行われている現状にはございます。

学校給食の食材の調達においては、いろいろな条件や各学校の運用の在り方があるかと思ひています。学校給食の運営に係る関係者間において、学校給食現場で求められるような量であったり、供給に携わっていただく納品業者さん、生産者側の抱える課題などを、さらに情報共有される中で、まずは安定的な納品が確保、持続できるようなものにするための供給の体制づくりはまずしっかり行うこと、そして、町の有機農業者の組織の有機農業協議会、こちらの部会において、学校給食部会を組織されておりますので、納品業者、学校給食関係者などを含めました情報共有と協議の場として、意見交換をそこで図っていく中で、有機農産物の利用の割合と増加がまずは図られていくのではないかというふうにご考へています。

そして、保冷庫で1年を通した出荷の形が確保できるのではないかとご考へていただきましたけれども、まず、その後の聞き取り等は行われているかというお尋ねでございましたが、直接生産者の方々に個別に当たることはまだやっておりますが、現在のところ生産者の方側からの導入の希望もあっていない状況でございます。

現在の国の補助メニューでどんなものがということでしたが、以前調べた状況のままで、新たなものをちょっと手元に今日お持ちしておりませんので、御紹介できなくて申し訳ございません。当時は合致するものがないというような判断をしておりました。

また、納品業者さん側の状況についてもお尋ねしましたが、保冷庫についてはまず高価でありますし、長く保冷を続けるということで、機械についても高価であるという話でしたし、まず電気代等の維持費が価格に上乗せされるというところを気にかけておられまして、長くストックしながら出荷するよりも、旬の食材、旬の農産物を、旬の時期に、そして地元産、県内産と順を追って地域の食材として提供することによって、安心安全な農産物として給食材料として用意していただけたらというふうなお話でした。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、納品業者の方、生産者の方、それから学校の給食担当の先生、それから調理師の方、それから先ほど言われた有機農業協議会の給食部会の方、そういう方がやっぱり一堂に会して、みんなで相談していくということが大事だと思うんですね。そういう場を町が主導されて、ぜひつくっていただきたい。その中でみんなで相談して、これからの運用の在り方について、一歩ずつでも進むようお願いしたいと思います。

保冷庫については、おっしゃるとおりだと思います。旬の物が提供されるのが一番ですので、それがうまく安定供給ができるような仕組みづくりをそこで協議いただければ本当にありがたいなと思いますし、やはりいろんな点で価格の上乗せがあるという点、前回も言いましたけれども、そうなるくと給食費の値上げというふうにならないように、町のほうで独自予算、できれば、国の方針もあるわけですから、前回も言いましたけれども、そういう給食費を上げずに質をよくしていくという仕組みづくりも、私も一緒に考えながら、有機農業を核にした持続可能なまちづくりをされる具体的な施策として進めていただけてますようお願いをしたいと思います。

それでは、2番目に行きます。山都町の自然エネルギー発電事業に対する考え方についてお尋ねをいたします。

一つ目は、JRE山都高森太陽光発電所建設に続いて、名連川地区に太陽光発電事業の計画が出されています。6番議員からも先ほどありました。また、広報やまにもありましたように、企画政策課からの御説明でもありましたように、環境アセスメントということで意見を募集をされています。

私がお尋ねしたいのは、計画予定地について、開発パイロット事業という国による農地開拓事業において開墾された農地が計画予定地だというふう聞いておりますし、国の補助事業による開発なので、この農地を太陽光発電パネルを置くという別目的に使うということには、国の許可が要るんじゃないかなと一つ思ったんです。

それと、先ほども御説明にあつて、ちょっと重なりますが、農地転用等の手続も必要だと。先ほどの説明では、農地法ではなくて、何だったかな、別の自然エネルギー法のほうでということと言われてまして、でも手続中だというふう聞いてたんですよね、環境アセスメントの。私も縦覧に行きましたけれども、そのときは途中だということでした。また日にちがたっています。その後、国の許可と農地転用は果たしてできたんですかと。先ほどのお答えだと途中だということなので、途中なんですかね。すみません、もう一度確認をさせてください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。国の許可、併せて農地転用の手続の進捗ということでございますが、まず先ほど申し上げましたが、通常の農地転用の許可、通常は農地の転用をする場合には、農地法に基づく許可が必要だということでございますが、先ほど申し上げました分については、はい、いいですね。ですので……。

(自席より発言する者あり)

まだといいますか、国の許可、農地転用の許可に、その農地、事業計画予定地がどうあるかということにはまだ至っておりません。

以上です。

○議長(工藤文範君) 2番、西田由未子君。

○2番(西田由未子君) 私が心配したのは、そういう国の許可とか農地転用ができて初めて事業というのはできるはずだと思うので、それを同時並行してできるんじゃないかなという見通しでされるのはどうなのかなと思うわけです。順序としては違うんじゃないでしょうか。きちんと国の許可も出ました、農地転用もできました、できる土地ですということが決まって初めて事業計画ができていくのではないかと思ったんですね。

開パ事業で開発されたところに対しては、水の供給の難しさとか、今は農地として利用が成り立たなくなっているところもあると。それを農山漁村再生可能エネルギー法によって、縦覧させてもらったときには、全体では500ヘクタールあるけれども、そのうちの121ヘクタールが有効利用できていないので、何とか有効利用したいということが書いてありました。お気持ちは分からなくはありません。ですが、やっぱり手続はきちんと手続として順序よくすべきだと思うんですね。

それで、そういう自然エネルギー由来の発電所ができていくということは、先ほどの6番議員からの質問にもありましたように、両面ありますけれども、いいことだと思います。ただ、法律にのっとって、きちんと造っていかれるようお願いしたいと思うんです。その点に対して町はどうお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長(工藤文範君) 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長(藤原千春君) お答えいたします。まず一つは現在の進捗状況というところから御報告したいと思います。

発電事業者から令和3年4月に、農山漁村再生可能エネルギー法における基本計画作成、この基本計画は現在ございますので、基本計画の変更に係る提案書が提出されました。この法律は、農山漁村に豊富に存在する資源を、農林漁業との調和を図りながら、再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業・農村の所得向上を通じ、地域の活力向上や持続発展に結びつけていくための枠組みです。

まず一つ目としまして、町において基本計画を作成または変更しまして、次に発電事業、発電整備の整備を行おうとされる方たちは設備整備計画を作成して、県の同意を受け、最終的に基本計画を策定した町の認定を得ることができるというものです。この基本計画の変更、設備整備計画の認定には、再生可能エネルギー法に基づく協議会の協議が必要となり、基本方針、関係法令等など、国、県からの助言を受けて作成していくということになります。

この計画をつくって、法に基づいて設備計画の認定手続を行うことで、農地法、森林法、個別の手続のワンストップ化、今言ってるしゃる国営事業で整備された農地は第一種農地となりますので、第一種農地の転用不許可の例外等の特例措置を受けるということが出来るものです。

まずは町において、基本計画を変更をするための協議会の設置が必要となるところですが、この協議会のためには、やはり具体的な内容の確認等が必要になってきますので、現在の進捗状況というのはまだ提案書が出されたという段階でございまして、事業者に対し、事業内容の確認と県や農政局へ転用で扱える農地というの許可基準や、再エネ法に基づく設定基準等について調整確認を行っているところです。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ということは、農山漁村再生可能エネルギー法によって一応事業計画を立てて、それを町の協議会のほうで認定するに当たって、いろんな法令を当てはめていくと、国の許可とか農地転用がしやすいような形になって、もし許可と転用ができたならば事業計画も承認されるということになるんですかね。すみません。

とにかく、きちんと法にのっとってやっていただきたいということです。私ももう少し勉強します。ただ、今、私は何で同時進行にできるのかなと。農地転用や国の許可が先じゃないとできないでしょという思いがありましたので確認させていただきました。今のところ法にのっとってやってらっしゃるんだろうと思います。

それで、5月26日に改正温暖化対策法が成立して、来年の4月に施行されると報道がありました。地方自治体は環境保全に配慮し、地域住民らの意見を踏まえ、再生エネルギー事業導入を進める区域が設けられて、太陽光発電パネルの設置に関する農地転用などの手続を簡素化する制度がつくられたと。こういうことにも関係するのかなと思うんですね、先ほどの農地転用のことは、ただ、発電が、もちろん自然エネルギーを推進するということもありますけれども、お金もうけのほうに先に立っていきはしないかという、売電目的だけですよね。そういう心配もあります。

それから、6番議員の質問にもありましたように、メガソーラーを含む太陽光パネルの設置については、やっぱり自然エネルギー推進はしながらも、環境や住民の暮らしを守る視点というのが絶対欠かせない。そのための規制についての条例の整備を今からされていくということが先ほどありまして、先ほど副町長からの御答弁の中に、意見を聞きたいと言われましたので、早速言わせていただきます。

まずもって、広大な森林を切ってしまうと、今、伐採適期だから切ったほうがいいということで、その後きちんと植林をされれば、また造林になっていいと思いますけれども、パネルを置くためには全伐しないといけない、広大な森林を切ってしまうわけにはいけなくて、その後の植林をするのではなく、太陽光パネルを敷き詰めたら、やはり持続可能にはならない。

そして、そういうことから、農地を有効利用しようという農山漁村再生可能エネルギー法では、じゃあ農地を、耕作されていないとか、そういう耕作に適しないところを充てようというのも一つの方法だと思うんですけれども、これまた先祖代々受け継がれた、本当に苦勞して開墾されてこられた優良な農地まで手放すというようなことになったらいけない。そこも規制しないといけないと思うんですね。

そういう意味で、条例の整備をされるに当たって、5点お尋ねをします。

先ほどもありましたけれども、JRE山都高森太陽光発電所の建設に当たっては、下流域への

水質汚濁や崩落等が起きていて、企画政策課長のほうからは、安全対策を講じてされるようになったというふうなことは先ほどありましたけれども、それは本当何度となく住民の方からの要望があって、そして最近に至っては、6番議員からあった担当者が変わって、対応が変わってというふうなお話がありました。でも、やっぱりそれじゃいけないと思うんですね。きちんとした何か、環境に対してのとか、地域住民に対しての、何かが起きたとき、水質汚濁とか崩落とか、命に関わることが起きたときに、責任の所在がやっぱりはっきりしていないからだと思うんです。そこはやはりきちんとしないと、これからも同じような建設に当たっての不具合が出てくると思いますので、その点をきちんと条例化することに対してどう考えられるか。

それは、今度の名連川地区の開発においても一緒なんですよね。環境アセス計画の中で何か各団地の流末に沈砂池を設けると書いてあったんですけども、同じように土地所有者の方へ丁寧な説明とかがないと、何かがあったときの責任所在が明らかにならない。そういう点で、これは一つのことでお尋ねします。

それからもう一つは、電気の固定買取期間が終わって、パネルが放置されないような規制が必要だと思います。経営破綻をして放置されるという懸念もあると聞いています。先ほどの農地に発電パネルを置くのは何か、営農型太陽光発電というそうなんですけど、そういう設備についても、やっぱり放置されないような、きちんとした規制をどう考えられているかということ。

それと、パネルの発電効率を上げるために草刈りが必要になってくると思うんですけども、広大な土地です。でも、やっぱり除草剤を使うのはやめていただきたい。除草剤を使うことで、接地面の崩落や大雨での崩落の危険があるというふう聞いています。今回の環境アセスの縦覧させてもらったところでは、除草剤を使わないと書いてありました。とてもいいことだと思います。草刈りには地域雇用をするということでの契約というのも、その規制というのも必要だと思います。

それから、先ほども言いましたけれども、太陽光パネル設置に関する農地転用などの手続を簡素化する制度がつけられましたけれども、優良な農地が転用されないような、山都町の豊かな自然環境を大事にして、持続可能な未来都市選定にふさわしい、そういうような規制が必要だと思います。

すみません、4点、これについてどのようにお考えか、お答えをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。6番議員への答弁と重なりますが、事業者に対しましては、今後とも適切な行政指導を行ってまいりたいと思います。

また、法律に基づきます地方公共団体実行計画の策定につきましては、本町の実態、今様々な御意見いただきましたけど、こういう実態につきまして御意見をいただきながら、省令の基準や先行して条例等を策定している自治体もございますので、そういう自治体の条例も参考にしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今からきちんとされていくということで期待をしております。行政

指導を行うにも、やはりきちんとした規制基準というのがあって、強く言えると思うんですね。なので、ぜひ、その辺が有効な行政指導ができるためにも早急な策定をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、そういうふうに町の条例にのっとって太陽光発電所が造られていったとします。そのときに、せっかく山都町の中で発電した電気があるようになるわけですよね。自然エネルギー由来の電気が山都町でつくられる。本当にいいことだと思いますので、送電線を新たに町内に引くということなどは必要になるかと思えますけれども、町への還元の仕方も考えていかれたらどうかと思えます。

大前提には、私たち一人一人の暮らしを見詰め直して、電力をなるべく使わない暮らしも、一方で住民は努力していかないといけないと思っています。

それと相まって、町で有効に使う方策についてお尋ねをしたいと思います。5月27日の熊日報道では、埼玉県の所沢市でもう先駆的にやっているというのが載っていました。それと、昨日の報道なんですけど、静岡市のほうが、エネルギーの地産地消事業を進めていると。市での清掃工場でのバイオマス発電と、住民の太陽光発電の余剰電力を市内公共施設で活用したり、蓄電池を市内80か所の小中学校に設置して、通常は需要に応じて電力を供給する仮想発電所として機能させて、災害時には避難所の携帯電話やパソコン用に電力を届けるとか、いろんな工夫がどこそでされているらしいんですね。私も昨日見て、わあ、これはいいなと思ったんですけども。そういうふうに持続可能なまちづくりの一環としての、有効な町内でつくられた電気の利用法についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。議員がおっしゃったように、自治体、組合、公社等が出資されて新電力事業を実施されたり、発電事業者、送配電事業者、消費者がスキームをつくって事業を実施されている例はあります。

電気の仕組みにつきましては、発電事業、送配電事業、小売電気事業者と大きく三つに分けられておりまして、事業ごとにそれぞれ必要な規制が課せられているところです。御存じのように、電気は発電所から家庭に届くまでいろんな過程を経て届くことになっておりまして、通常で言うメガソーラーからの町への供給という点では、現在の仕組みでは直接町への供給は難しいのではないかなと考えているところです。

それから、これは参考のためなんですけども、域内、山都町内の民生・農林水産業用のエネルギー需要を上回る再生可能エネルギーを生み出している、いわゆる地域的エネルギー自給率は、2019年度で山都町で約190%となっているところです。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。ぜひ他地域の事例に学んで、できることからしていただきたいと思えます。今のその電気自給率190%ということは、90%が余剰というふうに考えていいんですかね。それをじゃあどんなふうに町に還元するかということも最初に考えられていいんじゃないかなというふうに今御答弁をお聞きして思いました。ぜひ再生可能エネルギーの有効利用をよろしくお願いします。

次に、今後の防災、減災の取組についてお尋ねをします。

平成30年の9月にも、一度この内容で質問をさせていただきましたが、約2年半ぐらいたちましたけれども、何か皮肉なことでもあるんですけれども、新型コロナ感染症対策のための特別交付金の一部が避難所の感染対策として使われるようになって、備蓄や避難所となる公民館の整備が少しずつ進んでいるという現実は、まあ喜んでいいのかなというふうに思っています。

また、西日本豪雨等でため池の決壊による被害が頻発したことから、防災重点ため池を選定して、防災マップが作られています。最近ホームページに、山都町6か所分の4か所がアップされていました。ぜひ見ていただきたい、町民の皆さんもなかなかホームページ見ることはないとおっしゃるかもしれませんが、機会あったらと思います。

山都町では、防災重点ため池が6か所と聞いております。ため池の場所と、大雨や地震で崩壊してしまった場合は、どの地域が危険地域となるのかということをお伝え願いたいと思います。

また、ハザードマップはできてますが、その活用状況と、被害想定地域の住民の方への説明については、どのくらい進んでいるでしょうか。

2点お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。防災重点ため池につきまして、場所と危険区域、また住民の方への説明ということですが、防災重点ため池は、地震等によりため池が決壊した場合に、下流域への民家等への浸水を及ぼす可能性がある農業用ため池を対象として県が指定しておりまして、令和2年度にまず4か所、山田、日南田、井無田、郷野原についてのハザードマップの作成を終えているところです。残りのため池の2か所、清和赤迫、馬見原上ノ川に、これに藤木のため池を追加した3か所についてのハザードマップの作成を行っております。合わせて7か所となりますけれども、藤木のため池につきましては本年、重点ため池として県の指定をされる予定ということでございます。

危険箇所ということではありますが、浸水想定箇所をマップの中で示しております。説明につきましては、浸水想定範囲、浸水の到達時間等を解析した結果を基に、対象の区域の住民の方と一緒にワークショップを開催しまして、その中で浸水想定エリアを把握してもらい、避難すべき経路とか、避難場所についての内容を、ワークショップを通してハザードマップに反映して作成したところでございます。作成後に、さらにその内容を把握していただくために地元への説明会を行っておりまして、地元の方で避難訓練など実施していただく際にも利用していただきたいということで周知を図っているところであります。

マップについては、浸水想定地域の各世帯に直接配布をしておりまして、また公民館には拡大版の大きなものを掲示していただいているところです。先ほど御紹介いただきましたホームページにも紹介させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ワークショップ等をされて、地元にも説明し、各世帯にマップを配

布されているということですが、ただ、なかなかこのコロナ禍で、住民の方お一人お一人がきちんと把握されるまでの説明はやっぱりできていないのかなと。そういうお声も聞きます。そして、ハザードマップを見てみると、30分でだーっと水が浸水地域に来るんですよ。30分間で逃げないといけないんですよ、ため池が本当に壊れてしまったら。そういう恐ろしい状況になるんだなと思ったときに、いや、逃げなさいよりも、それが壊れんようにするのが先だろうというふうに思いますよね。

それで、まずは壊れないようにすることが先だということで、この防災重点ため池については、崩壊しないように耐震の対策や浚渫、たまっている泥を取るということや、水位計などによる監視体制の整備、危ないですよというときにちゃんと知らせるためには、そういう監視カメラとかがないと。流れて来たら遅いわけです。壊れてしまったら遅いわけですから、そういう整備に国や県の予算がつくようになってきていると聞いています。そういう崩壊しないための防災・減災対策は山都町の計画でどうなっているかお尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。現在想定される災害に備えて、まずソフト対策ということでハザードマップを、地域住民の方へ避難に関する情報を把握していただくということで今実施したところでございます。

地震対策ということでございますけれども、今ため池の管理システムというものにより、県と国との情報の共有を図るようなシステムは持っておりまして、震度4以上の地震の発生や大雨特別警報の発生時には緊急点検を実施するというような体制を取るうにしております。

今後、本年度、熊本県が県内の全ての重点ため池の劣化状況の評価の調査と、地震や豪雨の耐性の評価調査をすることを計画しております。この調査結果を基に、おっしゃいましたような対策工事の検討に入るということでございます。対策工事においては国庫補助事業の適用も可能でありまして、受益者の負担等もありますが、軽減されるというふうな仕組みを考えてございます。

耐震の調査につきましては、山都町はいつかというのはちょっとまだ未定でございますけど、令和4年度までにかけて県内全部を完了するというような予定で県が進められる予定でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 大雨、台風は毎年のことなので、できるだけ早い劣化状況の調査があるということですが、それで本当に危険とされたら、すぐしていただきたいというふうに思います。

また、やはり大雨のたびにつかると、浸水を繰り返している地域もあります。せめて川の浚渫、さっき言いました泥をかき出して水量が流れやすくする浚渫というものをしてほしいという要望はいろんなところから上がっていると思うんですね。やっぱり毎年この時期が来る前の川の浚渫については、つかりやすい地域はもう分かっているからぜひやっていただきたいんですが、町道の整備とかいろんなところで優先順位があって、数も多くてっていつも御答弁いただきます。

そうですが、やはり浚渫についての計画は、矢部町時代に5・3水害があって、あれからの浚渫はまだ一回しかないという地域の方の声も聞きます。もうちょっと計画的に、せめて5年に1回ぐらいするとか、そういうことはできないのでしょうか。そういう計画についてお尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。町内におきましては、県が管理する河川としまして、24河川がございます。また、令和元年の3月に策定をされました山都町総合防災マップにおきましては、河川の増水等により浸水が想定される地域を、浸水する深さによってそれぞれ色分けして示されております。24河川のうち、15河川の57地点で浸水が想定されております。なお、浸水箇所には農地だけの部分もございますので、農地を除く部分としまして、住宅地の浸水箇所が約35か所となっております。

また、防災マップに示された浸水想定区域の多くは、河川にかかる橋梁で流木がかかって浸水する部分、河川の線形が曲がっている箇所、また、ほかの河川と合流する部分での浸水が想定されております。

そのほかに、先ほど議員が言われました、63年の5・3水害におきましては、下馬尾地区のほうで、浦川の下馬尾側のほうで河川に町内の排水が流れ込むことができなくて浸水したという点もございます。

そのような中、熊本県におきましては、令和3年度のしゅんせつ計画としまして、事業費で約4,000万円、7河川の浚渫を計画されております。現在、県河川の浚渫及び流木伐採等の要望としまして、21か所の要望が上がっております。浸水想定地区を優先しながら引き続き県に対して要望していきたいというふうに考えております。

また、県が管理する河川以外の、町が現在災害復旧で対応している河川としまして、188河川でございます。そのうち、河川災害工事をしておる箇所につきましては、隣接した部分については災害工事に併せて一部土砂の除去を行っているところです。全ての河川で対応することはできませんが、まずは大雨が想定される場合には、安全な場所へ早めの避難をすることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 県といろいろ協力しながらやっていただく予定はあるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今避難のことをおっしゃいましたが、明るいうちの高齢者等避難が呼びかけられるようになりまして、それはとてもいいことだと思います。そして、避難するのに支援が必要な方に対する避難計画の作成も進んでいると思います。特に高齢者の方、障害をお持ちの方、乳幼児など配慮を要する家族がいらっしゃる方に対する避難の在り方については、2年ほど前に、優先的に宿泊施設への避難を公費で行うことはどうかというお尋ねをしました。考えたいということでしたので、どのように考えていただいたかということと、それと、新しい体育館について

は避難所にもなると言われていますが、実際そこにどうやって行くんだろうということもあります。行きたくても行けない人を、どう安全な避難所に連れて行くかということで、避難計画の作成とも絡めてお答えいただければと思います。

今言いました、行きたくても行けない人をどう安全な避難所に連れていくかということでは、例えば今早めの避難を呼びかけられていますので、その時間のときに、あらかじめ自分が行きたくても行けんけんというふうに登録されていた人を、ふれあいバスとかタクシーとかで迎えに行き避難所に連れていくとか、そういう体制づくりはどうかと私は思っているんですけど、例えばということで、そういうことも御提案させていただきながら、特に避難をするのに支援が必要な方の避難計画のことについてお答えをいただければと思います。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。令和2年度に民生委員さんをお願いいたしまして、要介護者、障害者がおられる世帯、65歳以上の単身世帯、70歳以上のみの世帯を調査いたしました。調査用紙は複写式となっておりますので、現在は複写の部分を生委員さんに所持していただいて、通常の見守り活動に御利用いただいております。

現在、調査した情報を当課にて地域福祉支援システムに入力作業を行っております。作業終了時点で、避難行動要支援者の個別計画として正本をプリントアウトして、民生委員さんのほうに情報を提供いたします。

システム及び個別計画には、御本人の情報、身内の方の連絡先、支援者であります民生委員さん、消防団の連絡先、近くの避難所等の情報を網羅しております。システムは、福祉課及び総務課防災係と共有し、対象者に変更が生じた場合はすぐ対応できるようにしております。6月中には入力作業を終了する予定です。

対象者は約3,000名いらっしゃいます。個別計画の活用方法は、民生委員さんの通常の見守り活動、そして災害が発生したときには、警察署、消防署、消防団に情報提供し、避難誘導や安否確認の資料として活用していただくことにしております。名簿は個人情報となりますが、災害対策基本法に災害時には関係機関に提出するように明記されております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。今福祉課のほうからございましたとおり、本年個別計画ということが作成されるということでございます。いわゆる対象者が3,000名ということですので、非常に一つ一つ当たるのに少し時間がかかるかなというふうに思いますが、その分布を見ながら、重点的に優先順位を決めながら、個別の避難計画をするというところがございます。

他自治体での事例から申しますと、問題としましては、例えば車両の確保はできたものの、運転手の方々の確保が非常に難しかったとか、あるいは優先してどの地域をするのかという部分がございます。車両あるいはタクシーも含めたところで今後検討していくというところになるかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 個別計画を立てていくのにも、何遍も民生委員さんというお話がありましたけれども、民生委員さんもとても大変な中で、それで民生委員さんだけに頼るのは非常に負担が大きいと思いますので、その辺は御配慮いただきたいのと、やっぱりここで自主防災組織の出番かなと思うんですよね。

指定緊急避難場所61か所というのが、山都町暮らしの便利帳とかいうのにも載ってるんですけども、やっぱりそれぞれのおうちで、もし何かあったら、どこに逃げたらいいか、崖崩れ危険地域だからどうしようとか、家族で話し合っておくというのがまず一番大事になってくるかと思えます。じゃあ避難はあそこに行こうとか、親戚のところに行こうとか、それを家族でまず話し合うと。そして、どうしても御近所にあそこのおばあちゃんお一人だもんねとか、どうしようとかいうのをまた地域で話し合う。それでもできないところを、先ほど言いましたように、町のほうで迎えに来てもらってとかいうような段階的な計画が必要になってくるんだろうなと思えます。

61か所と言いましたが、先ほどの指定緊急避難所はありますけれども、防災無線で言われるのは大体3か所ですよね。この間、名連川支所が言われました。けれども、大体3か所です。その3か所は役場職員の方が開設してくださる避難所で、ほかのところは、だから名連川支所は地域の方が開かれたんだろうと思えます。

地域で開くとか、学校で開くところがいっぱいあるんですけども、その開設訓練とかマニュアルというのは共有できているのかなと。そこに自主防災組織の役割があるのかなというふうにも思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えします。指定避難所61か所のうち、いわゆる公民館、コミュニティ施設というのが約31か所ございます。緊急避難時には行政の支援が届かない可能性が想定されているというところでございます。

それをもちまして、防災係としましては、自治振興区単位、あるいは小さな行政区単位での防災講話、防災訓練等も実施しているところがございますので、どうかそういった機会を、御要望等を行っていただきたいなというふうに思えます。

住民の皆さんが日頃から慣れ親しんでおられます施設のほうが、避難所としての機能も強化できるということに期待をしているところでございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） そのときに誰が鍵を開けに行くとか、何かそういう具体的なマニュアルに沿って、その地域地域で話し合うことが大事なんじゃないかなと思いますので、何か開設マニュアル、町の施設の開設マニュアルはありますね。ありますけれども、小さな公民館単位ではどうしたらいいかということも併せてお示しいただければありがたいかなと思えました。よろしく願います。

ちょっと時間が迫ってきましたが、最後に原子力災害についての防災計画についてお尋ねをします。

2年半前にもお尋ねをしました。原発事故対策の検討を重ねてハンドブックを作っておられるところの御紹介もして、それもお渡しをしました。検討いただいたかなということをお尋ねしたいと思います。

持続可能なまちづくりとして質問してきましたけれども、温暖化の原因の一つに原発があります。火力発電よりも二酸化炭素を出さないからいいんだというふうに言われていますが、原子炉を冷やすために海水を使っているんですね。海水が温められて、それをまた海に返してるんです。それで海水温が上げられています。そういう実態もありますし、原発で一たび事故が起きれば、山都町は鹿児島島の川内、佐賀の玄海、それから愛媛の伊方、三方を今稼働中の原発に囲まれているんですね、九州、その真ん中に山都町が。そういう意味での原発事故に対する防災計画について、どのようにお考えでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えします。特に原子力災害におきましては、人間の五感ではなかなか感じない災害というのが特徴かなというふうに思いますけども、原子力災害時の住民への情報提供、屋内避難、それから被災者等の生活支援については一般災害と共通する点多々あるかなというふうに思いますので、一般災害へ向けての災害対応を充実されていることは、ひいては原子力災害時の有効な施策につながるというふうに思います。

一般災害とつながる点につきましては、他地域からの避難者の受入れと町民の町外への移動の体制というのを構築する必要があるというふうに思いますが、熊本県におきましては、他地域からの想定としましては、芦北、水俣市、その程度の範囲ということで示されております。

今後も、県を中心にしたしまして、県内の自治体が連携した避難者受入れや広域避難についての体制強化を継続していくことが肝要であるというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 五感で感じられないと言われましたが、本当にそのとおりなんですね。そして、放射能は風に乗っていきますので、県境で止まることはありません。どんどんどんどん広がるんですよ。だから、一般災害と一緒にできません。そこのお考えはぜひ考え直していただいて。そして、もうみんな逃げないといけないんですよ、とにかく。よそのところからうちが引き受けるなんてことにはもうならないんです。みんな逃げないといけない。それをどう考えられるかというところをもう一度よく、防災対策としてもきちんとしていただきたいと思います。そこだけは、一般対策ではできません。きちんと原子力災害の対策を考えていていただきたいと思います。

国のほうも、原発を最大限活用というのは削除しました。本当にまず原発を動かさないということ、なくしていくということが大事だと思いますけれども、一たび起きたときのことについては、危機管理としてしっかり持っていただきたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。
ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆様、こんにちは。9番、吉川でございます。

本日も、梅雨の晴れ間のお忙しい時間に傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。最近の雨の降り方は、ゲリラ豪雨であるとか線状降水帯の発生など、予測が厳しい状況にあり、災害発生が年中行事のようになっております。今後の雨の降り方に注意しながら過ごしていきたいものだと思うところです。皆様にも、どうぞ安全第一に過ごされますようお願い申し上げます。

この2年間というもの、コロナの感染状況に振り回され、町内のイベントもことごとく延期や中止を余儀なくされております。また、しかし一方で、開放された空間を楽しむレクリエーションはファンが増え、フットパスのような気軽なアウトドアレクリエーションが人気を博しております。イベント等はキャンセルもありましたが、フットパスは本来地図を片手に自由に歩くのが前提なので、このコロナ禍にあっても町内を自由に散策される姿を目にすることも多かったようです。

また、山都町は登山のメッカでもあります。大型連休中の死亡事故は大変残念ではございましたが、このような事故が起こらないように、九州ハイランドガイド協会を中心に、登山道の調査、整備、登山ルートの改定作業等が急ピッチで進められているところです。日帰りの登山といっても万が一の備えが必要ですし、受け入れる側も登山ルートの明確化、また登山道の整備など、不幸な事故を避けるための努力が必要です。今後も、このすばらしい脊梁の山々の自然を共有していけるようにと願っております。

また一方では、ステイホームを徹底していらっしゃる方々には、山都町立図書館のホームページが開設となったことは朗報だったのではないのでしょうか。私もよく図書館を利用しますが、蔵書を検索できることがこんなに便利なものだなというふうなことを実感しています。利用者さんの中には、自宅で検索をし、リストにして図書館にリクエストをされる方も既にいらっしゃるそうです。10万冊に届くかという蔵書がある図書館の利用法として、大変便利になったと思います。スマホやパソコンを使われる方は、図書館スタッフを困らせるくらいに使いこなしていただきたいと思います。そして、使い方へのリクエストもされながら、もっとお互いに使い勝手のよいシステムに成長するように御協力をいただきたいと思います。また、タブレットを導入した小中学校でもこの図書館ホームページの活用をぜひ勧めていただきたいと思います。

今日は、偶然にも一般質問が女性3人の登壇となりました。しかも、持続可能な社会をどう構

築していくのかというのがテーマだったように思います。これは、将来にわたる子や孫にこの豊かな自然環境を残していきたいという思いが、ひょっとすると女性に特有な発想なのかもしれないと感じたところです。性別をとやかく言うつもりはございませんが、決定的に違うのは生物としての性差、次世代への生を産み出す性としての発想ではないかと感じたところです。もちろん、その機能を発揮するかどうかは個人的な生き方でございますので、とやかく言うつもりはございません。

今日は、雨の時期に考えたい防災への備えと、豊かな森林資源を未来に受け渡すためにはどうしたらいいのかを一緒に考えたいと思ひ質問を準備しておりますが、午前中のお二方の質問や課長の答弁と重なる部分もございますので、若干調整をしながら質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 9番、吉川でございます。

まずは災害時の対策についてお伺いしてまいりたいと思います。

既に御承知のように、5月17日未明の大雨では、残念ながら貴い命が失われてしまいました。都会に住む方々は、ニュースを見ながら多分、何でこんな大雨の日に田んぼの様子を見に行っただらうねと感じていらっしゃることでしょう。しかし、ここに暮らして、農林業に携わる方の生活に触れ、感じるのは、先祖伝来の土地や家を守ってきた方々にとって、見に行かざるを得ない衝動というものは理屈ではないということです。この事故に対し、心より御冥福をお祈りすると同時に、自分の命を守ることを改めて考える機会を与えてくださったことに感謝申し上げたいと思います。

まずは、町の避難情報等の対策についてお伺いしていきます。

国のほうでも、年々悪化する気象状況に対応するため、避難情報の出し方など、早め早めの対応をするようになってまいりました。避難行動については空振りを恐れないことを啓発しておりますが、最近では空振りに終わることを、災害に対する素振りと言うふうになってきたようです。いずれにしても、被害に遭わないことが大切です。

今回は、役場の対策本部でも行われているクロノロジーというデータを見せていただきました。これは、災害時に時々刻々入ってくる災害情報を時系列でまとめ、情報を一元化していくものです。前回の大雨で避難所開設の知らせが発令されたのは、5月の20日と26日でした。いずれも発令の時刻は夕方5時半頃、避難を開始された時間は7時から8時ぐらいが多かったようです。そして、明け方7時ぐらいには帰ってらっしゃったというようなデータが見ることができました。

20日では、千寿苑、清和支所、蘇陽支所にそれぞれ1世帯ずつ、また、26日は、千寿苑に1世帯、清和支所には2世帯、蘇陽支所にはありませんでした。JA名連川支所に3世帯が避難されたというふうなデータが載っております。

災害情報としては、町のハザードマップがあり、各家庭に配付されております。災害に関する情報は多様にありますが、果たしてそれを自分事として捉えてらっしゃるのでしょうか。今回避難された方々は、御自分の危険範囲を把握されていらして、動かされたのだらうと思っています。

自分が山つきの崖下にいるとか、川のそばにいるとか、午前中、2番議員がおっしゃいましたが、危険なため池の下に住んでいるとか、そんなときに自分のタイミングで避難行動を考えることを、マイタイムラインという言葉が今言われております。もちろん災害の心配のない方は、改めて自分の家が一番安全な避難所であるということを確認することも必要だというふうに思っています。このような考え方を広めるための方法を、どのように捉えてらっしゃるかをまず伺いたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。異常な気象が予測されるというところにつきましては、山都町におきましては昨年度から、前日の夕方遅くとも5時までには、様々な避難情報を発令するというので、気象情報を収集しているというところでございます。

暗くなりますとどうしても避難ができませんし、特に未明の豪雨等には対応できないということでございますので、早め早めから避難の準備、あるいは呼びかけということで行っているということで、議員から御紹介がありましたとおり、やはり早め早めの避難を誘導するための啓発活動というのが非常に有効かなというふうに思いますし、また特に時期的なものもございまして、特に梅雨期に入る前のいろいろな住民の方の行動のためにも、危機管理監をはじめとしまして、防災係としては地域からの要望に応じて、防災講話、避難訓練という小規模の単位でございすけども、そういった形で防災上の訓練の意識づけというものを図っているというところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

午前中の質問の答弁と重なる部分もございすが、本当におっしゃるように早め早めの対策が必要だと。私が先ほど申し上げたクロノロジーについては5月の20日と26日だったんですが、実際事故が起きた17日ですね、あの日は本当に未明からの大雨ということで、気象庁の情報を受けてからの町の行動ということもございすでしょうし、その逆に、本当に夜中にそういったものを発令して、かえって危ないということもございすので、今課長がおっしゃったように前日の明るいうちに避難行動が取れるような、しかも空振りでも素振りでもいいというふうな意識の植付けが大変重要ではないかと思ひ、今後も努めていただきたいというふうに思ひます。

早めの避難をされる方の中には、先ほどもありましたように、高齢で行動が素早くできない方や、支援が必要な障害をお持ちの方などがあります。昨年末から、高齢者などの避難時の要支援者の調査がされました。調査を委託された民生委員方が大変な御苦勞の中、情報をまとめて役場のほうに提出をされているというふうに思ひます。また、先ほど午前中の答弁でもありましたように、この情報は現在、デジタル化というか、情報の入力を進めているということで、6月中の入力完了を目指しているというお話でした。それから、改めて民生委員さんや地域消防団と情報の共有をされ、避難行動の援助となるようにしていきたいというふうなお話だったと思ひます。

福祉課長、高野課長は、ついこの間まで社協に出向かれていましたので御存じだと思ひます

が、社協のほうでも年1回地域懇談会という中で、要支援者等の情報を共有し、マップを広げて確認するというふうなことの作業をされておりますが、その情報と役場が持っている情報がどこで共有されているのかが私にはよく見えておりませんでした。しかし、今後は、今回大規模に集めたこの要支援者リストというものを有効に活用されるように期待したいものですが、先ほど2番議員の提案に、タクシーやコミバスでの援助というものはどうだろうというふうな御提案もありましたが、最小単位の中で、今、荒木課長のほうからもありましたが、最小単位の中で誰が誰を支援するかというようなプランを立てながら、それでも困難な方へ対しては公助を繰り出すというような順番が望まれるんじゃないかなと、私のほうでは思っております。担当課の情報の活用についての展望をお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。民生委員さんが昨年度収集いたしました個別計画の活用方法ですけれども、2番議員の答弁でもお答えいたしましたとおり、個別計画の活用方法は、民生委員さんの通常の見守り、そして災害発生時には、警察、消防、また消防団に情報提供して、避難誘導や安否確認の資料として活用していただくことになります。

また、情報共有といたしましては、ぜひ防災訓練時にも御活用いただいて、日頃から地域の方々との情報共有にも御活用いただければと思っております。また、福祉課と防災係のほうも日頃からの情報共有の材料として、この計画書のほうを活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ大いに活用が進むようにお願いいたします。

今もおっしゃるように、日頃からの訓練というものが大変重要だというふうに。こういう個別のものがあるよあるよと言いながら、それをどういうふうに、先ほど、本当に2番議員ともかぶさりますが、誰がその公民館を開けたりとか、そういう細々したような情報の訓練というものはやはり怠ってはいけないんじゃないかというふうに。

今なかなか、5月にも町の防災訓練ございましたが、私たちは本当に安否確認の連絡網的な訓練はしましたが、それ以上のものではございませんでした。地域の中でも、各地域に委ねられているというふうなところがございますので、どのぐらいの程度の自主防災組織がそれに乗っかって活動されたかというのはちょっと私のほうでも把握はしてないところなんでございますが、今の自主防災組織、これが組織率がほぼほぼ100%に達しております。

実際の火災発生時などは、消防団や消防署の到着を待つということにはなるのですが、初期消火においては、そこにいる人が何らかのアクションを起こすということが大事ではないかなというふうに思っています。これは、初期消火というふうに書きましたが、いざというときの災害発生時の初期的な動作については、非常に訓練が大事だというふうに思っています。

場所によっては、そういう訓練を盛んにやってらっしゃるところもあるように聞きますが、この28自治振興区全てがそういうふうに足並みがそろっているというふうにも思えないところもございまして、こういう実際の防災訓練などを着手してらっしゃるところを見習うような手立て

とか、そういった情報の交流とか共有とか、そういったところを進めていただかないなというふうに、役場のほうから働きかけをしていただきたいなというふうに考えるところですが、どのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。議員のほうから御指摘がありましたとおり、自主防災組織の組織率ということで、ほぼ100%を達成しているということでございますが、やはり今後は、いわゆる組織活動の活性化というのが大きな課題かなというふうに考えているところでございます。

もちろん、訓練を重ねるということで経験値が深まることによりまして、それぞれの地域の地理的条件、自然的条件によった、それぞれの独自の活動ができるかなというふうに思いますが、まだまだ組織化したばかりということで、自分たちがどう動いていいのかというのは非常に手探りの状況もあるということでございますので、町としましては、自主防災組織も訓練に参加していただくような防災訓練も予定しているところでございます。

また、自主防災組織の課題を申しますけれども、まずは域内の住民の方の防災意識をいかに共通化を図るかということで、以前の防災訓練等でもあったかと思いますが、いわゆる訓練中心になってしまうと、どうしてもなかなか参加者が来にくいというところもございますので、そういった訓練の在り方についても工夫をする必要がございます。それから、役員交代時の丁寧な引継ぎも必要かなというふうに思います。2年なり、3年なりで役員交代をされるというところが山都町内でも、自治振興区それから行政区単位等でも多うございますので、やはりそれに合わせて、役員交代等もございますので、そのときにも丁寧な引継ぎを行いながら、地域ごとの組織の共通課題、それから今後必要なものを引き継ぐ必要があるかなというふうに思います。

あわせて、地域におきましてはまだまだ少数ではございますが、防災士の希望もあっておりますので、その防災士の方が増えることによりまして、地域防災リーダーの育成につながり、ひいては地域の防災力の向上につながるものというふうに考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

今の自主防災組織の事例、今なかなかコロナもあって、地域で人を集めてやるということも非常に困難というふうに捉えてらして、様々な会議とか訓練が縮小の方向に行っていると思うんですが、例えば、今ちょっと思ったんですが、先進事例というか、やってらっしゃるところと、やってらっしゃらないところの差があるというふうなことを思ってるんですよ。なので、なかなかそこに行ったり、そこに集まって会議をするということが困難であれば、本当にそういったいい事例、うちの町内だけでなくでもいいですけども、そういういい事例を役場のほうで収集していただいて、それを例えば、今度いつですかね、自治振興区会議がございしますが、そんな折にでも啓発をしていただくという、こういうことをやっているところがあるんだなということをお互い知ることが、まず町内では大切でしょうし、そういう周辺に先進事例、県内とかにもあったら、それもぜひ進めていただきたいなというふうに思うところです。

また今、防災士の話があって、私も2年ほど前に取得をしたところなんですけど、本当にコロナの前でよかったなというふうに思っています。今コロナで本当に、防災士のほうも受付が中止になっているし、講座が駄目になっていて、私の知り合いの方が問い合わせたそうなんです。なぜいつまでもできないのかというふうなところで、防災情報というのは本当に日々刻々変わって、先ほどの避難情報についても、もう昨年とまた変わってきている部分があります。そういったもので、あの分厚い教科書がまた送ってきたというんですね、その方がね。で、困ったなど。別に会場に行って勉強できるわけでもないのに、これを自主努力で勉強しなくちゃいけないんだなと思いつつ、県の担当課に問い合わせたところ、防災士の講座は対面でなければできないんですよというふうなお答えだったというふうなことを私聞いて、非常におかしいなと思ったんですよ。なので、今日の通告とかではありませんが、ぜひ県のほうにも防災系のほうからお伝え願えませんかというところで、今このような世の中で、本当に火の国ぼうさい塾に行かれた方は分かると思うんですが、全くの座学なんですよね。3日間びっちり座学なんです。1回だけ救急救命だけは実地訓練がありますが、それを除けば本当に座学なので、それがなぜオンラインでできないのか。オンライン参加での方法もありはしないかというふうなことも思いますので、そこら辺はぜひ、何かの会議とか、おつなぎがあるときにお伺いをして。町内にも今すぐ希望者がいらっしゃるということも聞いておりますが、その方々の意欲がそげないようにぜひ計らっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それと、日頃の防災・減災のためには、今のような防災士の活用、それから女性の会等々の女性の力、こういったところとの連携も必要だというふうに思っています。消防団には約30名の女性団員がいるというふうに伺っていますが、そのほとんどは役場職員であります。いざというときには、役場には役場の仕事がございますので、地域の自主防災組織に女性の参画を進めていくほうが急務ではないかというふうに思っています。先ほど6番議員のほうからもありましたように、防災士の資格を持った方々がもっと活動しやすくなるように、早期の山都町防災士会の立ち上げ等も進めていただきたいというふうに思って、私からもお願いを申し上げます。

今の、女性の力を参画させていくというところで、ちょっと御答弁いただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。防災訓練というイメージからすれば、物々しい動きと、それから資機材の使い方とか、そういった中心になるかなというふうに思いますけれども、やはり女性が活躍する部分というのは、同じく避難された方への対応だったり、あるいは女性ならではの視点が生かせるかなというふうに考えております。

今、防災係でも地域に出向きまして、防災講話、それから防災訓練等やっておりますが、やはり女性の方も積極的に参加いただいているところがございます。なかなか自治振興区単位で大々とやりますと、なかなか女性の方も来れないような状況もございますので、それぞれの例えばその女性の会の集まりの中でも、防災講話という分につきましては、必要があればどんどん出て行きまして重要性というのを訴えかけていきたいなというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 積極的な働きかけをお願いいたします。というのは、今、本当に課長がおっしゃいましたように、別に防災って、ホースを担いで走っていただくだけではないんですね。特に避難所運営が必要になった場合には、細やかなそういった配慮というものが大変必要となってきます。ぜひ防災会議の中にこの女性の枠を入れていただく、役場女性という、うちは女性課長が多いので、防災会議の中に女性のパーセンテージは高いものがございしますが、地域の自主防災組織の中にそういった組み込み方というのを進めていただきたいというふうに思っております。本当に大きな力になるというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから次に、いざというときに駆けつけてくださる消防団の活動、存在というものについて少し触れさせていただきたいと思います。

通告書にも書いておりますが、町の防災や地域のコミュニティづくりに欠かせない存在の消防団です。しかし、年々団員が減少しております。今年度の団員は574名。私が議員になった頃は、700人台だったというふうに記憶をしておりますので、この7年間あるいは8年間の間に、200名程度の方が減少というふうに思っています。町全体の人口が減少している中で、当然の数字かもしれませんが、しかし、現在では消防団OBにも機能別消防団員として登録をしていただき、まさにボランティアで消火活動に参加していただいている実情です。

OBに参加していただく一方で、若者の消防団離れの事例も耳にすることがございます。消防団は、私が言うまでもなく、地域にとってなくてはならない存在です。いざというときの消火活動のみならず、地域のコミュニティの核と言ってもいいでしょう。私のように、組織の内部にいたことのない者が何を言うかとおっしゃる方もおられると思いますが、3月の出初め式を目指して、12月から2月の厳冬期の訓練は相当厳しいものであるということは想像に難くございません。

最近の若い世代は核家族が多く、夫が消防団活動に出れば、家に残る妻の家事や育児の負担が相当大きなものとなってきます。今まで、消防だけん仕方ないよねというふうに辛抱したり、諦めてきたりしてきた女性の方が多いのではないのでしょうか。男女共同参画の視点からは、かなり逆行しているのではないかというふうに思っています。家で留守を守る妻たちのことを、ぜひ頭に置いて活動をしていただきたいと、幹部の方にはお願いをしたいというふうに思っております。

さて、消防団には、団員の報酬や出動の際の費用弁償が予算として計上されております。役職に応じた報酬と出動の際の費用弁償が積算されているのですが、今年度は約1,300万円が計上されております。今回改めて確認させていただいたところ、各分団に交付される予算が、団の運営費としてプールされているというケースが多いようです。火災時の出動や人探しなど、自分のなりわいを投げ出しての活動に頭が下がるとともに、これが全くのボランティア活動になってしまっていることに正直驚いているところです。

平日の昼間など出動するのは農林業を含む自営業の方、そして役場職員です。消防団活動は、自分が地域を守るという誇りの上に成り立っていると思っておりますが、農林業をはじめとする自営業者は仕事を止めて出動されることに対する報酬があまりにも低いことが気になります。言

わば、ただ働きをされるのは、そのくらいもらっても仕方がないと、団の活動費に充てていることを暗黙のうちに認めてらっしゃるのではないかというふうに推察しています。

この消防団活動に対する報酬額等についての見直しについては、以前も何人かの議員さんから折々に出ているところだと思いますが、協議がなされているのでしょうか。団への交付金の内容は、団員の報酬のほかにも何か積算の根拠があれば教えてください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。消防団の活動ということで、議員からもありましたとおり、生業の傍ら住民の生命、身体の保護という使命を負う消防団の皆様方の存在につきましても、もちろん地域防災力の要としての存在意義も大きいものでございますが、やはり平素における予防・消防活動、あるいは資機材の点検、それから非常時におけます迅速かつ統制の取れた行動におきまして、住民の皆さんからも強く、厚い信頼が寄せられているという存在というのは認識しているところでございます。

消防団の環境等におきましても、いわゆる以前の自営業中心の方から、いわゆるサラリーマン団員化ということも叫ばれてまいりました。それから、それぞれ進路の多様化ですとか、あるいは青年団や地域スポーツ団体の消滅等、もともと消防団員の候補となる方々の状況も大きく変わってきたというところでございます。消防団員として、また防災担当者としても多くの皆様との関わりの中で、時代の流れや世代間によって、そのギャップを感じているというところもございます。

ただし、規律ある統制の取れた組織体制は、非常時における行動規範としては変わらないものがございます。伝統を守りながら、時代の流れに応じた消防団の在り方につきましても、歴代幹部の皆様にとりましても試行錯誤の連続であり、大変御苦勞があることも御理解をいただきたいというふうに思います。町といたしましても、消防団の重要性に鑑みながら、団員処遇の改善について、団長をはじめ幹部の皆さん方との協議を通じて取り組みたいというふうに考えております。

先ほど、団員報酬等の分につきましては議員のほうから御紹介がありましたが、それ以外につきましては、分団の運営助成ということで、基本割ですとか、あるいは消防車両当たりとか、あるいは台数に応じてとかということで、それぞれ別の支援も予定しておりますし、今回の6月補正予算に計上しているというところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） まさに、本当に誇りの上に働いてらっしゃる方々に報いるためにも、積極的な協議をお願いしたいというふうに思います。

また、この団への交付が基本割というふうにおっしゃいましたが、人数によるならば、団員の差が経済力の差に直結するわけなんですけれども、今後の再編等の計画についての協議はどうなっているのでしょうか。

また、再編と言いますと、どうしても広範囲になってまいりますよね。この山都町の森林が多い広範囲な町をカバーしていくいいアイデアがすぐにあるとも思えませんが、現状どういうふう

にお考えなのか伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。団員数の減少ということで、それぞれに配備されている車両あるいはポンプ関係の維持関係にも非常に苦勞しているということで、新たな消防団の体制になりましてからも、団長をはじめ、ここ2年ほどでの再編ということの議論がなされている、スタートしているというところでございます。

また、今年の春先におきましては、山林火災が例年に比べて少し多かったのかなというふうに思いますし、いわゆる防災ヘリ、あるいは自衛隊ヘリの要請までしたということがございますので、やはり春先の火入れに対する予防・消防の啓発というのが一番大事なかなというふうに考えているところがございます。消防団の皆様におかれましては、なかなか平日昼間の消火活動に駆けつけることが非常に困難な状況もございますので、どうか住民の皆さんにおかれましては、春先の火入れにつきましては十分注意をいただくことが、ひいては消防団の活動の削減にもつながるかなと思っておりますので、どうかよろしく願いをしたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） おっしゃるとおりだったですね。本当にこの春先の山火事は何件も続きました。本当に、先ほども申し上げましたが、ここで農林業を営みながら風景を保ってこられた方にとっては大切な仕事でございまして、そういったことが危険につながらないような啓発、やはり予防といったところが求められるのかなと。本当に消防団の方々は気持ちで動いてらっしゃるというふうに思いますが、その気持ちを損なわないためにも、住民一人一人がそういった火の扱いには気をつけていくべきだということが、今しっかりと伝わったかというふうに思います。

それから、もう一つの理由の一つに、昔から言われてますのは酒席が多いというふうなことです。消防団に入団するのをためらうことの原因になっているのではないかなというふうに思ったりしています。先日も消防団の幹部の方にお話を伺ったところ、コロナのせいもあって、最近は全然そういった集まりはなくなっておりますし、それ以前からも飲むことを強要したりすることはしないようにしてきたと。どの社会も同様に、パワハラ的なことがあってはいけないし、そのことによって若い世代が消防団活動から離れているとすれば全く残念なことだというふうにおっしゃってございました。そういった意識の、上の方の、幹部の方々のそういったお気持ちが下のほうに伝わり、厳しい訓練だけではなく、たまにはやっぱりそういうお酒を交えたコミュニケーションというの私も私は全く否定はしませんが、訓練のたびにというふうなことはやはり控えるべきでしょうし、残された家族のことをしっかりと考えていっていただきたいなというふうなことで、一言付け足しておきます。

では、次の2番目の質問、森林環境を未来に残したいというところで、ちょっとお話をさせてください。

町の総合計画の冒頭に、まちづくりの主要課題という項目がございます。そこには、住みやすい、住み続けたいと思われる環境づくりとあり、課題として後継者、担い手が不足している中で、田畑や牧野の維持、管理が難しくなりつつある。さらに、山林保有者の所有意識も低く、山林の

適切な管理が行われず、有害獣発生の一因ともなっているというふうに、正直なところ書いてございます。

御存じのように、山都町はその名のとおり山の中にある都です。町の面積の約7割が森林に覆われております。また、その山を切り開いて棚田を作り、困難な農作業を継承してこられました。先日の大雨のような気象条件のときに心配されるのが、山に降った雨は、地面に浸透するより速く山肌を流れ下り、川に注ぎ込み、下流域に住む人々のところであふれ出し、災害につながってしまうということです。最近一番心配なのは、町から見える山の木が伐り出され、伐期になっているということも先ほどございましたが、山肌がむき出しになっているということです。伐期と重なって、最近輸入材が滞っているという情報もございまして、木材の値段が高騰しているという話も聞きます。そういったことに起因しながらの山の皆伐が行われているのではないかなというふうに憂いております。

山を持ってらっしゃる方にとっては、これはまたとないチャンスでありまして、経済的な効果はありがたいのですが、その反面、その後の植林の状況等が気になるところです。皆伐する場合には、町への届け出や、その後の植林の計画を示さなければならないようになっておりますが、森林組合に委託された場合でさえ、その作業に手が回らない現状もあるように聞いております。果たして個人的に切り出される方の山の管理はどうなっているのでしょうか。そのような山の現状について、町としてはどのように把握されていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。山都町の森林につきましては、森林法に基づく森林計画制度に従って、町が策定しております山都町森林整備計画に基づいて管理を進めているところであります。議員おっしゃいましたように、伐採を行う際の届出が森林法により義務づけられているところです。その中身について、伐採の内容と更新方法について、事前の届出ということで受理しておるところですが、町としては、その届出書の中身の状況によって、伐採の内容確認、適切な更新についての指導、助言の立場でございまして、そういったことに取り組んではおります。

伐採後の植林ということでございますが、伐採完了後おおむね2年を目安に植林を実施してもらおうということとなっております。植林が完了した後は、現在は状況の報告が義務づけられて、植林完了の報告を行っていただくということになっております。ですので、事前の届出と事後の植林の確認ということで、二重チェックによって、伐採後の造林が適切に植林、森林整備などによって行われるように努めてまいっているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） なかなか山も広うございますし、計画を出したその後の調査、2年後をめどに植林をするというふうなことで、その確認作業というのも果てしないものではないかというふうに想像しております。個人の山への関与は難しいところがあるでしょうけれども、せめて町有林、この管理はしっかりしていただきたいというふうに思っております。

また、この木というものは、皆さんも御存じのように農業と違いまして、春植えたものを秋に収穫するわけではございませんので、先長い計画、見通しというものが必要だというふうに思っています。そこで、この間森林組合の方に聞いたときに、早生する、早く育ち上がる木を植えるようなことを今、推進しているというふうなことで、センダンという名前を聞いたんですが、センダンは残念ながら南方系の木だそうで、家具に使われる木材ですね。なので、町の林業の方に伺ったところ、山都町には向いていないなというふうなところもお伺いしました。なので、やはり山都町で経済活動にもつながる植林をですね。何十年後、やっぱり子や孫の時代にならなければお金にならないではない、もっと有効な山の活用の仕方というふうな計画をもっと研究をしていただけたらなというふうに思うところです。

午前中も度々、持続可能なということで、SDGs 未来都市の話が出ておりますけれども、せっかく選定されました。持続可能な地域づくりに欠かせないのが森林の環境だというふうに私は思っています。切っても切り離せない問題があるというふうに思っています。中には、個人の方で、杉を切った自分の山に自然林を作りたいと植林活動をされた方もいらっしゃいますが、なりわいとして林業をする場合には経済が成り立たないといけませんので、今申し上げたような木の選定、どういう木を植えていったらいいのかというふうなところも含めて、理想的には間伐をしながら持続可能な経済が成り立つということを目指さなければならないというふうに、口で言うのは簡単ですが、実際にそれを仕事としてらっしゃる、また、厳しい環境、山という環境の中では、簡単にはいかないということは重々承知をしておりますが、循環型の林業ということをどういうふうに考えていらっしゃるか。そういうアイデアが、もしあるようでしたら伺いたいんですけれども。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。先ほど申し上げました町が策定している、町の森林についての管理の進め方を定める山都町森林整備計画を31年に定めておりまして、計画としては令和11年までの長い期間での計画ですが、こちらは全国の森林法など森林の計画制度に従って策定しておりますので、そういった中でも森林整備の基本方針であるとか、地域の目指すべき森林資源の姿、そういった中で森林の持つ機能、そういったものも定めながら森林の施業の推進方針なども定めておりますので、そういったものを適切に施業のほうで実施していただきながら、議員おっしゃるように山が持続可能な形で徐々に、全伐とはならずの間伐というような形も取り入れながら育成が図られていくような形で、町のほうもそういった届出を注視しながら、現場の状況を把握しながら、森林整備のほうの管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。その森林、いろんな法に従って適切に管理をしていきたいということなんですが、ところで、この4月に町には地域林政アドバイザーという方が雇われ始められましたけれども、この方の働きはそういったところに関係してくるお仕事の内容でしょうか。もし分かれば、林政アドバイザーという方のお仕事の内容を簡単にお知らせ

いただきたいのですが。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） 議員おっしゃいましたように、4月から地域林政アドバイザーを導入しております。こちらのほうは、国において平成29年度から地域林政アドバイザー制度ということで創設があった中で、市町村の森林行政の中で、より専門性を有する人材を登用して、林業技術者という形で採用し、市町村の林業行政の体制を図るということを目的としているもので、山都町においてもぜひそういった形で森林管理を進めてまいりたいということで導入したところでございます。

役割はということでありましたが、元年から実施しております森林経営管理制度に基づきます意向調査というものを開始しております。今後は、専門的なアドバイザーの知見を生かしていただき、意向調査がより円滑な森林整備につながるような実施方法にしていきながら、森林の整備に当たる施業の発注、そういったものも進めていきたいというふうに計画をしているところでございます。

また、後継者、そういったものへの支援、そういうものも一緒にになりながら町も取組を図っていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） この林政アドバイザーという方が女性なんです。すごく私、期待しております、今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では次に、山都町の自然環境を守るために、町と地域がどのように連携していけばいいのかというところについてお伺いをしていきたいと思ひます。これは役割が各課にわたりますので、全体の考え方として総務課長に答弁をお願いしたいというふうに思ひます。

卑近な例なんですけれども、私が住む朝日自治振興区の井無田地区には、町の観光資源である清和高原天文台がありまして、指定管理施設の井無田キャンプ場、また旧朝日小学校という大きな建物があり、天文台の手前の草原にはソーラー発電所もあります。ソーラー発電用地を含む天文台手前の草原には、入会地として、地域住民が古くから野焼きをはじめとして採草放牧をしたりしながら手入れをしてまいりました。しかし、最近では住民の高齢化もあり、野焼きをしなくなって、この2年、既に木が生えてブッシュが目立つようになっています。この調子では5年もすれば草原は林と化するのではないかとこのように憂ひしております。

つい最近のことですが、阿蘇の茅刈りや茅葺の技が国の無形文化財に指定をされました。記念のシンポジウムが開催されたときに参加しましたが、阿蘇の稀有な草原は、千年以上も前から人が手をかけてきたことによって維持されてきた景観であるということに再認識したところです。この山都町の自然景観も、手を入れなければすぐに荒廃してしまいます。自然景観とはいえ、それは農林業を営んできた住民のおかげで形成されているものです。

このような例は、町のほかの地域でも同様なことではないかというふうに思ひます。このような維持管理の協力体制について、町はどのように関わるといふふうにお考えでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。いかに今後の山都町の自然環境をはじめとしました様々な山都町の維持ということで、まさしくSDGsという言葉にも代表されるかなというふうに思いますが、町は、一つとしましては自治振興区を一つの範囲として、あるいは行政区や組などの地縁団体を単位としてそれぞれ活動をされておりますので、それにつきまして様々な事業の各方面から支援をしているというところでございます。

ただし、戦後の高度経済成長下における拡大施策、農地・林地等の開発、あるいは、それに応じた様々な地域の伝統行事等も活発に行われた時代ということで、後期高齢者の世代の方々につきましては、そういった活動ができてきたかなというふうに思いますが、その世代においては、やはり5名から6名の兄弟姉妹の構成だったというふうに思います。ごく普通の世帯構成であり、地方から大都市への就職等による流出におきましても、地域の運営にはほとんど支障がなかったような状況ということは、私の周りでもあるかなというふうに思います。

果たして、その次の世代、いわゆる我々の世代かなというふうに思いますが、どうしても子供の数が二、三名ということが現実となりまして、要求があります都市部への流出とか、あるいは進路の多様化に伴いまして、世帯の後継者の不在が一番顕在化してきているところかなというふうに思います。地域を構成する世帯後継者の減少は、地域運営の支障を来す状況というのがますます顕在化していると。

それから、今後どうなるかということで、それぞれ住民の方も危惧されているというふうに思います。人口減少それから高齢化の進展合わせまして、いわゆる生産年齢世代の減少というのはなかなか回避することはできませんけれども、やはり右肩上がりの時代を謳歌された世代には非常にもどかしいお気持ちもあるのも現実かなというふうに思っております。行政におきましても様々な支援をしているところもございしますが、なかなか限界もあるというふうに認識をしております。近年では、いわゆる交流人口ということで、それぞれの自治体も交流人口の増加ということで目指しておりますが、国内で同じパイを奪い合うような状況ということもございします。そういうこともございしますので、少し賢く縮むことも大切かなというふうに思います。今までのような拡大路線というのもし、地域でも見直す必要があるかなというふうに思っております。

それぞれ、コロナ禍でもございしますが、地域での行事あるいは祭礼等の中止もございしますが、寂しい思いの一方と、一方では負担感からの解放もあるのかなというのを感じているところもございします。様々な思いが重なっておりますので、なかなか一様に解決策を見いだすことはできませんが、今こそ世代間でしっかりと、今後の地域を目指した中での語りとか、あるいは話合いというのが必要かなというふうに思います。今後の地域運営も非常に厳しいものがございしますが、いわゆる見直しもしていただきたいなというふうに思います。世間では断捨離という言葉もございしますが、そういった時期にも到来しているのかなというふうに思います。

以上でございします。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） いろいろとおっしゃっていただきましたが、言葉のあやかもしれないけど、賢く縮むと今ちょっとおっしゃったんですね、何か。でも、この面積縮みようがないです。人々の活動は縮小しなくてはいけない部分が随分あるかと思いますが、この山都町をぎゅっと縮めることができたらどんなにか楽だろうというふうには思います。

ただ、やはり、先ほど私が卑近な例と申し上げましたが、やはり天文台辺りの景観は、よそからのお客様にとって大変大事なものだというふうには思いますので、本当に今おっしゃったように協力体制、地域住民とあるいは役場、それに関係された方々がどうすればいいだろうというふうな話をするところからまずは始めなくてははいけない。そして、役割分担をしながら、お互いの負担感が少なくなっていく方向性、そして、この景観をどういうふうに最小限守っていくのか。山の奥深いところはもう入って行けそうにないかもしれないけれども、やはり手前に見える皆伐された山々の肌であるとか、それからすぐにも国道から目につくところの自然の荒廃であるとか、そういったことは小さなことの積み重ねによって解消もしていかななくてははいけないことかというふうに思いますので、今後も引き続き役場のほうは積極的に協力をしていただきたいというふう考えております。

また、突然というか、町長答弁の相手方にも一応書いておりますが、町長は本当に山都町を豊かな町にというようなことをスローガンにされていますので、農林業者であったということも含めまして、今の町の景観を造るといふ、みんなで造っていくといふところの観点に関して、一言お話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 午前中、2番議員、6番議員からもありました、メガソーラー設置に対する思いが今、吉川議員が言われる部分もそういうところじゃないかなというふうに思います。特に今言われました天文台周辺に設置をされておりますメガソーラーといひますか、太陽光発電があるわけですが、特に町有地も提供した中で設置をされるといふような状況下にある中で、やはりあの場所にああいう施設がいいかなという部分をちょっと痛感をしておるわけですが、もう設置をされたものをどうすることもできないというふうなことであります。今回の名連川の部分、高森峠の部分については、地域からなかなか見えないというような部分があるといふようなことで、仕方がないかなと。今の状況下、脱炭素化の中ではという思いの中で、条例等をつくってはおりませんが、そういう思いでおります。

この美しい山都の自然を、豊かな自然を残すためには、これはもう一人一人の、また、先ほど言われました地域の問題ばかりじゃなく、山都の問題として考えなくてははいけないと思っております。もう本当に、各集落ごとに野焼きをみんなしよりました。今、私の地区で、藤川議員おられますが、2集落くらいであります。もうほとんどのところが野焼きをしておられません。今後、本当にどういう状況下になるかなと。

美しい原野を見ることはもうできない、大藪だらけになるんじゃないかなというふうな状況かなという思いでおりますが、しかしながら、やはり先ほどの森林も一緒ですが、やはり地域が元気で、農業者の方々が元気であってこそ守っていかれるんじゃないかなという思いでおりますの

で、そのためには、まずは農家の方々が元気にして、やはり山都の林業は、農業と林業が一体となった中で進んできたものという思いでありますので、それを含めながら今後は森林組合の方々とも協議をしながら、先ほど町有林というお話がありました、町有林については毎年計画的に間伐等も今させていただいてるところでございますので、そういうのも含め、町民の方々にも間伐等の手入れをしていただきながら、美しい自然を守っていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 貴重な答弁ありがとうございました。ぜひ力を合わせて、自然環境を守っていきたいというふうに思います。

では、最後になりましたが、森林環境譲与税について、その用途について、ちょっとお伺いをしていききたいと思います。

この森林を保全することのために、国は森林環境税というものを徴収することになりました。この目的は、国土を守り、地球温暖化を防止し、水源の涵養などに活用する。そして、自治体の森林面積や林業者の数、または人口などから税の配分が行われているところです。もう本町にも既にやってきている分なんです、現在はまだというとおかしいですが、現在はその使用のうち新体育館建設に係るものがありまして、それから林業振興費というふうに分けられています。詳しい額はちょっともう時間ございませんので申し上げます。

体育館はそのうちというか、もう早晩出来上がるということになりますので、その後の、3年度が約5,657万8,000円という大きな額が、その森林環境譲与税というもので下りてくるものです。その体育館の建設が済んだ後には、そういう大きな額をどういうふうにやっぱり町として有効に活用していくかということが求められるというふうに思っているんですが、私としてはぜひ、若手の後継者を育てるために使っていただきたいというふうに思っているんですけども、現在、担当課として具体的なその方向性というものがありませんでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。現在、森林環境譲与税につきましては、先ほど申し上げました意向調査等に充当しているような状況であります、後継者育成ということで、山都町にも育成の場ということで、矢部高校林業科、昨年も1年生に11名の入学、男子10名、女子1名ということと、元年度からのくまもと林業大学校にも、3年の3月卒業の矢部高林業科から2名の生徒が入校しております。そういった貴重な人材が山都町におりますので、そういった方向にも今後使っていけるようなことを、方策を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。直接、矢部高生、あるいは林業大学校からの新しい林業就業者という方に対しては、本当に手厚く見ていただきたいというふうに思います。

また一方で、小さな人たち、小学生であったり中学生であったりという人たちにも、この森林の大切さを伝えるために時間を割いていくことをお願いしたいというふうに思います。なかなか

いつもいろんなことをお願いしても授業時数がというふうにおしゃるんですが、学校教育の中では、農業の体験はすごく取り入れてらっしゃいますよね。田植、稲刈り、あるいは茶摘みなど、町の特産品に関わるような作業を、おうちでも体験されるかもしれないし、また、小学校での特別な授業の中で、地域の方と一緒にやってらっしゃるといふこともあると思います。

しかしながら、林業を学ぶという、森のことを学ぶという機会はどうもあまりないので、そういったことにも時間を割いていただきたいというのは、これは要望としてお伝えしたいと思います。

また、この小さな人たちに、森の大切さを伝えるためにいい本がありますので、最後にちょっと御紹介をしたいと思います。富山和子さんが書かれた「森は生きている」という本です。これは、青い鳥文庫で文庫版になっていますし、子供たちに分かりやすい、また、私たちのように老眼鏡が必要になった大人にも大きな字で書かれてありますので非常に読みやすい本です。

富山さんは以前、本町にも、図書館講演会にお招きしたことがあって御縁があるんですが、自然と人間の営みの関わりを分かりやすい言葉で紡いでらっしゃいます。大昔から人が木を育て、木に頼って、木と共生したことがよく分かる本です。以前、町の有志が矢部高生にプレゼントされた話もごございます。ぜひこのような本や、またはその他の絵本などを通して、小学生や中学生にも山都町の森林の大切さを伝えていただきたいと思い、今日の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時06分

6 月 9 日（水曜日）

令和3年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年6月3日午前10時0分招集
2. 令和3年6月9日午前10時0分開議
3. 令和3年6月9日午後1時59分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
 - 1番 眞原 誠議員
 - 4番 矢仁田秀典議員
 - 日程第2 議案第43号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第13号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第3 議案第44号 専決処分事項（令和2年度山都町病院事業会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第4 議案第45号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第5 議案第46号 専決処分事項（山都町介護保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第6 議案第47号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第48号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第49号 山都町附属機関に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第57号 山都町手数料条例の一部を改正する条例について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅 田 穰 副 町 長 能 登 哲 也

教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清和支所長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） おはようございます。1番議員の眞原誠です。

暑い日が続いております。昨日も30度を超えるような暑さで、議場の外に出ると暑いなと思いましたが。今日もこのような天候ですので、恐らく暑くなるんだろうと思っております。雨が降ると肌寒い感じになりますけれども、一たびこうして太陽が照り出すと暑い日々です。体調管理が大変だなと思っております。コロナ禍でもありますし、ふだんの体調管理、非常に重要だなと思っているところです。

さて、世の中をあらゆる意味で苦しめております新型コロナウイルス感染症ですけれども、その対策の副産物として、世の中のデジタル化、これが加速していることは皆さん御存じのとおりだと思います。学校ではGIGAスクール構想の下、1人1台タブレットが導入されています。都市部の職場では、テレワークの推進があつたりですとか、あるいは、オンライン会議の普及、オンライン会議はもう土地に関係なく、世界各国をつないで会議ができたりもします。私も同級生の会合をオンラインでやったこともあります。書類の押印もこちらもデジタル化されてきているようです。

情報テクノロジーの発展で、本来であれば、以前からこういったことは業務の転換でしたり、効率化できていた世の中の在り方、これがここに来て、そうした外圧によって、やらねばならないという強制性があって、そちらにシフトしているように思います。きっかけは何であれ、活用

できる技術がそうして有効に活用されるということは喜ばしいことだと思う次第です。

今回の一般質問ですけれども、コロナ禍が何らかの形で落ち着いた後、人々が行動の自粛をしなくなってもよい、そういう世の中になったときのことを想定したまちづくりを、これを念頭に置きまして、議論していきたいと思います。

それでは、質問台に移って質問いたします。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 通告に沿って質問してまいります。まず、一番初めのSDGsに関する質問につきましては、通告しておりました質問内容を、昨日の一般質問の御答弁で詳しく企画政策課長のほうからお話しいただいていますので、こちらのほうは今回飛ばしていきたいと思えます。2番目の町の人口推移と経済についてというところで質問してまいります。

熊本県の統計調査というのがホームページによく載っておりますが、私これを度々といいますか、時間のある都度見たりして、いろいろと私なりの研究の素材にしたりするんですけれども、今回ちょっと拝見しまして、熊本県の推計人口調査結果報告というのがございまして、これをずっと見ておったんですが、第5表の県内市区町村移動者数というのがエクセルファイルでありまして、これをずっと見ていますと非常に、何といいますかね、数字が面白いなと思って見てたところです。

これは熊本県内で各市町村の人の移動、転出転入を詳細に出している表なんですけれども、市区町村全部載っていますので、山都町もしっかり載っています。令和2年度の山都町の転入総数、山都町に来ていただいている、転入された方の総数が173になっていまして、転出総数、これが344になっていました。やっぱり県内の移動を見ても、転入よりも転出のほうが多いんだなと、しみじみ見てたところなんです。

それで、人口に関して、それを見ながら思っていたんですけれども、自然増減と社会増減というのがありますね。自然増減というのは、生まれた方の総数から亡くなった方の総数を引いた数値、これが自然増減で、社会増減は転入から転出を引いた数値ということになります。それで、町の人口は増えたほうがよい。これはもう自明の理だと思いますが、町の人口を増やすためには、自然増、生まれて来る方を多くする。それと、あと社会増、転入なされる方を多くするというのが必要になってきます。

転入を増やすということに関して言えば、特に若い世代、子育て世代、こうした方々の転入が増えれば、あるいは転出、これが減っていけば、自然増減の数値も改善が見込めるんだろうというふうに、そうしたデータを見ながら思いをはせたところです。

そこで、山都町、転入なされる方が非常に多いとは感じているんですね。先ほど数字では転出のほうが多かったですけれども、私が住んでおります集落にも、この6月に御家族で入ってこられた方もいらっしゃいますし。

そこでお伺いしたいんですが、この転入と転出の状況について、ここ近年の動向、これがどうなっているか教えていただきたいと思えます。県内移動ではなくて、全国的なもので状況を教えていただければと思えます。また、そういう状況になっている何か原因もお分かりであれば、そ

の辺りもお伝えください。お願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、熊本県の人口動態の統計の資料によるものでございますけども、令和2年10月1日現在の1年間の転入者総数、山都町への転入者総数は331人、転出者は412人で、81人の減となっております、社会減はマイナス2.19%となっております。県内におきましても、全体で0.62の減となっております。また、3分の1の県内の自治体において、2%を超える自然減という現象が見られているところです。また、前年度、令和元年度で言いますと、1年間の転入者数が340人、転出者は456人となっております、2.5%の社会減となっております。

このことから、転出者も400人以上いらっしゃる場所なんですけども、転入者数も300人以上毎年いらっしゃるような状況かなと思っております。転入者は、県内から56%、県外から44%、また、年代別でも、40歳以下の人が65%いらっしゃるというふうな数値が出てきております。

また、山の都地域しごとセンターを経由しました移住者数も、平成28年から令和2年度の5年間で58世帯、115の方が移住をされているところです。平成29年度までは転入される世帯数は1桁でございましたけども、平成30年以降は、平均して毎年15世帯の方が移住されているというふうなことが数値からは読み取れます。このほかに、移住者に関する相談も年間約100件ほど寄せられているとのことでした。

また、国におきましては、地方への移住定住の促進、地方へのつながりを強化するなどの地方創生の取組を強化しているところでございます。また、近年のコロナ禍というところの中で、田園回帰の関心が高まっているのではないかと感じているところです。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 細かいデータをありがとうございます。令和元年よりも令和2年度のほうが転出とか、社会減の率が低いというのはよろしいデータだなと思って拝聴いたしました。コロナ禍で田園回帰というのもあるかなと思いますし、その地方創生で国が一生懸命後押ししていただいているということもあるんだろうなとは思っています。

それからすいません、今、教えていただいたデータの中では、熊本県内の移動だけで見ますと、半分までは行かないですかね、転出のほうが多いんですけども、率がですね。ただ、全国的に見ますと、転入転出の差の率が低いというふうに思いましたので、案外熊本県外のほうから山都町という地を選んで移ってこられる方が多いんだろうなということも、今のデータから読み取ったところです。

さて、今の人の移動ですけども、高速道路が開通すれば、熊本市とかそういう都市部が遠いというハンデ、これは確実に下がってくると思います、山都町としてもですね。そういうことですので、その辺りも踏まえまして、ちょっと次の質問に移ってまいりますが、県のデータを拝見しているときに、今、先ほどは人口のデータを見てたんですけども、次に、今年の3月に、平成30年度、前、前、前年度になるので少し古いデータにはなるんですが、熊本県経済統計というのが県のホームページに載ってまして、これも数値を追ってみました。

いつも私は市町村内総生産、これを見るんですけれども、いわゆる市町村ごとのGDPになるんですが、成長率がちょっと気になりまして、熊本県全体ではマイナス0.4というふうに載っていました。マイナス成長ですね。山都町はマイナス2.0になっていました。熊本県が全体でマイナス成長なのは、平成28年度以降の震災に対する復興事業、これが一段落したことによる反動なのかなというふうにも思っているんですけれども、当然山都町もそうした傾向があるのかなと思って見ておりましたが、ただ、上益城郡の5町、全体見たんですけれども、山都町以外の他の4町は、成長率はかなり鈍化していましたが、プラスだったんですね、まだ。マイナスになっていたのは山都町だけでした。

何が原因かというのはなかなか難しいかと思うんですけれども、何か行政側で、そうしたことの原因と思われるものが分かっていたらしゃれば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。議員がおっしゃいましたように、山都町の総生産額の成長率は平成30年度ではマイナス2.0%となっているところで、郡内の他町村は0.3から13.4%の増加となっております。要因の一つとしましては、農業の総生産額の減少というところが見られます。前年度比で5.2%の減となっております。

なお、県の平均も農業においては0.8%と減少しております。農業を含む第1次産業は、郡内全ての町で減少しております。本町の農業総生産額は、全体の総生産額の13.8%を占めておりまして、全産業中2番目に多い構成比となっております。また、農業においては、平成28年度までは総生産額は増加傾向にございましたが、平成29年度から減少しております。他のデータも確認しますと、農家戸数や売上げの減少というところが見られます。

次に、第2次産業におきましては、先ほど言われたとおり、建設業が2.5%、県平均では4.4%減少しております。建設業の総生産の構成比は本町の産業の中で16.5%と、一番多い割合を占めているところとなっております。建設業におきましては、平成29年度におきまして、前年度と比較し59.6%と大きく増加しており、第2次産業自体伸びていたところなんです。これは熊本地震後の復旧・復興需要によるものと考えられまして、本町では速やかな復旧に取り組み、平成30年度においては、前年度と比較した場合、復旧特需が落ち着いてきたことによるものと考えます。

平成29年度のみと比較となりますので、明確には言えませんが、熊本地震後の建設業の総生産額の減少、また、農業生産額の減少と併せて、人口減少や高齢化等による生産年齢人口の減少などが原因として考えられます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） やはり建設業の減少というのが大きいんだなというのが、今の御説明の数値の中でも読み取れたかなと思います。農業の生産額が、総生産が落ちているというのはちょっと気になるところで、ここは農林振興課、あと各JAであったり、農家の皆さん頑張っていると思うので、時期が来れば、また回復していくんじゃないかなと期待をしているところです。

そういう状況の理由は今御説明いただいて分かったところなんですけど、GDPには御存じのと

おり、三面等価の原則というのがありまして、今生産額が、GDPという、よく皆さんイメージ湧くと思うんですけども、これイコール、分配や支出、いわゆる所得ですね、こちらのほうとも等価、同じ額になるという性質があります。物を作りますと、その生産に携わった方々の所得が、その生産額で計上された金額と所得額は一緒になるという、そういう見方です。その分配所得、得たものは、今度はその方々は消費であったり、あるいは次の生産への投資に回したりしますので、支出も同額になると。一経済圏のエリアで見れば、そういうことになります。

そういう話なんですけど、何が言いたいかというと、そういう側面がありますので、生産額のGDPを伸ばしていくということは、その経済圏のエリアの方々の所得、この増加にもつながってくるというか、増加になるという話です。そういうことがありますので、何とかGDPの成長率というのはプラスをキープしたい、そういうふうに思っています。

そういうことを思いながら統計表を見ていまして、気づいたことがあるんですけども、各市町村のGDP、これが県全体に占めるシェアというのもその統計表では数値化されてたんです。それを見ますと、山都町は県全体のGDPの0.65%でした。1%切っているのでも小さいなと思っただんですけども、額を見れば、もう390億円、400億円近くの金額ですので、山都町、結構あるなというふうに見えるんですけども、ただ、ちなみに御船は0.88で、嘉島が0.99、益城が2.44、甲佐は0.56で、山都町よりちょっと低いという数値だったんですけども、この数値を見ながら、私としては、人口における各町の県全体に占めるシェアというのも知りたくなったので、独自に調べてちょっと計算してみたんですけども、山都町が0.8でした。GDPが0.65%、人口のシェアが0.8%だったんですけども、御船は0.95、嘉島が0.53、益城は1.83、甲佐が0.58という数字だったんです。

見比べてみますと、人口のシェアよりもGDPのシェアのほうが多い町というのは、嘉島と益城だというのが比較すると分かりました。それ以外の御船、山都、あと甲佐というのは、人口のシェアのほうがGDPシェアよりも大きいんですけども、ただ、御船と甲佐は差がほとんどないですよ。山都町だけ人口のシェアが0.8%で、GDPのシェアが0.65%でしたので、1.5ポイント人口シェアのほうが多いという状況でした。いいとか悪いとかではなく、そういう状況だということです。

特に科学的な根拠を自分が持っているわけではないんですけども、経済活性化という視点から見ますと、人口のシェアよりも、GDPのシェアのほうが大きい状態のほうが有利じゃないかなというふうに感じるわけです。特に本当に根拠があるわけではないです。恐らく社会工学とか大学の研究ではそういうことをやっていらっしゃる方がいると思うんですけども、そういう考え方に関して、行政、町のほうではどう考えているのか。もし何かお聞かせ願えるところがあったらお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。総生産の低下につきましては、先ほど御説明いたしましたように、熊本地震等や農業生産額の減少と併せて、人口減少や高齢化等による生産年齢人口の減少などが影響していると考えているところです。そういう中で様々な課題がご

ございますけれども、やはり山都町の地域資源を最大限に活用して経済の活性化につなげていく必要があると考えております。

このたびのSDGs 未来都市の取組、これは有機農業を核とした関係人口の増加等というところになりますけれども、あわせて、令和5年度開通予定の九州中央自動車道の開通は本町にとって大きなチャンスであると捉えております。地域資源を生かした産業の育成、将来を担う人材育成、移住定住等を含めた関係人口の増加によりまして、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） やはり、地域経済活性化、重要だなと私も思います。今キーワードが出てきましたが、やはりその高齢化率が山都町は高いということもありますので、もちろん人口シェアが多いことが状況としてよくないとか、そういう話ではないと思っています。ただ、やはり経済発展は、今、企画政策課長のほうからも御答弁ありましたとおり、しっかりと目指していく必要があると思いますので、今おっしゃられたような政策を力強く押し進めていけるといいなと思います。

その中で、御答弁にありました交流人口、ここを少しくローズアップしながらお話をしていきたいと思うんですけども。

まずは少ない人口といいますか、山都町のこの1万4,000人前後という少ない人口で、いかに経済規模を拡大していこうかとなれば、これは当然、生産性の向上というのが必要になってくるでしょうし、それに向けた投資や政策の後押しも必要になってくると思います。それと同時に、需要、これも大きくなしないと、幾ら生産性を上げて、供給力を強くしていても、需要がなければ何もならないので、まず、その需要をどうやって大きくしていくかというところに目を向けていかねばならないと思っています。

そんな中で、先ほどの御答弁にも交流人口というお話がありました。高速道路の開通、矢部インターまでの開通で、経済圏は間違いなく拡大しますので、今のうちから交流人口を増やす施策、これを展開する必要があるとして、そこが再三、梅田町長のおっしゃっております高速道路の開通を見据えたまちづくりということになってくるんだろうと思います。

そんな中、山都町の農業、ここに注目が上がっているというふうに聞きました。特に有機農業、ここに対する問合せやその視察の申込み、こういったものが増えているということですが、実際その実態というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。農業への交流人口の増加ということで、その実態ということでございますが、今、山都町の移住の窓口としましては、山の都地域しごとセンターにおいて農業の窓口としての役割を担っていただいているところですが、農業に関する相談件数、こちらが年間100件ほどということでございまして、遡っても大きな変化はないような状況でございます。相談者の御住所におきましては、東北、関東と広く全国からという状況になっております。

新規就農に関する相談のうち半数以上が、ここでも今、有機農業に関しての相談ということに内訳としてはなっております。そこで、実体験する農業インターンシップ、農業体験も令和2年度で8名を受け入れているような状況です。農業を志すことを前提とした方や体験をしたい方まで幅広く受入れをしているような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） やはり着実に注目度が上がっているということですね。有機農業に対する注目度も上がっているということは、ここまで有機農業日本一というキーワードで一生懸命PRなされてきた成果が出ているんだらうとも思います。

では、農業に関してはそうして注目度が上がっているというところですが、林業、これも最近注目度が上がっているように感じています。例えば昨日のお話にもありましたけれども、矢部高校の林業科学科が、今現在3年生が4人ですかね、2年生が14人、1年生が11人というふうになっておりまして、毎年入ってこられる生徒さんたちの数は数値の上限はありますけれども、増える傾向が見えるんだらうなど。矢部高校の先生方もそういうふうにおっしゃっていました。

また、せんだって、プレゼントツリー in くまもと山都ですか、そういう事業の中で、ロクシタン、これはフランスの化粧品会社ですけども、ロクシタンジャパンが支援について、今後も支援していくというそういうお話をいただいているようですし、非常に国際的な注目にもなっているかなというふうに思います。

山、林業、そして自然環境、この辺り注目を浴びているように感じるんですが、町としてはどう感じていらっしゃるのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。議員のお話にありましてとおり、白糸台地への広葉樹の植林、こちらフランスの化粧品会社ロクシタン社、また、苗木の里親さんからも寄附による支援がありまして、苗木の植付けを通しての交流が生まれたと思っております。今後、森林を再生しながら、都市部と地域との交流を持続しながら、地域の活性につながっていくのではないかと感じております。

あわせて、その人の交流が、町内各地に波及することを期待したいと思います。森林を活用した地元林業士が森林ガイドとして活躍するフットパスなどに参加される方のお話を聞きますと、コロナ禍によって、森林が持つ心身を癒す力だとか、多くの方が改めてそういったところを見直しているということも、森林、林業への注目の要因ではないかとも感じております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） そうして森林に対する、何でしょうかね、行楽、観光的な人気が高まってくれば、もちろん山で仕事をなさる方々、山師さんの方々とかですね、そういう人たちの仕事に対するモチベーションといいますか、プライドとか、そういったものも向上してくる、いい循環が生まれるのかなというふうに思います。最近、若い山師さんたちも増えているんだらうな

というふうに思います。この流れを山都町にとっては追い風にとっていければなと思います。

それで、そうした農業や林業、昔から山都町で営まれている産業ですけれども、そうした部分への注目度というのは、言い換えれば、山都町のライフスタイルそのものへの注目と言えるかなというふうに私は捉えております。

いずれにしても、こうやって注目を浴びている分野を、町のPR、これに取り込まない手はないんだろうなと。交流人口の増加に向けては町の情報発信というのが非常に重要なんですけれども、これまで町の情報発信とすると、観光資源ですとか観光施設とか、訪れる方々が興味のあるところを中心として発信していましたけれども、これだけ農業でしたり、林業でしたり、山の自然環境でしたりに注目が来ているのであれば、農林水産業や各町の地域文化、こういったところもPRの素材として、常に情報収集しながら、この山都町を総合的に発信していく、そういう戦略が必要になってくるかなと感じたところです。

山都町を一つのエリアとしてPRして、行楽や観光、そうした目的で来られる方だけではなくて、ビジネスで山都町をターゲットにしてもらえるような、そういう情報発信の在り方が大事なかなと感じたところです。発信と問合せのそういった総合的な窓口、これは必ずしも行政の中でなくてもよいと思いますし、何かそういう山都町を総合的にエリアとしてきちんとプロモーションしていくという、そういう枠組みを作るという上で、いかがお考えか。または何かプランがあれば、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、町全体のプロモーション、つまり、シティプロモーションは、地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれており、地域活性化のための全ての活動を意味すると考えております。シティプロモーションにつきましては、町のブランディングによるイメージや認知度の向上と、そこに住む地元住民が地元への愛着や誇りの醸成にもつながると考えております。

本町におきましても、観光や移住施策、農林業の推進を図るため、プロモーションビデオの作成やホームページ等におきまして情報の発信には取り組んでいるところです。

今後におきましては、町のブランディングにつきましては、地域住民の皆様との協働で取り組むことが不可欠であると考えております。本町には様々な地域資源があり、特色ある農林業、自然、文化等がありますけれども、今般SDGs未来都市も注目されているところで、これらの取組を町全体としてのイメージをつくりながらブランディングし、プロモーションに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） そうなんですよね。町全体の皆さんと一緒に、住民の方々と一緒になって取り組んでいくのは大事だなと思います。今、課長からの答弁にもありました地域に対する愛着や誇り、こうしたものの醸成にも直結してくると感じています。

さきの定例会の私の一般質問で、町長からだったと思いますが、山都町の滞在時間を延ばして、経済効果を高めるという話を伺いました。そのときに私思っておったんですけれども、滞在時間

を延ばすということは、一番近道は泊まっていたと話す話だなど思うんですね。宿泊施設の充実というのは滞在時間を延長させる上では必要不可欠かなと、そのときも思ったところでした。

その点で言いますと、山都町には、大型の宿泊施設としては通潤山荘、これは町にとっては、今言った滞在時間を延ばすという観点からも必要不可欠な施設だろうと思いますし、また、そよ風パーク、ホテルウィンディのリニューアルオープン、これも先日SNSでたくさんの方が発信なさっていらして、私もシェアさせていただきましたが、そういった宿泊施設も非常に重要だと思います。

聞けば、そよ風パークのレストランやホテルウィンディ、そちらの改装費用は町の許可を取った上で、指定管理業者さんが費用負担しながら進めたというふうにも聞いています。これは実にありがたいことで、そういうことをやっていただくそよ風パーク、指定管理業者ともしっかりと連携しながら、観光施策にも期待が膨らむなと思っておりました。もし、今申し上げたその費用負担のところでは何か私が間違っているところがあれば、後で修正していただければと思います。

宿泊施設といえば、あとは一昨年、おとしですかね。2019年、農泊協議会、これが精力的に活動していたと思います。それと、あとラグビーワールドカップのときは、宿泊施設が県全体で足りないということで、熊本県が民泊の後押しをしていたと記憶しています。山都町にも何とか民泊を立ち上げてラグビー観光客に来ていただくことできないかなと思って、そのとき藤原山の都創造課長もお誘いして、説明会を聞きに行ったような記憶があります。

その後、コロナでこうした農泊・民泊というのは少し影を潜めていると思うんですけども、ただ短期的に宿泊の受皿を増やすということを考えると、そうした小回りの利く宿泊事業の展開というのが非常に有効だと思っているんですが、最近の農泊・民泊、この辺りの状況というのはどうなっているのでしょうか。何か状況が分かればお知らせください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。農泊の現状についてということで、議員おっしゃいましたように、令和元年度に民間団体が中心事業体となられて、山都農泊協議会という組織を、町内の観光、宿泊、飲食店等の関連団体と設立をされまして、農泊の事業に向けて、収穫体験ツアーだとか、農泊の体験ツアーを実証事業として、県内外からの来客の方も受け入れながら、農泊の取組を始めておられました。おっしゃられましたように、その後、コロナの影響によりまして、協議会の事業の活動のほうはできない状態となりまして、一旦事業は休止をされているような状況をお聞きしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 民泊について何か状況が分かれば、もしあれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 民間の状況という。

（「民泊事業が山都町で何かなされているのか」と呼ぶ者あり）

今、農林振興課長が答弁しましたとおり、今事業として、山都でしかさんとかが事業に取り組んでいらっしゃる状況です。実際に農泊の事業として取り組まれている状況については町のほうでは把握をしておりません。これから事業化を進めるということの状況だけ把握をしております。以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 民泊といいますと、民泊新法といって法改正がされて、非常に宿泊に対するハードルが下がったと思います。旅館業法ではとてもハードルが高くて、なかなか宿泊事業をやろうと思っても、そこをクリアできないんですが、そのハードルをぐっと国が引き下げて、民泊新法というのが新しくできたかなと思います。

そういったことで、割と手軽に外からのお客様を受入れて、B&Bとか、あるいは本当に素泊まりのお客様とか、そういったことを受け止めてもいいとおっしゃる方もたしかいらっしゃったと思うんですね、山都町内には。ですので、もし政策的にそういったものを進めるような支援策とかが考えられるのであれば、作戦を練っていただけるといいかなとも思います。

農泊に関しましては、実証事業、せっかく展開なさってしまして、私もちょっと機会があって報告書を読ませていただいたことがあるんですけども、非常に頑張っていると思うので、それを今後につなげていけるように、ぜひ行政側からも御支援いただけるといいかなというふうに思います。

あと宿泊施設といえば、キャンプ場、これも宿泊の施設だろうというふうに、一種の宿泊施設と言えると思います。バンガローやロッジは本当に宿泊施設だと思いますけれども、テント、これも宿泊といえば宿泊だろうと。山都町で一晩過ごすという意味では、そうなると思います。

ですので、山都町には、ホテル、あと旅館、それからキャンプ場、今は事業化されていませんけれども、事業が開始されれば農泊や民泊、たくさんの宿泊のオプションが考えられるエリア、考えられるというか、オプションがあるエリアだというふうに思います。

ところが、これ、それぞれフィールドというか、ジャンルが違いますので、利用なさろうとするお客様は、例えば山都町に来て、もう夕方遅くなったから泊まって帰ろうかという話になったときに、どこに泊まろうかと探す場合に、一元的に、ここ泊まれますよと発信することがまだないと思うんですね、そういう仕組みが。そういうのができないかなと前々から思ったりしておりまして、例えば今スマホで、宿泊先に簡単に予約できるようになっていますけれども、これはそういうことを取りまとめるポータルサイトというか運営会社があって、そこに登録している宿泊施設はサイトに入っていって、今自分がいるところの近くで空きのあるホテルというのはさささと調べられるんですけども、ところが、やっぱり登録されていない事業者は、そこには出てこないでしょうし、また、キャンプ場とかはジャンルが違いますので、もしかしたら出てこない可能性もあるかなと。農泊はネットを見ると、「農泊.net」といって全国の農泊事業者の登録者だけは出てくる、そういうサイトもあるんですけども、まだ山都町内はそういうことで休みなさっているんで登録がなかったですが、でもそれは農泊だけに限られているんですね。

なので、ここ山都町エリアで、今日泊まっていきたいなとなったときに一元的に案内する、そ

ういう仕組みがあったほうが、訪れて、利用なさる方々の利便性を考えると望ましいのかなというふうに思っているんですけども。そういった枠組みが、町内の事業者の方々、通潤山荘ですと虹の通潤館、そよ風パークですとエネルギープロダクトさん、あとは、各旅館の運営会社さんだったり、キャンプ場の運営団体さんだったりという方々の連携で、そういう案内する機関といえますか、機構みたいなものがないかなと思ったんですけども、そういう取組というのはいかがでしょうか。町のほうで、どうお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。御指摘のありましたとおり、山都町内の宿泊事業について総合的に案内ができる枠組みや組織の必要性については、御指摘のとおりだと思います。

現在は、それぞれの宿泊施設ごとの対応となっておりますけれども、利用者のニーズによって、ホテルや旅館、キャンプ場のコテージであったり、体験つきの農泊であったりとか、様々がございます。そこで、総合的に案内できる窓口があれば、利用者に応じた案内ができますし、より多くの方が山都町に宿泊していただける機会になります。そうした取組については、町内の観光関連事業者の方々に構成された組織が一番適しているのではないかなというふうに考えているところです。キャンプ場等の連携で、そうした協議を進めているところでありますが、町全体として宿泊事業関係者、それと関係機関と今後協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ぜひその協議というのは進めていただきまして、もう早い段階からですね。コロナ禍が明けてからではちょっと遅いかもしいと思っています。今のうちから準備を進めていただいて、世の中のコロナが落ち着いたらぜひ来てくださいますと、そういうPRができるようになっていったらいいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

宿泊施設は非常に重要です。本当に泊まる場所がないと、山都町、せっかくいいところだなと思って来ていただいても、すっと抜けていけます。間違いないと思います。高千穂も、山都町までずっと高速道路で来られて、見るところを見て、あと高千穂に移って、そこで宿泊するというのが、実は申し訳ないんですけど、僕の高校の同級生がここに遊びに来たときにそういう動きでした。うちに1泊はしたんですけども、その後、町の宿泊に泊まらずに。観光案内でいろいろ見せたら、そのまま高千穂に行っちゃったんですね。ああ、これはまずいなというふうに本当に思いました。今、そよ風パークのほうもホテルウィンディもオープンしていますし、高千穂に近いところで泊まるといえば、あちらをしっかりと紹介できるなと思います。なので、これからはそういう宿泊をしっかりと政策展開していくことも重要かなと思っています。

あと、すいません、ちょっと時間に余裕があるので、先ほど人口のところで少しお話しさしあげたところで、関連して抽出した数字があるのでちょっとお知らせしておこうかなと思うんですが、山都町から上益城郡、他町への転出というのも実は見えたんですね、その統計表の中で。ちょっと引っ張り出してみたんですけども、面白いというか興味深かったので紹介いたします。

山都町から上益城他町への転出というのが、令和2年度は63件でした。逆に山都町への転入もあったんですね。その山都町への転入は20でした。やっぱり転出のほうが多い。御船は転出86です。転入が136あったんですね。転入のほうが多かったです。嘉島、これが転出は46、転入は69でした。益城、転出が62で、転入が72です。甲佐は転出が90で、転入が50ということで、山都町と同じく転出者の方が多いという状況だったんですが、ただ、転出転入の割合が山都町はやっぱり大きいなと思います。

熊本市がよりほかの他町が近いので、またそういう傾向もあるのかなというふうにも思いますし、あとは、職場だったり、学生さんだったり、そういったのも影響があるかなと思いますが、ただ原因はしっかり分析して対応していくということが、高速道路開通を見据えたまちづくりの中では重要なことだったところだと思います。あと、大胆な住宅政策というのも必要なんじゃないかなと思ったところでした。すいません、関連するデータだったので御紹介させていただきました。

最後の質問になるんですけども、先ほどから、昨日からもキーワードとして上がっておりましてSDGsですね。持続可能な社会づくりといいますか、そういったところが非常に注目を浴びてきているというのは、今日のお話をさせていただいた中でも見えてきたなと思います。

SDGsというのは、全国的に、全世界的に注目されているキーワードですが、山都町にとっては非常に有力なキーワードだなというふうに思います。これを軸にして、山都町の自然環境、あるいはここで暮らす方々のライフスタイルの魅力を総合的に発信することが交流人口の増加につながりまして、その交流人口の増加が産業の発展につながっていく。あるいは、発信した内容に対して好意的な、非常に高い評価のリプライ、返信が返ってくるですとか、あるいは、訪れた方々の高い評価を直接町の方々が耳にすると、これが、先ほど藤原企画政策課長からの御答弁にもありましたシティプロモーションがそのまま愛着や誇りの醸成につながるということにもつながってくるかなと思っているわけです。

こういう状況が今山都町にはありますけれども、そこを踏まえて、町長はこの辺りのことをいかがお考えか、最後に御答弁いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） SDGsを核にしたまちづくり、また、その前に、昨日から各議員さんからもあっておりますように、有機農業を核にした、それが一番、キーポイントじゃないかなという思いであります。有機農業につきましては、先人の方々が一生懸命やってくられた分、特に個々の農家の方々がいろんなつながりを持った中で、ここ50年ほど進めてこられた部分があります。それを我々行政だったり、また農業団体が、なかなか一体化した中での取組の状況下にはなかったかなという思いであります。おのおの方々がおのおの販売ルート、栽培のやり方等々でいろんなグループをつくりながらやってくられて、我々の言葉では日本一の有機農業の農家があるとか、いろんな形は言っておりますが、我々がこれはしたもんじゃないという思いであります。農家の方々一人一人が本当に一生懸命、消費者の方々と連携を取りながら、つながりを大事にしながら、営々と営んでこられた部分が今の山都町の有機農業という思いであります。

私も4年前、5年前に有機農業を核にした農業として、ここ4年間、皆さんと一緒に仕事をさ

せていただきましたが、まだまだ具体的に何も有機農業を町の施策の中に取り入れるような施策ができなかったなという思いであります。有機農業の町であれば、誰が来られても、どこでも、山都の有機の農産物を買えるような立場に、またそういう町にしたいなという思いの中で、先ほど藤原課長からありましたように、今後いろんな方々との協議をしながら、そういうまちづくり、有機農業のまちづくりの枠組みを多くの方々とやっていきたいなという思いであります。

昨日、宮崎新聞を読んでおりましたら、神奈川県から林業を目指して来られた林業家の方が、間伐材を利用して、杉の丸太、直径20センチ、間伐材でございますので、それを薪用に、キャンプ用にと1本、50センチぐらいで3,000円で売っておられました、何かチェーンソーで十字の形を入れながら。そういう形ができるんじゃないかなと。先般、薪ストーブの業者の方とお話をしましたが、山都町はもう薪ストーブの予算は終わりますばいという話でございました。一人一人の町民の方々もいろんな思いの中で、そういう脱炭素の取組をしていただいとるなという思いであります。これを大事にしたいなという思いであります。

そして、先ほどプレゼントツリーの話がありました、今年の4月に40名近いオーナーの方が来ていただいた中での植樹祭ができましたし、また今月末には、もう少し大規模な形の契約の調印式をする予定にしております。そういう取組を今後続けることによって、SDGsの認知度が高まるんじゃないかなという思いであります。

昨日も大規模伐採の話がありました。うちの地区でも数年前に、大規模伐採の後に天然林での更新をNPOの方々がされておるところであります、そういう取組が全ていいわけじゃありません。昨日もありましたように、林業においてはやはり適正な間伐等々をしていながら、町の林業、農業を大事にするような。特に昨日も言いましたが、林業を支えるのは農家の方々という思いであります。昨日の新聞でも、また質問でもありましたが、木材の価格が高騰しとると。高騰ではありません。30年、40年前はそれ以上の値段がしとったわけでありますので。今までがあまりにも安過ぎた部分で、効率化、効率化、外国からという部分があったわけでございますので、そういう部分も一つ一つをやはりやっていきたいなという思いであります。

今回の議会の前の勉強会の中で、SDGsの認定がなった中で、職員にも言いました。今、17の取組がいっぱいある中で、一人一人がどのような取組をしておるか、一つ一つの取組をSDGsならという部分を洗い出してほしいと言っております。何も大きく何をするという形がSDGsじゃないと思います。日頃の生活の中で、食べ物を残さない、水を大事にする、そういう一つ一つの取組はどこでできとるか、今からするかを調べてほしいと、先般、課長会の中でも言っております。今、そういう取組が山都町でどのような形でできているか、そして、また大きく広がっていかれるか。子供さん方、小中学校、高校生にまで、また、町民の方々にも一つ一つの取組がSDGsになるという形の中での取組をしていきたいなという思いであります。

特に、後でもあるかなと思っておりますが、有機農業を核にした農業、まちづくりという思いの中でおりますし、先ほどありましたように、観光につきましても、キャンプ場につきましても、去年かおとしだったと思っておりますが、協議会をつくっていただいておりますし、旅館業につきましても、先般も熊本県のコロナ対策の旅館業の会議に山都町から、溝部さんが会長をされとると

と思いますが、行って、積極的にコロナ対策を取りながら旅館業をやっていきたいという力強い言葉をテレビの前で言うておられましたので、そういう方々と。また、今休止をされておる旅館業の方はたくさんあるという思いでおりますので、そういう方々にもう1回ハッパをかけながら、観光協会とも協議をしながら。やはり泊まれる場所がなくては、先ほど議員が言われた部分だろうという思っておりますので、泊まれる場所の提供を、また情報の提供を我々行政としてもできるようなまちづくりを進めていきたいという思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 多岐にわたる、非常に力強い政策に向けた思ひを御答弁いただきました。やはりSDGsというのは、今町長もおっしゃられましたが、そんなに何か大それたことがそういうことではなくて、日本人には、よく言われるんですけども、もったいないという感覚が本からあります。やはり何事も、いただいたものは自然から恵んでいただいたものですから、きちんと有効に活用して、戻せるものはまたしっかりと、次にまた恵んでいただけるような形で戻していくという、そういうところがSDGsの根幹だろうと思ひますし、そういう土壤、環境がこの山都町にはあると私は信じていますので、そういう意味では、SDGsが注目されている今の世の中は、我々、我が山都町にとっては非常に有利な状況だろうと思ひます。今、様々な事業を加速させながら、この町がますます発展していくことを願ってやまないところです。

今日はいろいろとお話を聞かせいただきありがとうございます。本日の質問はこれで終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 皆さんおはようございます。今議会も最後を締めくくることになりました、4番議員の矢仁田秀典でございます。

今年は例年より早い梅雨入りで、5月17日、くしくも私の誕生日でありましたが、豪雨に見舞われ、我が家も含め、多大な被害が発生しました。昨年の7月11日、名連川地区を中心とした豪雨災害の復旧も終わらぬ中で、この被害ということで、一日も早い復旧を願ってやみません。また、今回の豪雨で1名の方が亡くなられました。御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今年は私たち町議も、10月には4年に一度の審判を受ける年でもあります。そこで、今回の一般質問は、この4年間、私が訴え、提案してきた案件の検証をしてみたいと思ひます。

4年前に若者が住みたいと思う町、高齢者が安心して暮らせる町にしたいと町議になりました。私が訴えてきた中で、防災機能を兼ね備えた新体育館の建設は、山下泰裕記念体育館として着々と進んでおります。また、総合運動公園、通潤橋周辺の公園化も進んでおります。若者向け住宅も計画されております。交通弱者対策もいろいろ実証、検証していただいております。各担当課、一生懸命取り組んでいただき、喜んでいるところです。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策について、有機農業の振興について、新道の駅計画について、学校教育と人権教育について、大矢野原演習場について、鳥獣害対策について、交通弱者対策についてと多岐にわたりますが、よろしく願いいたします。

それでは、質問台に移ります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。ワクチン接種が始まっておりますが、関係者の皆さんの御苦労はいかばかりかと思えます。感謝に耐えません。そんな中で、山都町の高齢者はすばらしいと思えます。早い人と遅い人の差は2か月。でも、高齢化率の高い地区から順番にということ納得されております。

そんな中で、ワクチン接種が始まっておりますが、順調に進んでいるのか。また、課題があれば、その対策はどうしているのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それではお答えいたします。まずは、先週の金曜日、6月4日に発送しました新型コロナワクチン、高齢者集団接種の日程通知において、接種場所の記載の誤りがありましたことにつきまして、対象者の方に御心配、御不快な思いをさせてしまい、この場をお借りしておわびしたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。訂正の通知を6月7日に発送したところです。

さて、山都町では、65歳以上の高齢者の集団接種を、5月1日から矢部保健福祉センター千寿苑と山都町役場蘇陽支所の2会場において、毎週土曜日と日曜日を利用して、町内8か所の医療機関の御協力の下、実施しております。これまで住民の皆様の御理解と御協力により順調に進められており、高齢者のうち、1回目の接種を終えられた方が約31%の2,200人で、6月6日現在、2回目まで終えられています。

課題でございますけれども、今回実施しました大規模な集団接種が、職員誰もが初めての経験であり、併せて感染症対策を万全に行いながら開催する必要があることから、開始直後は職員や医療従事者をはじめ、住民の方も戸惑われる場面やお待たせする場面が多かったように感じます。接種終了後には毎回反省会を行い、課題を一つ一つ改善していきました。流れをよくするために受付方法を変え、番号札を廃止し、待合室を設け、そちらに誘導しました。また、順路を分かりやすくするための会場設営を変更しました。予診票確認や接種済み証の発行、健康観察室のスタッフをそれぞれ増員するなどしました。現在はスムーズに接種が行われるようになり、接種された住民の方からは、ほかの町では予約が取れないと困っているようだけど、山都町では予約も取らなくていいし、順調だったというお言葉をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） すみません、間違えたようでございます。流れをよくするために、受付方法を変え、番号札を配付し、待合席を設け、そちらに誘導しました。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 誰もが初めてのことで大変御苦労はなさったと思いますが、順調に進んでいるというところで大変感謝をしておるところでございます。お疲れでございます。

では、今後の予定についてでございますが、12歳以上が接種対象となりましたし、64歳以下の接種が始まると思います。それから、山都町は介護施設というのが非常に多うございますので、その関係の介護職の方、また、ヘルパーの方とかはどうなっているのかをお聞きします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。今後は64歳以下の接種を進めていきますけれども、接種対象者が変更になっております。議員がおっしゃったとおりです。今般、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての一部が改正され、予防接種対象者を16歳以上の者から12歳以上の者とすることとされました。これにより、新たに12歳から15歳が加わりました。現在実施している高齢者接種を国から7月末までに終了するようにとの要請があり、急遽、前倒しのため計画を練り直し、山都町の高齢者の集団接種は7月末までに終了する予定です。前倒しのため計画変更により、1日の接種数を増やすなどしたため、当初の予定と日程が前後した方がおられ、大変申し訳なく思いますけれども、御理解いただきたいと思っております。それ以降、できるだけ早いうちに64歳以下の接種に進んでいく予定です。

御質問の施設接種でございますけれども、対象者が1,069名です。1回目接種が6月4日現在240名の方が接種が終わられております。7月21日までに終了する予定でございます。

国の方針としましては、6月中旬頃に、自治体の実情に応じて、64歳以下の対象者へ接種券を送付するように準備を進めるようにと示されているため、山都町では、接種券及び予診票の送付と同時に、意向調査を行い、対象者の確認と接種方法について御協力いただく町内医療機関の先生方と協議を行い、準備を進めていく予定です。接種時期が分かり次第、住民の皆様には周知してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 一日も早くワクチン接種が終わり、コロナの終息を願ってやみません。

続きまして、有機農業の振興についてお尋ねいたします。政府は、みどりの食料システム、2050年までに現在の0.27%の農地を、全農地の25%を有機農業へ転換するという打ち出しをしました。これにつきまして、有機農業で盛んな山都町は、有機農業がこの町の核になるために、具体的な政策は何かあるのかお聞きいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。平成27年度より農産物ブランド化推進事業に取り組みまして、山都町の農産物の高付加価値化、PR活動の強化、販路拡大を目指し、具体的には、商品のブラッシュアップ化や物産展、百貨店催事の開催、産地訪問ツアー、商談会への参画、農産物の定期お届けセットの販売、ECサイトの開設など、いろいろと重ねておりまして、山都町の農産物の特徴であります有機農業の有機野菜の販売、流通促進に取り組んでまいったところです。

40年以上前から農家の方々が長きにわたって取り組んでこられたこの有機農業であり、今現在は有機JAS認証登録事業者数ナンバーワンの町となりまして、議員おっしゃるように町の核となる産業に成長し、かつ、持続的に発展するためには、観光農業よりも大きな作業負担でありますことに対する人手不足であったり、収量や品質の安定化のためには新規就農者が取り組む上での課題があることなど、有機農業が抱える特有の負担を軽減、支援していくことが不可欠だと思っております。

有機農産物が消費者にとって魅力あるものであると同様に、生産者にとっても魅力ある農業、収益性のある持続可能な仕事となるために、これから生産者、関係団体などから、具体的に何が必要なのか、直接現場のニーズ等を把握しながら、課題、不足している点などを解決していくための具体的な施策と支援の在り方を見出すために、有機農業の推進計画の策定、これに今年度取り組む計画でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今まで、ブランド化事業含め、いろんな事業が進んできているのは認識しております。JAS認証についても、先ほど課長から話がありましたけども、町がこのJAS認証に補助するようになりまして、今49名ですね。全国1位ということになっております、JAS認証者がですね。

ところが、全国2位と何人かしか変わらないんです。それじゃまだまだ、全国1位の町とは、有機農業の町だというのには程遠いと思うんですけども、この辺をどうやったら有機農業の核というか、そういうのがもっとできるようになるか。私が思いますには、野菜というのは非常に大事で、先ほど販路関係もいろんな取組をされとるというのがあっておりますし、それも重々承知しております。しかし、一番簡単なのは何かといいますと、私はやっぱ米だと思う。

私は議員になってすぐ米1俵10万円で売らなんという話をしまして、あんま相手にしてもらえなかったんですけども、その後、全国のいろんなところを見て回りました。いろんなところが取り組んでいるんです。例えば徳島は、有機農業の方は御存じなんですけども、BLOF農法というのがありまして、これに取り組んで食味値を上げて、生協あたりに売り込みをされております。それから、広島庄原というところは、行政と自治体が一緒になって、堆肥に竹チップを混ぜて食味を上げる。それを田んぼに振ってということをしてされております。それから、熊本の多良木町が、行政とJAと生産者が一体となって、使っているのは高い肥料なんですけども、九州の食味

コンクールの上位30人に多良木の生産者が10人入っております、去年の実績で。その中の1人が最高位だったという取組をされております。それから、阿蘇には、こんなことを言うと阿蘇の方に失礼ですけども、阿蘇の米というのは大体おいしくないという評判があったんですけども、全国1位を親子で取られとる方がいらっしゃいます。

そういった取組をいろんなところでやられとるんです。山都町はその辺の取組からしたら非常に遅れているし、また、皆さんが山都の米はおいしいおいしいと思っているというのは、平たん部に比べたらおいしいかもしれませんが、全国的にレベルが高いかというと、そうではないということです。

皆さん認識しておるはずなんですが、この空気がきれいで、水がきれいなんです。この水と空気がきれいなところで、しかも有機栽培の米なんです。それに合鴨を入れると、物語ができる。ネーミングと物語と価値がある。それが米をブランド化する一步になると思っております。ただ、合鴨を入れるときも、処理するときも、お金がかかって高いんです。飼育も大変なんです。しかし、合鴨を入れると、ウンカの害が少なくて済む。そういったところをもうちょっと取り組む必要がありませんか。

J Aの指導員の方は一生懸命、この地域で食味を上げて、有機でできるためにはという指導をされております。私はそのJ Aと行政と生産者が一体となって、高食味の価値の高い米に取り組むというのが山都のブランド米だと思っております。そういう必要がありませんかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。お米のほうで優位な取組があると御助言いただきまして、ありがとうございます。確かにJ Aと日頃からいろんな取組を行っておりますので、そういった御指摘いただきました点についても、これから学校給食の取組もありますので、そういった部分も併せて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は高付加価値で高食味の米ができると、ふるさと納税にも響いてくると思っているんですよ。よその例を上げますと、ふるさと納税、米のおかげで何十億円ってなっているところが全国には幾つもあるんです。それに引き換え、この町はどうかという部分を考えますと、こういうブランド米を作って、価値の高い、食味の高い、そういったものができるかと、ふるさと納税にも関係してくると思います。答えはいただかなくても結構ですけども、そういった部分も取り組んでほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、内閣府のモデル事業、山都暮らしブランド化事業というのが採択されました。これにつきましては、昨日も質問があつておりましたし、具体的内容と計画については昨日お答えをいただきましたので結構ですが、新聞では、有機農産物の販売ルートの確立、新規就農者の育成、移住定住の促進をしますと書いてあつたんですけども、その辺を含め、この山都暮らしブランド化事業というのをどのようにして実行していくのかを聞きたいと思っております。よろしく願い

します。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。自治体SDGsモデル事業につきましては、全国10自治体が選定され、その中で本町においても、おっしゃったように、有機農業を核とした有機的なつながりが広がる町の実現ということで選定されたところです。その中で大きく三つの事業を今後進めていくこととなります。

計画実行につきましては、今後、昨日説明しました具体的内容につきまして、国とも連携しながら、提案内容をさらに具体化して、3年間の計画を今後策定いたします。計画策定や実行につきましては、関係される方々の御意見、御協力が不可欠となりますので、今後協議を行いながら進めていくこととなります。また、先ほど説明がありましたように、農林振興課で取り組む有機農業の推進計画の策定とも連携を図りながら進めてまいります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） できるだけ早く計画して進めていただきたいと思います。

続きまして、この有機農産物についてですけれども、学校給食への今後の取組、そこをどう考えていらっしゃるのかを聞きたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長。嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。学校給食には、今後もできるだけ有機農産物をはじめ、山都町産の食材を優先して使用していきたいと考えています。学校での有機農産物をはじめ、地元農産物の振興の一環として、授業の中で農産物の栽培体験を行ったり、生産者の方の顔写真を学校の掲示板で御紹介したり、児童生徒の学習や給食調理師の研修会の際に、生産者の方の講話の機会を設けたりしております。また、毎月19日の食育の日の給食献立に、県産品を活用した伝統料理や郷土料理を取り入れる、ふるさとくまさんデーに取り組んでおります。

このような地元農産物の魅力を身近に感じる取組を今後も進め、学校給食でのさらなる有機農産物の活用にもつなげていきたいと思います。あわせて、学校の給食関係者、有機農産物の生産者、納入業者、関係機関の皆様が情報交換及び協議しながら、学校給食での有機農産物の品目と量を増やす取組を進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ありがとうございます。私がしてほしいと思っていたことを全てしていただけるみたいなので安心しております。この有機農産物を学校給食に使えないかという話は、ここ何年か前に取り組んできているんですけども、栄養教諭の先生から有機農産物を学校給食に入れると給食費が高くなるという話がありました。そこで、その栄養教諭の先生方を有機栽培の現場に連れていったんです。有機栽培の野菜というのはこうやって作っているんですよ、こういう品物なんですよというのを勉強していただきました。それから、ちょうど県の地産地消の補助金がありまして、その関係で、役場から教育委員会と農林振興課から1人ずつ、それから生産者組織から2人、栄養教諭の先生を2人、先進地研修に行っていました。長野県の塩尻市と小諸市に研修に行っていました。

そういったことをして、今の有機農産物が学校給食に使っていただけるようになってきているというのが現状です。ただ、献立は2か月前に考えられるんです。ところが、農産物というのは2か月後にどうなっているかというのはなかなか分かりづらい。それから、生産者サイドで行きますと、学校給食、ここが学校単位で自校式なものですから少ないんですよ、量が、取り扱う量というか、注文のある量が。それに応えるというのが、また生産者の難しいところだったりするんですね。

ここで、学校給食を全部有機農産物に変えるということであれば、昨日2番議員がおっしゃったように、冷蔵庫か何かをして、買って、全国の有機農産物を仕入れて学校給食にということも考える必要があるかもしれないし。ただ、地産地消の中にこの地域の有機農産物を置くということであれば、そういう必要はないかもしれないし。どっちにしても、有機農産物を使っていたきたいし、使っていくためにはということ、先ほどありましたように、学校の栄養士の先生方、調理師の方、それから生産者組織だったり、その配達をするところだったりとか、そういったものも含めて、みんなで話し合っていたくというのが非常に大事だろうと。そういう学校給食に使うという意義とそういう意識の共有というのが大事だと思いますので、先ほど課長が答えたように、皆さんで話し合っていて、そういう意義を共有していただきたいと思います。子供たちへの食育、そういったもののために、こういうことをするんだという、そういう意義をみんなで意識の共有をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。これはお願いです。

続きまして、今年有機農業協議会の会長が改選になりまして、今まで県の試験場跡地で米を生産しておりましたけども、これを今年は学校給食に使いたい、できたものを学校給食に使っていいですよという、そういう気持ちがあるみたいなんですけども、もしそうなった場合の町の取組というか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。今、県の試験場跡地を町のほうでお借りして、有機農業協議会に活用をいただいているところでございます。水田のほうも同様に活用をいただいているところです。無償でありますので、そこで有償での取引というのがちょっとどうなるかがちょっと確認しないと分かりませんが、とてもいいことだと感じておりますので、そういった問題があれば、どうにか解消できる方向で努めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 彼らは無償で提供したいと考えております。ただ、必要経費は町のほうで負担していただけないかという話みたいです。ただ、米を学校給食に使うとしたときに、精米も必要ですし、保管するところが必要だったりするので、その辺はJAと町がちょっと協議する必要があると思いますので、その辺は計画に入れておいてください。よろしく願いいたします。

それから4番目に、有機農業の勉強ができる施設をNPO法人が運営していこうと考えておるようでございますので、その辺について、町の考えですね。これはBLOF農法というのが、先ほどちょっと言いましたけども、あるんですが、この農法に基づいて有機農業をしていくという

のが、今全国的に有機農業者の中では広まっている話なんです。それを宿泊していただいて勉強していただく施設があるんです。この施設を造られた人たちは大変すばらしいことを考えられたなと思うんですけども、そこをNPO法人が自分たちで運営して行って、新規のこの町に勉強に来られる方たちに、短期ですけども泊まっていたいただいて、勉強する施設を自分たちで運営していこうと、そう考えられているみたいですけども、その辺について、町の考えをちょっとお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。有機農業の勉強ができる施設の件につきましては、先日、有機の生産者の方から、有機農業の環境に適した山都町で、これまで多くの先輩農家さんがおられますので、そういった方や地域の方々の理解も得ながら、有機農業が学べる場として、おっしゃるオーガニックスクールを計画しているというお話をお伺いしました。町の有機農業の拠点の一つとなっていたいただいて、また、おっしゃるような就農を希望される方が広く交流される場となりまして、活発な事業につながるように、町でもできる範囲の支援ができればというお話をいたしましたし、考えております。

町の事業におきましては、平成30年度から農業研修受入事業を実施しており、こちらの受入事業のほうは県からの研修受入機関として認定されておりますので、その研修生は国の就農準備型の給付金を受けながら研修を受けることも可能となっております。

計画されている事業と町の事業とが持つそれぞれの特徴が、農業を志し、決意を持って山都町で就農したいというふうに挑んでいただく方々のいい選択肢となって、連携できる面などが生まれて、互いにより充実した研修機関になれるのではないかと感じております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私もその研修の受入農家になっておりますし、非常にこの施設を利用して研修に来られた方々が、農家でも勉強する、あるいはそういう施設で勉強するという、両方ができて大変いいことだと思っておりますので、できるだけ協力していただきたいと思っております。

続きまして、新道の駅計画についてお尋ねいたします。現在進行中の道の駅計画につきましては、予算については私たち議員が議決しておりますので何も言うことはありません。ただ、この新道の駅が、ほかの山都町内の道の駅とどう違うのか。その違いと意義と必要性について、簡単に結構ですのでお答えください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。まず、今回整備する道の駅の意義についてでございますけれども、3点ございます。

一つは、道路交通の円滑な流れを支える24時間安心して立ち寄り、利用できる快適な休憩施設を整備するということでございます。二つ目が、観光案内機能を併せ持ち、町内の観光拠点の情報や移住定住の情報の発信など、山都町のゲートウエー、町の入り口としての役割を担います。

それと三つ目には、地域の産業振興としての物産販売によるにぎわい創出を目的とした施設で、地域振興や経済振興、防災機能としても重要な存在となります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 商工会とか観光協会も、新しい道の駅ができれば、精いっぱい利用していただきたいと思います。

それから、この道の駅は、高速からの道の駅として造られるということで、24時間のトイレとか休憩場、授乳室とかは当たり前ですし、また、観光案内所が設置されるのは当たり前だと思っておりますけども、その道の駅をどうやって運営していくのかというのが私は大事じゃないかと思うんですけども、その辺についてお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。道の駅の運営につきましては、現時点では、ほかの観光施設と同様に、指定管理者による管理運営を予定しております。事業者の選定については広く公募したいというふうに考えております。指定管理者については、民間の経営手法を發揮していただき、採算性を確保、多くの観光客や地域の方の利用でにぎわう道の駅の運営をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は、全国の道の駅に行かれる人から話を聞いたんですけども、今、道の駅と物産館が、何というか、混同されて、あんまり差がないと。道の駅には確かに地元の産物というのが置いてあるんですけども、物産館にもいろんなものが今置かれているもので、あんまり差がないと。その中でもう淘汰されつつあるということで、道の駅を造るんだったら、よっぽど変わった道の駅か何かが必要かもしれませんよという話をいただきました。

その中で、私が思うのは、レストランを造るんだったら、私はカフェ程度でいいと思うんですよ。メニューもそんなにいっぱい要らない。3品ぐらいあればいいんですよ。それも有機の野菜とか米を使ったメニューぐらいで、あとは、ジェラートとかケーキとかでいいんです。それも、こちらで作った有機のものを使ったやつ。それから、コーヒーは有機のコーヒー、紅茶も有機の、こっちでできたやつはできるだけ使う。それから、お茶もただじゃないんですよ。ただでお茶を出しちゃいけない。山都町のお茶は高いんだ、有機のお茶があるんだと、お金を取って、高く売る。そういう施設にしてほしい。それで、食事をしたい人がいたら、町内を紹介すればいいんですよ。町内のあそこにはこういう食事がありますよという、そういう紹介をする。そういう施設に、私だったらしたいと思います。

今、課長から指定管理者を募るという話がありましたけれども、次の質問になりますが、指定管理者を募るのであれば、設計段階から募る必要があると思う。建物を造って、さあどうぞじゃなくて、自分でこういうふうな道の駅を造りたいという人たちを呼び込むというのが大事だと思うんですよ。それも全国からですね。全国に公募して、そういう人をこの町に連れてきて、道の駅を運営していただく。

道の駅というのは、全国から人を呼び込む、山都町への人の流れをつくるための道の駅なんです。だから、そのためには、今言いましたような建物を造って、レストランを造って、さあどうぞじゃなくて、公募をするのであれば、全国から公募して、設計段階から道の駅に携わってほしいと思います。もうこれはちょっと急がんといかんものですから、急々にその辺を考えていただきたいと思いますので、これは町長、答弁をお願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） その1点に絞ります。これにつきましては、もう早い段階から、今、矢仁田議員が言われるような形の中で、初めて公にはしますが、そのような形でしたいという思いでおりますので。応募される方は、町内の方々はもちろんです。県内、全国の方に公募をしながら、そのような形、また先ほど言われた部分も含めた中で、我々の思いをした中で、建物の設計段階からそういう形でしていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ありがとうございます。ぜひそういう道の駅になりますように期待しております。

続きまして、学校教育と人権教育について質問いたします。

私は全国でもトップレベルの教養の高い小中学校にすることが、若者が住みたいと思う町になると思うんです。教養というのは、学力と心の教育が高い人たちのことを言うんですけども、そういう町になることが必要だと思いますが、どうでしょうか。簡単で結構です。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 議員御指摘のように、魅力ある、そして、人を育てるという教育を担う重要性は大変自覚しながら仕事に当たっているところでございます。本町の学校教育では、確かな学力、豊かな心、そして健やかな体、いわゆる知徳体のバランスの取れた生きる力の育成を目指して、各学校で、そして教育委員会の下で当たっているところであります。児童生徒の夢や目標の実現に向けて教育活動を工夫するとか、児童生徒の社会的、職業的自立に向けての必要な資質、能力を高め、主体的に学習計画を立てる力を育成するとか、生きて働く力のもとになるような読書の推進をするなど、教育の取組に目標と数値等を設定して推進しております。それらの教育環境を、教育委員会としても整備に当たることが教育の充実につながりますし、魅力ある子育て環境、ひいては住みたいまちづくりにつながるのではないかと考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 知徳体ですね。すばらしい言葉で、そういうふうに進んでいただけるように期待しております。

この町は半世紀、50年以上も、同和教育に一生懸命取り組んできました。そのおかげで、町内外どころか、県内外まで同和教育で有名な町として認識されるようになりました。ただ、私は、これからの人権教育というのは、それからもう一步進んだ、ワンランク上の、今はいじめ、セクハラ、パワハラ、こういったものが非常に多くございますので、その辺のもう一步上の、知徳体の中の徳ですね。道徳教育、優しさとか、そういったものを植え付けるというか、植え付けると

いうはいかんですね、そういったのが育つような、そういう教育が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 道德教育の大切さにつきましては、改めて令和2年度より教科道德として、新たな取組を国を挙げて取り組んでいるところであります。その中では、もちろん自分自身のこと、人との関わりについて、あるいは集団や社会に関すること、生命、自然、そして崇高なものとの関わり方、こういった項目ごとに、各学年、年齢相応に計画的に進めております。

一方、同和教育をはじめ、人権教育の推進ということは、教科道德に限らず、言うならば、人としての生き方に関わる学習でありますから、学校教育あるいは社会全体で進めていく必要のあることだと思います。

同和問題の解決というのは、言わば差別する側の人の言葉や行動、あるいはひょっとすると、いわれなきことを理由に下に見る人権意識、そういった人としての価値観、生き方に関わるものであります。ですから、学校に限らず、学校はもとより、社会教育、それから家庭教育等々も含めて、さらに進めていく必要があると思います。先ほどありました同和教育を基本としてといたしますか、その解決を目指すことは、ほかのいろいろな人権上の課題解決にもつながる教育の基本になるかと思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 同和教育がそういう差別とか、そういったものの基本になるのは重々承知しておりますが、もっと人間が、心が優しくなるような教育をいつも心がけてやっていただきたいと思っております。時間がなくなりますので、ここはそれで終わります。

続きまして、大矢野原演習場についてでございます。

現在の防衛省からの予算と使い道、また、今度防災無線関係に使う予定がされておりますけれども、そういったものを簡単でようございますが、よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。防衛関係の補助金としましては、現在、障害防止事業、民生安定事業、調整交付金、再編関連移転等交付金、また基地交付金等が交付されているところで、令和2年度の交付額につきましては約2億6,700万円となっております。道路工事等を行っているところです。令和元年度が2億4,300万円、令和3年度においては現在2億600万円ほどの予算で、毎年2億円を超える補助金が交付されているところです。

あわせて、現在、防災行政無線の更新工事を行っているところでございますけれども、全体事業費が約6億円となっております。令和元年度、令和2年度中に合わせまして、4億7,000万円程度の補助金が交付される予定でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） この町は、大矢野原演習場関係の防衛省の予算がsonだけあるというところで非常に助かるとるわけです。町道関係、水道関係、そういったのも、周辺の自治体はそういう予算を使ってしておりますので、町からは持ち出さんでいいわけです。それから、今度の

防災無線についても、4億7,000万円補助していただけるというか、あちらからいただけるということで、非常に助かっておるわけです。

私はもっとこの町に予算をいただけないかということで、前に一般質問で弾薬庫の誘致はどうかという話をしましたら、地元とかからすごい反対をいただきました。ただ、自衛隊関係の方たちから言わせると、弾薬庫というのは非常に安全なんですよ。熊本を見ても分かるように、熊本市内の中心部にあるんですね、弾薬庫が。大分は演習場があるんですけども、大分市内にある。何でかという、弾薬庫というのは非常に安全で、もしもの際にも、まず危ないということがないらしい。おいしいんですよね。駐在される方が200人いらっしゃるそうで、いろんな利益があるということで、どこの自治体も離れたがらんというのが実際らしいです。ただ、この山都町は市内から離れておりますけん、どうですかという話で進めたらどうかなのところで、前、話をしたところなんです。ただ、その辺は町は進めなかったんで、なかなか難しいかなとは思いますが、でも。

ほかに、私は防災訓練場はどうでしょうかという話をしたことがあります。九州の真ん中に、ここの大矢野原練習場があるんです。高速が通るんですよ。非常に便利がよくなる。そういった部分から、防災の練習場、または防災のための施設、そういったものをこの町に持ってくることはできないかということで、個人的には、国会議員の防災担当の方にもお願いしているんですけども、返答はもらえておりません。

そういったところもありますし、どぎゃんかして、この町に少しでもそういった増やせる要素はないのか。そういったものを思います。

それから、個人的には、水ノ田尾インターを自衛隊に直訴したんですけども、自衛隊予算で造っていただけませんかと言いましたけども、全然、考えてみずもありませんでした。

そういったところもありますけども、町として、どうにかもうちょっと頑張って何かができないかっていう思いがありますので、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今予算等々につきましては、課長のほうから説明したとおりであります。矢仁田さんが言われる弾薬庫につきましても、私も早くから、ああいう熊本市の真ん中でよかつたなという思いでございましたが、言われたとおりでありますし、また、いろんな基地の問題等々あった中でございますが、今、自衛隊の方、また関係者の方々と話せば、西方総監部石垣島が先般少し問題になっておりましたが、そういうふうな形の中で、基地的にはもう今そのような状況下にはないというふうなことでありますが、南海トラフであったり、いろんな災害支援が今ありましたが、そういう部分については今、いろんな方々に今のような話をしておるところであります。

さきの熊本地震のときも、大変な大矢野演習場がそういう役割を果たしたということでございますので、九州自動車道が開通をする前に、そのような設備等々が可能であれば、その部分については私もそのような働きかけもしていきたいなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 梅田町長の尽力といいますか、力で、少しでもこの町に自衛隊予算が下りますように努力していただきたいと思っております。

続きまして、鳥獣害対策についてでございます。

前回、私はハンターの育成をお願いしましたけども、そういったところは考えられたでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。育成ということで、捕獲の研修会は30年度に1度行っておりまして、それ以後では行っておりません。

実際、今現在、有害鳥獣捕獲隊、令和3年度で351名いらっしゃいます。推移としては若干増加している状況で、平均年齢65歳ということで、こちらも変化はございません。新規の取得者がこれまでで3年間で34名いらっしゃいます、銃とわなを合わせて。

そういった状況ですので、新規に免許取得された方の育成ということと、現在の捕獲従事者の方からの技術の継承を含めて、捕獲従事の上で必要となるような研修となるように、育成を図れるような取組を行っていきたいと考えます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今、育成を進めておるとい話ですけども、わなはもう若い人たちいっぱい啓発して進めてほしいと思います。ただ、銃のほうのハンターというのはなかなか育たないですよ。私がお願いして、1人、若い女性が去年、銃の免許を取られたんですけど、これはお父さんが取るのを進めとったところが、私が声かけて、若い女性が取られたんですけども、なかなか銃の免許を取って、銃のハンターになろうというのはなかなか育ちません。そこはちょっと危機感を持って育てんと育たないです。

私のちょっと考えですけど、退職した自衛隊の人をハンターにするのはどうだろうかとかも思うんですけども。そういう人を町で雇ってもいいじゃないですか。ハンターとして育成すると。それから、今ですから、ドローンのことは前回の一般質問で話をしましたように、ドローンでイノシシ、鹿を追うということが出来るんですね。認識して、追う。ハンターのそばに追ってくる事が出来るんです。人間が山の中を追って回るんじゃなくて、ドローンが追ってくるんですよ。それをどんとする事が出来るようになってるし、わなにもそうですけども、AIを駆使したそういう捕獲というのを考える必要がありやせんかと思いますが、どうですか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。ICTの有害鳥獣対策には、議員からこれまでもお話しいただいたりしております。ICTを使った捕獲、また捕獲以外にも、今後は鳥獣害被害のマップ作りとか、そういった新たな手法も聞いておりますので、そういった形で捕獲と併せて、皆さんが目で確認できるマップ作りの中で捕獲の効率化を図れるようなことも目指していきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は課長とはこういう話をいっぱいしていますので、もうこの話は

いいと思います。

次の質問の捕獲した後の処理問題も話をしておりますけれども、この辺についても県にも話をしていますし、課長にお話をし、そういう先進地へ研修も行きたいと考えておりますので、その辺はまた一緒に話をしながら進めたいと思います。

私がさっき言うたように、有機農業について町長に意見をもらい損ねました。これは選挙のときにあれだけ有機農業、有機農業って町長がおっしゃいましたので、その辺のことにつきまして精いっぱいのお答えを、あと2分しかありませんけれども、よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど来、有機農業についてはあったところでございますが、うれしいことで、試験場でできた米につきましては、学校給食に提供したいというのは大変うれしく思っております。今、学校給食では150俵ほどのお米を使っていたというふうなことでございます。これを有機米に変えられるかなと、今ちょっと考えておるところでございますが、先般、全国的に有機農産物を学校給食に提供を考える会の設立の案内が来ました。呼びかけ人になってほしいというふうなことでございますので、早速お受けをして、設立の準備会に参加をしたいという思いでおります。その中の一つが千葉県のいすみ市で、有機米を全て学校給食に使つるといふ、その市長さんも参加されるようでございます。昨日、おととい、テレビで、その部分ではありませんでしたが、そのまちな様子を見たところでございますが、それについて今後取り組んでまいりたいという思いでおりますし、先ほどの研修施設につきましても、施設の概要、いろんな部分、私も少しは知つとるつもりでございますので、先ほどの、うちが今取り組んでおります新規就農者の支援を併せ持った中での取組をしていきたいなという思いでおります。

ほかにつきましては、先ほど眞原議員のときにも言ったとおり、山都町に来て、有機農産物が買える、食べられるような環境づくりを進めてまいりたいという思いでおります。

○4番（矢仁田秀典君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、4番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時09分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第43号 専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第13号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第43号「専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第13号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは説明いたします。議案第43号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第13号）について。

令和3年6月3日提出、山都町長です。

提案理由です。令和2年度山都町一般会計補正予算（第13号）について、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間的な余裕がございませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、附属しております予算書にて説明を行いたいというふうに思います。

予算書の18ページ、歳出から説明をしたいというふうに思います。

まず、全体を通してでございますが、事業実績に伴います補助金等の確定による財源の組替や事業費の調整を行っているというものでございます。

まず、2款1項総務管理費です。5目財産管理費においては、それぞれ工事費の不用額を計上しております。6目庁舎管理費は、各支所の空調設備を更新いたしましたカーボン・マネジメント事業実績に関するものでございます。9目防災行政無線費は、財源の調整でございます。11目企画費から、19ページの23目熊本地震復興基金交付金事業費について、事業実績に伴い事業費並びに補助金等の精算を行ったというものでございます。

同じく19ページの2款3項1目戸籍住民登録費は、権限移譲分の県委託金の追加に伴う財源の調整というものでございます。

3款1項社会福祉費は、事業実績に伴います補助金の返還を行うものでございます。

20ページをお願いします。

4款1項6目環境衛生費は、権限移譲分に伴います県委託金の追加に伴う財源調整でございます。

5款1項農業費におきましては、障害防止事業に係る町費の立替というもので、財源の調整を行ったものでございます。2項の林業費につきましては、権限移譲分の県委託金の追加に伴う財源調整でございます。

21ページです。

6款1項の商工費です。2目商工振興費は、八朔祭補助金の減額、3目観光費と5目山の都づくり事業費は、基金のそれぞれ調整を行ったものでございます。7目ふるさと寄附金事業です。寄附金額と返礼品等の諸経費との精算を行ったものでございます。

22ページをお願いします。

7款2項道路橋梁費は、それぞれ事業におきましての財源組替や事業内経費の調整を行ったものでございます。

23ページです。

4項の住宅費におきましては、8目社会資本整備総合交付金事業では入札残の処理、9目木造仮設住宅移転事業費では県補助金の増額により財源調整を行ったものでございます。

24ページをお願いします。

10款災害復旧費におきまして、農業災害、林業災害や公共土木災害について、町単独費の追加あるいは補助金等の増額により、それぞれ財源調整等を行ったものでございます。

25ページをお願いします。

12款2項の基金費です。主なものとして、11目ふるさと応援基金に370万円を積み立てるものでございます。

次に、歳入を説明しますので、9ページをお願いします。

2款地方譲与税から、12ページにかかります13款の交通安全対策特別交付金につきましては、補正第12号の後で確定しました金額に合わせて、今回補正を行ったというものでございます。

その中で12ページ、12款地方交付税について説明を申し上げたいというふうに思います。今回、特別交付税が確定しましたので、1億3,005万7,000円を増額補正し、総額で58億339万5,000円となるものでございます。元年度と比較しますと、約1億2,000万円ほどの増額になるというものでございますが、主な要因としましては、普通交付税の算定項目に地域社会再生事業費という項目が創設されたというものでございます。

13ページをお願いします。

16款国庫支出金から、15ページの19款寄附金などの特定財源につきましては、歳出予算のところで確認をいただいておりますので省略をさせていただきます。

15ページをお願いします。

20款2項の基金繰入金です。1目財政調整基金から一般財源として5,777万9,000円を繰り入れるものでございます。以下、11目山の都創造ファンド繰入金から14目まちづくり基盤整備基金繰入金につきましては、それぞれ事業費の確定によりまして財源調整を行いまして、各基金に戻すことといたしました。補正額のところに三角の印がついております。いわゆる減額補正というところで示しております。

次の22款諸収入と23款町債につきましても、事業実績に基づきまして財源調整を行ったものでございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いします。

2表の繰越明許費の補正でございます。補正第12号の後に追加しました6事業、4億3,921万7,000円、変更いたしました16事業、15億1,483万1,000円、総額で19億5,404万8,000円となるものでございます。うち主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策費で約2億1,000万円、道の駅整備事業費で約5億7,300万円、道路、住宅費で約3億2,500万円、災害復旧事業費で約6億2,400万円というものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。

第3表、地方債の補正でございます。事業実績などによりまして、それぞれ限度額を調整したものでございます。

続きまして、予算書、表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,425万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ170億7,825万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和3年3月31日専決、山都町長です。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） すいません、19ページ、私が送りきるといいんですよね。発信ってすればいいんですよね。はい。行きましたでしょうか。

19ページの民生費の障害者福祉費のところの放課後デイサービス支援事業が返還となっている理由をお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。放課後デイサービスの返還金でございますけれども、県の決定が今年度になりましたので、1年後の返還ということで減額して、令和3年度での返還となります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） すみません、その返還になった理由と伺いますか、これは障害を持った子供たちが学校から帰って御自宅に帰るまでの間に、とにかく放課後に過ごす場所の支援金だと思うので、例えばその利用が少なかったとか利用日数が減ったとか、そういうことなんですかということをお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。利用日数の減少によって利用額の減少がありましたので、返還となります。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 20ページですね。農林水産業費、大矢野原演習場対策費が国県支出金が一般財源に組み替えされました。一般財源で見なくてはならなくなった理由をもう一度説明し

てください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。国庫補助事業である障害防止事業の補助金、こちら中島用水路調査事業であります。繰越しとしておりますので、補助金が翌年度、令和3年度に歳入になったことから、令和3年度の補正のほうで雑入として受け入れておる状況でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第13号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第44号 専決処分事項（令和2年度山都町病院事業会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第44号「専決処分事項（令和2年度山都町病院事業会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） 議案第44号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について。

令和3年6月3日提出、山都町長。

次のページをお願いします。

専決第1号、令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページをお願いします。

国保調整交付金（保健事業分）の糖尿病教室がコロナ禍のため開催できなかったことによる補助金の減額及び事業に関する給与費の減額補正です。

収益的収入。収入。1款2項4目、補正額マイナス33万円、1節補助金。

収益的支出。支出。1款1項1目、補正額マイナス33万円、3節報酬となります。

1 ページをお願いします。

令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度山都町の病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款病院事業収益、補正前の額11億5,557万円、補正額マイナス33万円、計11億5,524万円。

科目、第2項医業外収益、補正前の額1億9,987万1,000円、補正額マイナス33万円、計1億9,954万1,000円。

支出。科目、第1款病院事業費用、補正前の額11億5,557万円、補正額マイナス33万円、計11億5,524万円。

科目、第1項医業費用、補正前の額10億8,815万3,000円、補正額マイナス33万円、計10億8,782万3,000円。

令和3年3月29日専決、山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「専決処分事項（令和2年度山都町病院事業会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第45号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第45号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 議案第45号について御説明します。

議案第45号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条

第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号、山都町税条例等の一部改正について。

令和3年6月3日提出、山都町長。

本案は、国の令和3年地方税制の改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、その他関係する政令及び省令が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されたことに伴い、山都町税条例等の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

2ページめくっていただきまして、改正文をお願いいたします。改正文につきましては、第1条と第2条による改正になっております。1ページから第1条、7枚めくっていただきまして、下から9行目からが第2条となっております。

第1条は、山都町税条例の一部改正を、第2条は、昨年専決処分を行いました山都町税条例等の一部を改正する条例を改めて改正したものでございます。

主な改正の内容につきまして、説明資料により御説明させていただきます。

まず、1、固定資産税、土地に係る固定資産税負担調整措置について御説明いたします。

負担調整措置とは、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和するため、課税標準額の上昇を抑制する措置でございます。令和3年度は評価替えの年ですが、今回の改正におきましては、令和3年度から令和5年度までの負担調整措置について、平成30年度から平成2年度までの負担調整の仕組みを継続することとし、その上で、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるというものでございます。

次に、軽自動車税につきまして御説明いたします。3点ございます。

まず、1、環境性能割の税率区分の見直しにつきましては、燃費基準値達成度等に応じた税率で課税される環境性能割につきまして、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す規定となっております。

2、環境性能割の臨時的軽減の延長につきましては、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用自動車を対象とする環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減につきまして、適用期限をさらに9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

3、グリーン化特例の見直しにつきましては、グリーン化特例とは、種別割に講じている燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置のことですが、適用対象を電気自動車等に限定するなど重点化等をした上で、適用年限を2年延長するものでございます。

2ページ目をお願いします。

3、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限の延長につきまして、御説明いたします。

令和元年10月、消費税率10%への引上げに伴い措置されました控除期間を13年とする住宅ローン控除の特例の延長等の対象者について、特例措置の適用期限を1年延長し、令和4年末までの

入居者を対象とすることとされました。

4、その他につきましては、地方税法等の改正に伴う字句の整理と引用している条項のずれに伴う整備によるものでございます。

附則についてですが、附則第1条では、条項ごとの施行期日を定めています。附則第2条から第4条までは、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を定めております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第46号 専決処分事項（山都町介護保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第46号「専決処分事項（山都町介護保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） 議案第46号について御説明いたします。

議案第46号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、山都町介護保険条例の一部改正について。

令和3年6月3日提出、山都町長。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の減免措置に関して、昨年度より施行しているところです。

今般、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限のある令和2年度分及び令和3年度分の保険料の減免を行った場合についても、国において財政支援を行う旨の通知が発出されたことに伴い、山都町介護保険条例の一部を改正し、専決処分を行ったものです。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる

場合などにおいて、介護保険料の減免を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。下線を引いてある箇所が今回改正に係るところでございます。

3 ページ後になります。改正は3 点ございます。

1 点目は、附則第6 項、減免を行う期間を「令和3 年3 月31日まで」から「令和4 年3 月31日まで」に延長しました。

次のページです。

2 点目は、附則第6 項第2 号以降の「第1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改正いたしました。

次のページです。

3 点目は、附則第8 項の備考、前年の合計所得金額「200万円」以下を「210万円」以下に、「200万円」を超えるときを「210万円」を超えるときに改正しました。

なお、この条例は公布の日から施行しています。

第1 号被保険者とは、65歳以上の被保険者に当たります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「専決処分事項（山都町介護保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第47号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第47号「山都町税等の減免に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第47号について御説明いたします。

議案第47号、山都町税等の減免に関する条例の一部改正について。

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月3日提出、山都町長。

提案理由です。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどにより、被保

険者に係る令和3年度分の国民健康保険税の減免を行うため、山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本条例改正につきましては、令和2年度において、国により新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の基準について示され、それに基づき減免を実施してきたところですが、今般、令和3年度における取扱いとして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の国民健康保険税の減免を行った場合についても財政支援の対象とする旨、通知があり、令和3年度分も減免を継続するものです。

改め文の次のページの新旧対照表を御覧ください。

附則第4項中、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めております。

改め文にお戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の山都町税等の減免に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「山都町税等の減免に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第48号「山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 議案第48号について御説明申し上げます。

議案第48号、山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月3日提出、山都町長。

提案理由です。本町立の小・中学校に勤務する教職員に対して、安定的に良好な住居を提供す

る目的で、教職員住宅を設置しているところですが、近年の交通網の発達により、通勤可能エリアが拡大し教職員住宅の空室化が著しい状況です。

このたび、見晴山教職員住宅の供用を廃止するため、山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

条例の改正文です。別表の見晴山教職員住宅1号から6号の項を削るという改正です。

附則です。この条例は、公布の日から施行します。

なお、廃止した見晴山教職員住宅については、本町への移住を希望、検討する人のための短期滞在施設としての活用を山の都創造課で考えておられます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 現在のここの入居率というのがゼロなのか、ここ最近ずっとゼロなのかと入居率をお尋ねしますが、仮にここを廃止して、例えば来年、教職員が異動によって来られて、入りたいといったとき、ほかの教職員住宅にスムーズに入れるのかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。見晴山教職員住宅について、令和3年度の入居はゼロでございます。令和2年度は1戸入居がありましたが、その方が退出をされました。

今後の見込みですが、見晴山教職員住宅への利用見込みについては、高速道路の建設も進んでいることから、見込まれない状況でございます。

なお、矢部地区の教職員住宅に入居を希望された場合の扱いですが、千滝教職員住宅に1戸空室がありますので、こちらで対応させていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 千滝の教職員住宅は空いているということですが、ほかにありますよね、清和地区、蘇陽地区にも。そこはもうみんな満杯だということなんだろうということと、見晴山教職員住宅を供用から外して町営住宅に入れるということになるんでしょうか。そういうときの条例改正は必要ではないのかなということのお尋ねをしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。清和地区について、まずお答えします。全体の戸数が6戸で、令和3年度の入居は1戸でございます。蘇陽地区は全体が16戸で、令和3年度は5戸の入居でございます。それぞれ、まだ入室できる状況でございます。

これらのことから、仮に矢部地区が、千滝が埋まった場合でも、清和、蘇陽地区で対応ができるのではないかと考えております。

町営住宅の条例改正は予定をしておりません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 山都町附属機関に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第49号「山都町附属機関に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは説明いたします。議案第49号、山都町附属機関に関する条例の一部改正について。

山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月3日提出、山都町長。

提案理由です。山都町下市PFI住宅整備事業施行に伴い、事業者選定を目的とした附属機関として、事業者選定委員会を新たに設置することとしており、そのための根拠となる条例の規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

3枚目の新旧対照表をお願いします。

3枚目には、この組織のメンバーについて表記をしております。裏のページまで表記になっております。

4枚目が、委員の報酬について定めたものでございます。

ここで、附属機関と申しますけども、これにつきましては、行政の複雑、それから広範囲化、あるいは多岐にわたることから、専門の機関に担当させようとする目的で、行政の民主的処理の要請を満たす目的で設置されているものでございます。役割としましては、行政執行のために、調停、審議、審査、調査等を行うための機関でございます。現在、山都町には10の機関があり、これで11機関目となるものでございます。

2枚目をお願い申し上げます。条例の改正文でございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

また、今回、併せまして山都町報酬及び費用弁償条例の一部も改正するものでございます。

PFI住宅事業整備に係る事業者選定委員会につきましては、所管する建設課長から説明いた

します。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは説明いたします。建設課のほうで、本年度下市地区に計画しております若者向け定住促進住宅については、従来の町のほうが発注してする方法でございまして、民間のほうからいろんな提案をいただいて選定するというPFI事業を活用するものでございます。

これをもちまして、民間の専門的な知識、また公共サービスがこうしたサービスが受けられるんじゃないかということを考えております。また、選定につきましては、いろんな専門的な知識等を持った方に入っていただく必要がございますので、今回考えておりますのは、建築学、都市工学、また、環境、景観等に精通された学識経験者、また、行政関係の方を選定委員として検討しているところでございます。

なお、今後のスケジュールとしましては、7月に募集要項を公表いたしまして、9月に資格の審査の申請を受け付けいたします。その後、10月に各民間企業のほうからプレゼンテーションを受けまして、11月に選定、審査の結果公表、その後、仮契約を締結しまして、12月に本議会のほうで議案を提出したいということを考えております。その後、企業のほうで設計のほうに入らしまして、建築後、竣工を来年の11月というふうに想定しております。その後、12月に入居者を募集いたしまして、令和5年1月に入居を開始したいということで考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「山都町附属機関に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 山都町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第57号「山都町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 議案第57号について御説明いたします。

議案第57号、山都町手数料条例の一部を改正する条例について。

山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月9日提出、山都町長。

提案理由です。ただいま会期中であります第204回国会において成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明文化されました。

これに伴い、現在本町において徴収しているマイナンバーカードの再交付に係る手数料については、同日以降、地方公共団体情報システム機構が徴収することとなり、当該再交付に係る手数料について規定している山都町手数料条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

改め文の次のページの新旧対照表をお開き願います。

現行の別表第3項中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係事務、アンダーラインが引かれている部分でございます。個人番号カードの再交付手数料、1件につき800円、こちらの項を削ります。

この改正につきましては、町が行っておりますマイナンバーカードの交付事務につきましては、令和3年9月1日以降もこれまでどおり行ってまいります。再交付手数料の取扱いにつきましては、今後、国から示される政令等により調整していくことになります。

改め文をお願いします。附則でございます。

第1項、この条例は令和3年9月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の際、現に改正前の山都町手数料条例別表第3項に規定する事務に係る手数料で納付すべきであったものについては、なお従前の例による。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「山都町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時59分

6 月 10 日（木曜日）

令和3年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年6月3日午前10時0分招集
2. 令和3年6月10日午前10時0分開議
3. 令和3年6月10日午後2時02分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日)(第4号)
 - 日程第1 議案第50号 令和3年度山都町一般会計補正予算(第1号)について
 - 日程第2 議案第51号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について
 - 日程第3 議案第52号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算(第1号)について
 - 日程第4 議案第53号 令和3年度山都町病院事業会計補正予算(第1号)について
 - 日程第5 議案第56号 山都町辺地総合整備計画の策定について
 - 日程第6 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第7 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木 實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名
議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名
-

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第50号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第50号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第50号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

歳出から説明をいたしますので、18ページをお願い申し上げます。

まず、今回の補正予算につきまして、人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動に伴いまして補正を行っておりますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、異動後の調整でございますので省略させていただきます。

また、今回は、政策的経費や新規事業経費について、各種団体への支援や行事、イベント費の助成金も計上しておりますが、各種団体におきましては、昨年度のコロナ禍の影響で事業の中止、縮小などによりまして、やむを得ず繰越金等が増額している部分を考慮しまして、助成金の減額等を行っているというものでございます。

2款1項総務管理費です。

1目一般管理費では、新型コロナウイルス感染症対策に係ります職員の時間外手当500万円を追加しております。一方、ワクチン接種対応に係ります時間外手当経費につきましては、国補助事業となりましたので、4款1項4目予防費に組み替えております。

5目財産管理費です。13節賃借料168万1,000円は、町有林御所団地管理道路の災害復旧のための重機借り上げ料。14節は、南田の旧屠場の解体費480万1,000円。15節は、旧下名連石小グラウンド整備用の砂です。

6目庁舎管理費です。10節は、清和支所のシャッターと多目的トイレの修繕費103万2,000円です。17節備品購入費は、蘇陽支所公用車の更新とシュレッダーの更新でございます。

10目会計管理費です。老朽化した製本機の更新費60万9,000円を計上しています。

次に、11目企画費です。18節補助金としまして、大矢野原演習場対策費助成金131万7,000円。次のページになります。ユニバーサルデザイン建築物整備促進補助金200万円、県補助それから

町費それぞれ100万円ずつでございます。地方バス運行等特別対策補助金2,387万1,000円、県補助金が306万4,000円でございます。

22ページをお願いします。

12目地域振興費は、宝くじ社会貢献広報事業として、地域コミュニティ活動に必要な備品や設備等に対する助成金でございます。今回は、上司尾地区の防犯灯整備と今公民館の備品購入事業に交付されるものでございます。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業でございます。内訳として、会計年度職員1名分の雇用に要する経費をそれぞれ計上しております。

24ページです。事業に係ります経費を性質別に分けまして計上しているところでございます。

10節需用費では、感染防止用のアクリル板購入費、小中学生用のマスク購入費、短期滞在施設、これは旧朝日小学校の住宅でございますが、その修繕費、合わせて474万3,000円です。

12節委託料は、商店街後継者育成業務、デジタルスタンプラリー業務、そよ風パーク遊具設置に係ります工事設計の監理費、合わせまして、合計で852万5,000円でございます。

14節工事請負費は、観光施設や町立保育園、体育館等のトイレ新設改修、避難所を兼ねました施設の屋根改修、そよ風パーク遊具設置工事など、合わせまして6,971万8,000円でございます。

17節備品購入費は、放課後児童クラブ施設のエアコン設置、動画配信機材用の購入費、合わせまして278万2,000円です。

18節負担金補助金では、飲食店等への営業時間短縮協力に係ります県への負担金600万円、イベント時の感染防止対策支援費として550万円。店舗におきます感染防止対策として150万円、町民PCR検査費用助成3,600万円、社会福祉施設や医療機関への支援、合せまして1,170万円、次のページです。町外からの移住者支援としまして1,125万円、修学旅行費に係りますキャンセル料として403万6,000円です。全事業で1億6,354万6,000円を計上しております。

29ページをお願いします。

3款1項社会福祉費です。各目におきまして、民生委員協議会、社協など福祉団体や、老人クラブ等におきます運営支援と事業支援のための助成金や補助金をそれぞれ計上しているものでございます。

33ページをお願いします。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費では、コロナ禍におきまして、子育て世帯支援のための特別給付金事業というものが始まります。システム改修費80万6,000円、給付費として815万円を計上しております。また、私立保育園への運営助成金432万円を計上しているところでございます。

36ページです。

4款1項4目予防費です。1節報酬から12節委託料まで、新型コロナウイルスワクチン接種に要します経費を3,169万3,000円計上しているところでございます。

38ページです。

6目環境衛生費では、27節繰出金として、給水車購入に伴います経費1,435万5,000円を計上し

ておるものでございます。新型コロナウイルス感染症対策交付金の対象となるものでございます。39ページをお願いします。

5款1項農業費です。3目農政費におきましては、新たに作成いたします有機農業推進計画策定委託料499万2,000円、18節補助金には各種団体等への運営支援の補助金、それから、県の補助事業として採択されました攻めの園芸事業関係でございますが、施設園芸整備補助金として、2件で合わせまして953万5,000円。また、新規事業といたしまして、町単独で水稻共済加入促進事業補助金265万6,000円を計上しております。

41ページです。

2項2目の林業振興費でございます。18節補助金といたしまして、有害獣対策として追加の被害防止対策費として900万円、捕獲対策費として1,230万7,000円を計上しております。一部県補助金が交付されるものでございます。町単独の森林整備事業補助金1,000万円を追加で計上しております。

42ページです。

7目治山費におきましては、治山工事に要する経費を計上しております。3か所の治山工事では、うち2か所が県補助金の対象となるものでございます。

44ページをお願いします。

6款1項商工費です。

2目商工振興費では、12節鑑定委託料として79万8,000円を計上しております。大造り物小屋の土地の鑑定、馬見原まちづくり拠点施設の土地建物の鑑定委託料でございます。18節補助金には、商工会活動助成、火伏地蔵祭、八朔祭助成金をそれぞれ計上しております。

3目観光費では、12節委託料に観光動画撮影制作委託料330万円、18節補助金として、各種イベントなどへの助成金や観光協会への活動支援補助金を、合わせまして552万7,000円計上しているところでございます。

45ページです。

4目観光施設費では、12節委託料に清和文楽館指定管理委託料195万1,000円を計上しております。コロナ禍におきまして、来場者の減少で利用料金が減収となりました。施設の適正な管理運営に支障を来す状況となっております。指定管理者との協定に基づくリスク分担を考慮する必要がございまして、今回、管理委託料の追加をお願いするものでございます。14節工事請負費には、猿ヶ城キャンプ村進入路の復旧工事207万9,000円、道の駅通潤橋トイレ洗面台修繕工事72万3,000円を計上しております。27節繰出金は、通潤山荘の指定管理料の追加分4,365万9,000円です。理由につきましては、清和文楽館の状況と同じでございます。

5目山の都づくり事業費では、12節委託料の中に、サテライトオフィス活用のための起業支援や企業誘致に係る調査分析業務400万4,000円を計上しております。14節工事請負費には、旧町営プール、高齢者生産活動センター跡地を公園化とする整備に要する経費1億3,368万2,000円をお願いするものでございます。

48ページをお願いします。

7款2項道路橋梁費です。

2目道路維持費には、それぞれの項目に町道の維持管理に必要な経費を計上しているものがございます。

3目道路新設改良事業費には、町道加勢群線の改良工事に関する経費を計上しております。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業では、町道水ノ田尾下鶴線、上鶴線の道路改良工事に關します経費を計上しております。6,286万5,000円を増額するものがございます。今回、継続費を設定するというものがございます。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業では、委託料として、町道久留見尾鍛冶床線の測量設計、延長1,500メートルの委託料3,000万円を計上しております。

7目社会資本整備総合交付金事業では、町道長谷花立線改良工事に係る建物鑑定委託と、矢部インター線工事費を計上しております。

52ページです。

7款4項住宅費です。

4目住宅建設費として、下市町有地への住宅整備事業に関する経費をそれぞれ計上しているものがございます。国の補助対象というものがございます。こちらにつきましても、令和4年度までの2年間にわたる継続費を設定したものがございます。

53ページです。

8款消防費におきましては、10節には消防団員の活動服を更新するもので、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用いたします。いわゆるはっぴスタイルから作業服スタイルとなるものがございます。18節補助金には、消防団の運営助成金421万1,000円を計上しております。

54ページです。

9款教育費です。全体を通しまして、学校教育や生涯学習、社会教育に関する関係団体への活動支援助成金や、行事、イベント開催関係に対します助成金を計上しているところがございます。

60ページです。

9款4項社会教育費です。

6目文化財保存活用事業費では、通潤橋周辺の遊歩道整備費として工事請負費4,145万6,000円を計上しております。県補助金とふるさと応援基金を活用するものがございます。

9款5項保健体育費では、各事業におきまして、体育施設の修繕経費、中島、清和体育館の耐震設計委託料、これは3分の1国の補助がつきます。それから、トイレの新設、改修工事、また、下矢部、花上体育館の解体工事を行うものがございます。

63ページです。

10款災害復旧費でございます。農災工事に係ります町単独費3,000万円を計上しております。

64ページの13款予備費は調整です。

65ページ以降は給与費の明細でございます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳入について説明いたしますので、11ページをお願いします。

まず、12款地方交付税では、普通交付税2億円を計上しております。

14款分担金は、治山工事に係ります受益者の負担金です。

16款国庫支出金から17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略をいたします。

15ページをお願いします。

20款の繰入金です。財政調整基金からの繰入金として、2億2,797万円を計上しております。参考までに、令和2年末の残高は8億5,200万円でございます。

16ページ、23款の町債は、追加や事業間で調整を行ったものでございます。

戻っていただきまして、6ページをお願いします。

第2表、継続費です。水の田尾下鶴線道路改良工事と下市PFI住宅整備事業を、令和3年度から令和4年度の2か年にわたる継続費として設定したものでございます。

7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為の補正でございます。歳出予算で説明いたしました指定管理料の追加分を記載しております。

8ページです。

地方債の補正でございます。今回追加変更したものでございます。

続きまして、予算書、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,800万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和3年6月3日提出、山都町長です。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第50号の説明が終わりました。

本案に対しては、西田由未子君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） おはようございます。

今、議長からありましたように、お手元に修正案を配らせていただいています。1枚めくって

いただいておりますでしょうか。

私は今回の補正予算の見方としては、大きく二つの視点があると思っております。一つ目は、先ほどの総務課長の御説明にもありましたように、骨格予算であった3月の当初予算に、いろいろな補助団体への補助とか町内活性化のためのいろんな助成とか、それから新たな取組が加わっていることについての精査。それと二つ目は、新型コロナウイルス感染拡大のために収入減となっているいろんな町内業者に対して、公の施設と民間の業者、両者にバランスよく支援がなされているかということだと思って予算を見せていただきました。そういう視点から、二つの点について減額の修正を提案させていただきます。

まず、議案第50号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第1号）を次のように修正する。第1条第1項中、11億8,300万円を11億4,819万5,000円に。それから、130億2,800万円を129億9,319万5,000円に改めます。

詳しい内訳につきましては、3番、歳出というところを見てもらっていいでしょうか。すみません、ページ数を打ってなくて申し訳ありません。

一つ目は、2款総務費1項総務管理費25目の新型コロナウイルス感染症対応交付金事業費のうち、14節の工事請負費、これを1,200万円減額するということについて説明をいたします。

そよ風パークの遊具設置が、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業の新しい観光コンテンツ整備事業として認められた範囲だということはお聞きしていますが、地域経済対策の重要性を考えたときに、高い優先順位とは言えないと考える。また、2,754万5,000円という額も高過ぎると思います。ブランコ、滑り台、ジャングルジムといったような遊具は、1台大体調べましたところ、50万円から100万円ぐらいで購入できますし、どのようなものを造るかということで金額も変わってきます。

ただ、今、そよ風パークにある既存の施設が老朽化したりして危険だということで、以前、撤去の予算もついていました。撤去予算だけついていましたので、新たな施設の予算も求められてきたところではあります。

そこで、予定としては、一般財源が1,554万5,000円。全体の予算としては2,754万5,000円ですけれども、財源の内訳として一般財源からの予定がしてありました1,554万5,000円でも十分な遊具施設ができると判断しまして、国県支出金の1,200万円を減額するものであります。

二つ目については、次の6款商工費1項商工費4目観光施設費というところで説明をします。

そこに二つ、先ほど説明がありました清和文楽館管理委託料と国民宿舎特別会計繰出金が上げてありました。けれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減というのは、指定管理施設ではなくて、町内全体の事業所でも同じであります。そのことから、町全体としての公と民間への支援バランスを考えなければならないと思います。

先ほど説明にもありました指定管理施設への町のリスク分担があるということで計算式を見せていただきましたが、ざっくり言ったら減収分の2分の1と考えてあるというふうに説明を受けましたが、総務省からも赤字補填はよくないという指針があります。そして、民間への支援へ回すためにも、このリスク分担を4分の1に改めて計算をし直すべきではないかと思っております。協定

書の中にリスク分担の項目が確かにありますけれども、それをどんなふうに考えるのかという具体的な数字はそこには載せてありません。協定の在り方にも問題があるのではないかと思います。

清和文楽館委託料を97万5,000円とし、国民宿舎特別会計繰出金を2,183万円とし、12節の委託料の清和文楽館管理委託料において、国県支出金から97万6,000円を減額する。27節の繰出金の国民宿舎特別会計繰出金から2,182万9,000円を減額して、観光施設費の国県支出金から二つの合計額2,280万5,000円を減額するという提案です。

元に戻っていただきまして、総括のところの歳入を見ていただきますと、2ページ目の裏です。歳入で、16款の国庫支出金の中に補正額が20億3,895万8,000円とありますが、先ほど減額をすると言いました二つの減額の合計3,480万5,000円を引いて、補正額は4億1,270万8,000円となり、計が24億5,166万6,000円となり、歳入合計は、補正前は118億4,500万円が補正額11億4,819万5,000円となり、計が129億9,319万5,000円というふうになります。

以上、提案をいたします。

○議長（工藤文範君） ただいま説明が終わりました。

これから、議案第50号について、修正案を含めて質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 46ページの国民宿舎特別会計繰出金についてですが、まず、第1に民間の商工関係者から見たときの不公平感というのはありませんでしょうか。そのような意見は出ていませんかでしょうか。

また、そよ風パークと、去年の場合との整合性ということでは、どこか違うところがはっきりありましたら教えてください。

次に、コロナ禍による国からの財政補助を活用できるという点ではタイミング的にはよかったというふうに考えて計算されて行われたんだろうかということです。

次に、増資という話もちらっとこの前説明会では出ましたが、町からの増資ということは考えられなかったのか。

次に、指定管理に関する条例との兼ね合いということで、先ほど2番議員では数字は載ってないということでしたが、それを2分の1ということにされた根拠というかですね。

最後は、町長の通潤山荘にかかる思いというか、そういうのがありましたらお願いします。

ここには13人の議員しかおりませんが、1万3,000人の町民が納得できるような説明をこの場でお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。まず、民間事業者からの不公平感といいますか、そういう声は聞かないかということでございましたけれども、民間事業者につきましても、これまでしごと応援給付金ですとか、事業継続の支援だったり、コロナ交付金を使った支援をさせていただいております。また、借入れ等については利子補給ですとか、そういったもろもろの支援もさせていただいております。

町が指定管理をお願いしている施設についても、コロナの影響によりまして大きく収入が下回

った施設がございますので、今回、支援をさせていただきたいというふうに思っているところであります。基本協定書に基づき支出をするものでございまして、今回、町または指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的または人為的な現象に伴う経費の増加ですとか、収入の減少による補填ということで計上をさせていただいております。

それと、本町だけではなくて、熊本市の熊本城ホールですとか、菊陽町の総合交流ターミナルさんふれあでも同様の支援が行われているところであります。

そよ風パークとの違いということでございますけれども、そよ風遊学協会の破綻の経過については、これまで議会にも御報告をさせていただいているところでございます。去年の5月末には事業を停止するというところで決定をしたところでございますけれども、今回の虹の通潤館への支援については、先ほど申し上げました国民宿舎の管理運営に関する基本協定の中でのリスク分担で支払いをするものでございます。令和2年度年間を通してのコロナの感染拡大による収入の減少について補填をするものでございます。そよ風パークとはダブルスタンダードじゃないかという御指摘でございますけれども、そこはそよ風遊学協会とはまた違っているというふうに思います。

それと、町からの増資についてでございますけれども、これも取締役会のほうでは話が出たところではございますけれども、増資をするというところまでは至ってないというところではございます。

それと、算出根拠の2分の1というところでございますけれども、それぞれ指定管理施設と町の負担を半分ずつにしたということで、算出根拠の2分の1については、お互いが負担をするというところで2分の1ということで算定をさせていただいたところではございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 通潤山荘に対する思いというようなことでございますが、昨日の一般質問等でもありましたが、山都町における宿泊施設が非常に少ないというふうな形の中で、一番核になる宿泊観光施設の中の宿泊施設だと位置づけておるところであります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 46ページの国民宿舎の特別助成金ですか、4,600万円についてお尋ねしたいと思います。

今、3番議員からも話がありましたように、赤字補填で4,365万9,000円というのは、これはどう考えても私は赤字補填というのは納得ができないところであります。だからといって、2番議員が言われた修正動議に賛成かという、そうでもありません。私は基本的にこういうものは、もっと事前に協議すべきものであったというふうに認識しているわけでございます。

補填すれば、当然令和3年も赤字が出るわけでございます。そしたらまた補填するんですかという話になるわけです。

結局、コロナ禍の中で、コロナ禍が収束するにしても、住民の基本的な考え方、感情はまだまだ通潤山荘に来て泊まるというような感情じゃないと。今から先いろんな形で、今生活を虐げら

れている人たちがどのような気持ちを持って地域に来るのか、遊びに来るのかということを考えてときに、通潤山荘としては、ここ一番起死回生の計画をするべきなんです。どうすれば今後、通潤山荘が通潤山荘の役割を果たしていけるのかということを十分に考えて、起死回生するような案をここで出して、その案に対してどうするかということを考えるべきであり、また、町民感情としては非常にいささか、私にも話がありました。こぎゃん4,300万円も出すぐらいなら、もう売ったがようはなかかという話もありました。それは町長もいますので十分考慮していきたいが、私はここで起死回生するような、職員を甘やかすようなことじゃなく、ここでここ一番、どうすればこの町の中の通潤山荘がうまく生きていくのか。また、地域の商工会、あるいは農林業がどのようにここに携わっていけばいいのかということ、ここで町が一丸となって考えていって、赤字補填じゃなくて、町の将来を見据えて考えるべきだというふうに考えておりますので、ぜひですね。この内容が正しいと私は決して思っておりません。

そして、この件に関しては、また十分吟味しながら、引いていただいて、もう一遍内容を熟知して、地域住民との温度差がないように、そしてまた職員たちは、どうせ赤字は補填されるけん、何も考えんでいいたいというような感情を持たないようにするためにも、ぜひ一遍引いた上で、十分考えながら、そして将来、山都の通潤山荘が本当に職員と一緒に考えているような予算を提出しなければ、私は駄目だと思いますし、ここは職員を甘やかす、または地域に不安感を与えるようなことでは困ると思いますので、これについてどのように考えていらっしゃるのか。町長でも副町長でも結構ですので、私の意見に対して反論があればお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今回お願いしておる部分につきましては、昨年度の経営状況下に対する部分の助成のお願いであります。

今、後藤議員から言われましたように、今後について、また、去年の非常事態宣言から度重なる今回の今の熊本県の蔓延防止対策まで、事あるごとに計画を立て直しながら、何回ともなく通潤山荘の職員の方々も、我々も含めた中でございますが、計画を練り直し練り直し、ずっとやってきたわけでありまして。

しかしながら、御存じのとおり、蔓延防止対策は昨日今日のテレビの報道では13日で終わりではないかなというふうな期待をするところでございますが、コロナ禍はまだ収束の兆しが全国的には見えない中で、去年もG o T oトラベルだったり、G o T oイートであったり、いろんな事あるごとに業績も急速に回復した時期もありましたが、現在このような状況下というような形であります。

今回の分につきましては、昨年度の経営に対する助成というようなことで御理解をいただきたいし、今後につきましては、今、後藤議員から言われましたように、やはりなくてはならない通潤山荘という思いの中でやっていきたいと思っております。先ほど増資の話もありましたが、これにつきましては各取締役の方々ともそういう話を今しておるところであります。まだ具体的にはどうこうなっておりませんが、今後のやはり経営をするためには500万円の出資金でございますので、非常に資本が乏しい中での経営をやっているというのが事実でありますので、そういう

のも含めながら、取締役会があるわけでございますので、そういう形の中で検討していきたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） ほかに。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 久しぶりに質問しますので、名前を忘れられたと思いますけど。

一つ、通潤山荘の名誉を少し回復させたいと思います。平成14年に建設をされました。その後、その当時は、出た黒字は町のほうに寄付をなささいという約定があったそうです。実際、平成15年矢部町から平成24年の山都町までの間に2億8,000万円以上の寄付をされておられます。利益の中からです。本来であれば、企業ならば資本の充実ということで、1億円ぐらい内部留保しておれば、このように言われなくても済むのではなかったろうかと非常に通潤山荘の方々がかわいそうでなりません。町は、資本金は200万円しか上げてないんですよ。その中でなおかつ利益を2億8,000万円も町に寄付されているんです。

では、先ほどから話が出ておりますそよ風パークの実態を申し上げます。そよ風パークは、最初資本金が5,000万円。その後、増資を3,000万円、2,000万円、計1億円の出資をしてあります。なおかつ、平成18年から令和元年まで、指定管理料5億1,210万円上げてあります。よく考えてください。利益が出たときは、町に寄付をなささい。なぜこんなに厳しいのかと。言うほうは楽ですよ。

山荘の方の仕事ぶりを見ると、一人3役ぐらいされておられます。働く人の気持ちをもう少し酌んでいただきたいと思います。

とにかく、この4,300万円は、やはり、昨日の1番議員の質問の中でもあったように、山都町にとって一番大事な宿泊施設です。そのことを考えて、私は正常行うものは一番大事なことは描く力だと思います。やらなくて山荘がどうなるか。そういうことを考えていけば、ここは厳しいから助成をして支えてあげるのが、私は親心と思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろんな思いがあって質疑になってないんじゃないかなというふうにも思います。全協に変えてきちんと論議すべきではないかなということも一つ思います。御検討いただきたいというのが一つと、それに当たって、私はやっぱり感情とか、もちろん思いは大事ですけど、私も宿泊施設は両方とも、パークも通潤山荘も大事にしなければならないと、それは思います。だけれども、やっぱり協定書にのっとってとか、法にのっとって、きちんとそれはされるべきです。

私は分からないのでお尋ねしますけれども、同じコロナ禍にあって、そよ風パークの指定管理者には清算という道をとられましたよね。今回は、同じコロナ禍にあって、基本協定書のリスク分担にあるから支援をしたいという理由ですよ。でも、去年の3月の段階でも同じリスク分担をパークともされています。何でそのとき、いろんな別のことは、ずっと赤字続きだったとか、

それはのけて、協定書の中にはパークともリスク分担がちゃんと書いてあるのに、なぜそのときには適用ならなかったのかなと。三セクに対してのその姿勢が一貫してないように見えるんです。きちんと筋を通すべきではないかなと思います。

いろいろお尋ねすると、いや別組織だからと。パークの場合は100%出資だったけれども、いや別組織だからというふうによく言われます。じゃあ今回も、指定管理者である虹の通潤館は別組織ですよ。何かその辺が曖昧じゃないかなと。先ほどから言われているように、じゃあこのリスク分担はずっと続くんですかと。コロナ禍が続けば。リスク分担に対しても1回限りにするとか、そういうのありません。さっき私が言いました計算書もきちんとは書いてありません。

ただ、どうにかして厳しいコロナ禍にある減収の町の施設含めた町全体の事業者への支援は必要だと思います。ならば、このリスク分担を町の業者にも適用したっていいじゃないですかと思うわけです。

じゃあこのリスク分担、今年度3年度のパークの運営がまた厳しいということになったら、パークにもこのリスク分担を適用されるのか。何かその辺の整合性が私には分からないので、きちんと分かるように説明していただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。お尋ねのありましたそよ風パーク、昨年のことですけれども、去年は2月下旬ぐらいからコロナが蔓延して緊急事態宣言が4月の中旬から5月の10日前後ぐらいまで緊急事態宣言が出たと思います。

時系列に申し上げますと、そよ風パークの借入れの話が1月2月ぐらいに出ておりました、取締役会で協議が続いておりました。そのときに、休業要請を指定管理施設に緊急事態宣言が出ましたので要請をしまして、その休業要請に伴う指定管理者のリスク分担に伴う支援をしたところでございます。それは6月議会のほうにお出しをしましたが、そのときは否決ということでございました。そのとき、そよ風パークは5月末で事業停止ということが決まっておりましたので、そよ風パークには支援ができない状況であったということを御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほどの2番議員の質問に対して、課長は民間に対して、通潤山荘…。すいません。これ、通潤山荘に繰り出すことに関して質問をいたします。

先ほど、3番議員が質問された国民宿舎以外の民間業者にどんな応援といいますか、助成をされましたかとお尋ねをされました。その際、いろんな持続化給付金、そういう手当をいたしましたとおっしゃいましたが、通潤山荘ももちろんこれ全部もらわれていますよ。だからそこは訂正してください。

通潤山荘も持続化給付金をもらわれています。雇用調整助成金ももらわれています。それで、持続化給付金をもらった対象者に払われる山都町しごと応援給付金ももらわれています。そして

お金を貸す利子補給も全部町が見ますということで、あらゆる手当てをして、2年度だけでもその助成金1,800万円でしたかね、1,800万円もらわれていますよ、雑収入ということで。それは訂正をしてください。これは通潤山荘ももらっているわけですから。通潤山荘以外の民間の手当はどうですかという質問でしたから、それ以外のことをおっしゃられてください。

それで、今のいわゆる雑収入としていろんな補助をもらったのが、今申しました損益計算書から見ますと1,822万5,896円計上されております。そしてまた、政府のセーフネットの借入金も3,000万円から4,000万円かされていましてね。3,000万円でしたか。何しろ長期の借入金ということで、それまでは借入れはされておりました。昨年だけで4,716万円も長期借入金をされております。それを足しただけでも7,000万円、8,000万円の外からのお金を入れています。それでも足りませんということです。

いろいろこれまでのことを調べてみました。まず、旧町村三つが合併して、それからこっち、最初に清和地区ですが、2004年にオープンしました合志市にありました清和高原野菜市場なんです、ここは出資金が780万円でした。そのうち、町の出資は325万円です。ここは、設立当初はそう店舗は周りになかったので経営がよかったんですが、そのうち大型商業施設等が出てきて、経営が悪化してきて、平成27年にお店を閉じるという苦渋の選択をされて、出資された皆さんの思いで、これを指定管理者として町から管理を請け負っておられましたけども、指定管理の返納というか、取消しをお願いされて、そよ風パークと一緒に、最終的には破産をされました。このときも、町は一銭も出されておられません。

聞きますと、このときの上部の役員さん方が……。

○議長（工藤文範君） 6番議員。この補正予算についての質疑をしてください。

○6番（藤川多美君） はい、そうですよ。関連ですよ。

○議長（工藤文範君） 関連は認めませんので、補正予算について質問してください。

○6番（藤川多美君） だからなぜこれだけに。

○議長（工藤文範君） さっき2番の議員から指摘がありましたように、補正予算について質問を。

○6番（藤川多美君） だから関連していますよ。ここもしていません。そよ風パークも。

○議長（工藤文範君） 関連は認めません。この予算についてしてください。

○6番（藤川多美君） 今まで関連を認めてきましたよ、議長。

○議長（工藤文範君） だから、今から2番議員の質疑どおり認めませんので、本予算について質問してください。

○6番（藤川多美君） では、さっき、そよ風パークはどうですかという、返答されましたよ。

○議長（工藤文範君） だけん、今から。

○6番（藤川多美君） 今からということは、議長、それはいけませんよ。

○議長（工藤文範君） 今指摘があったから、そうですたい。

（「だから全協を開いてくださいと言いました」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤文範君） その話とは話が違いますので。

○6番（藤川多美君） 言わなければ分からないんですよ、前提で。それで……。

○議長（工藤文範君） その話とは違います、藤川議員。

○6番（藤川多美君） それで、また続きです。

今度は、昨年、そよ風パークを破産にする。最初は、町長は……。

○議長（工藤文範君） ちょっと待ってください。6番議員。今、私は指摘しました。この予算について質疑をしてくださいと言いましたので、この補正予算について質問をしてください。でなければ質問は却下いたします。いいですか。

○6番（藤川多美君） 議長の権限がそこまで行くんですね。

○議長（工藤文範君） はい、行きます。

○6番（藤川多美君） たった今、2番議員に回答を求めさせといて何ですか。

では、続きをします。

○議長（工藤文範君） はい、どうぞ。

○6番（藤川多美君） では、町は第三セクターの経営健全化方針を策定され公表されました。そのときは、令和2年度ですよ、令和年2年度には累積損失の解消を図ることを目標に具体的な対応をとという指導がっております。適切な指導、監督、要請の関与を図っていくということをしております。

では、経営健全化に関して、そのフローチャートに基づいて適切な事業手法の検討を行うとなっておりますので、企画政策課がどのようにこれを行われたかをお尋ねして、なぜこのようになったかということをごすね。そのとききちっと経営健全化をしていけば、もうちょっと方針が。ここまで来るまでにいろいろな手当てがあったと思います。例えば増資をしようとか、そういうことなんです。

それで今1点、企画政策課にこれまでに指導あたりをどうされたかをお尋ねをしたいと思ます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。経営健全化計画をつくりまして、健全化に努めるために取締役会等に参加しながらいろいろ課題等についてお聞きしてきたわけですけども、そのような中で、昨年度からコロナ禍というところで、全くというか、緊急事態宣言で休業を要請されて収入というところがない中で、やはりコロナへの対応ということで見通しが見通せないというところで、なかなか具体的な対応ができてなかったというところでございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 借入金を見ますと、昨年の残高が4,300万円です、3月31日現在が。今年の3月31日現在が4,716万円です。町長はそよ風パークのときは、返済のめどが立たないから借入金はさせませんということで破綻になりました。じゃあ、この山荘はどうですか。4,300万円が4,700万円に逆に増えていますよ。返済の見込みがないのに、やっぱりこういうふうにして入れていくんですかね。

昨年は、この施設管理の委託料として469万8,000円を入れておられます、この通潤山荘に。そ

してまた今度4,000万円弱を入れられるということですね。先ほど11番議員からもありましたように、じゃあどれだけ入れればどうなるのかということですね。もうここはきちっと町長もしっかり、社長ですから。取締役会して増資の話も出らんなんて冗談じゃないですよ。本当に起死回生で、ここは今きちっとしないと、本当に町民の納得を得られないと思います。

私も通潤山荘はこの町の一つの施設として大切な施設と思います。だから、一銭もやるなどは言っていません。だからこのやる根拠。今期ももうコロナ禍があれですからね。もう半分以上、恐らく見込めません。だから、来年の3月31日も恐らく大赤字でしょう。そのときどれだけ手当てするのかと。

そういった場合に、会社そのものが、自分たちは頑張りましたとか、これだけ私たちも増資してまでしていますと、そういう姿勢を見なければ、ただ単に、はい、赤字になったら町がしますから、町がしますから。それは金融機関は安心していると思いますよ。これを認めなければパークと一緒にあります。金融機関は大変ですよ、4,000万円貸している金融機関は。返ってこないですから。これは真剣に考えなければいけないことなんです。

先ほど言いましたように、清和のも325万円も出資しています。でも、ここはたったの200万円ですよ。だから町も増資する。農協も商工会もジャパックスも、会社がみんなで少しずつでも増資をして、そして体力を少しつけて、そしてこれでも足りませんからここをお願いしますというのが筋だと思います。自分たちのお金は全然出さないですね。ですから、どうぞそこを町長よろしくをお願いします。

11番議員が言いましたように、ここは一旦この議案は取り下げて、しっかり練ってもう1回再提案をしていただきたいと思います。町長いかがですか。

その前に、先ほどの山の都の、3番議員からの質問に対するお答えはどうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。今回の分については、先ほど来言っておりますように、昨年度の経営に対する助成というふうなことで御理解をいただきたいと思っておりますし、増資につきましては、もう昨日というか何回も言っておりますが、話はしておるところであります。まだ、決算の状況を見た中でというふうなことでありますので、まだ時間的な、5月末に決算書が皆さんにお示した数字が出たところでございますので、そのような形で、今言われるように、町がこれに大きな増資をしていただくのも大変かなという思いでおりますが、先ほど飯開議員からもありましたように、やはり財務体制を十分整えた中で資本の状況をした中で経営はしていかなくは続けられないという思いでおります。

銀行の借入れにつきましても、私も直接支店長にも会いながら、まずは指定管理の期間内に返せるような形という中で今、借入れのお願いをして、借入れの実行をしているところでありますので、これに向けた努力をやっていかななくてはいけないという思いでおります。

先ほども言いましたように、去年も何回もチャンスはありました。7月だったり、11月、12月だったり。こらよかなと思っておりましたが、2波、3波、今回の4波という形の中で、事業がコロナ禍の中でできなかったというようなことであります。

リスクの分散につきましては、これはもう、どういうリスクか分からないわけでありましたので、先ほど来2番議員からありましたが、割合とかいろんな部分がなかったというようなことであります。初めての今回の実行だという思いでありますので、そういうものも含めながら、今後の経営には当たっていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほど御指摘をいただきました民間事業者への支援ということでございますけれども、一般的にこれまで国とか県、町が支援をしてきた事業を申し上げたところで、御指摘がありましたとおり、通潤山荘のほうも雇用調整助成金ですとか持続化給付金、町のしごと応援給付金等の補助は受けております。

決算書上は確かに雑収入として1,800万円ほどございましたけれども、それらの助成金の合計については1,600万円ほどになります。ほかの200万円ほどは、自販機の手数料ですとか、マッサージ機の利用料ですとか、そういったものが入って1,800万円ということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 審議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 46ページの国民宿舎のことですね。赤字補填というような感じで4,300万円になっているわけですがけれども、修正案が半分を書いてあるわけですがけれども。私は、8番の飯開議員から通潤山荘の職員がかわいそうとかいう話がありましたけれども、その前に、課長、町長あたりが山荘の職員と、今の事態をどう切り抜けて、今後どのように考えていくのかというような。赤字補填してやるけん、ゆっくり待ってて言うたっちゃにやあか知らんとも思うし。それとも、何かコロナ禍が終わっても、おまえたちはこのままじゃとてもじゃないが生きていけないぞって。もっともっと今の時代を考えたときに、このコロナ禍が終わったときにはもっと厳しい時代が来るんだぞというようなことを話して、起死回生するような。あと1年後2年後にコロナ禍が終わった中で世の中がこのように変貌している中で、今この時代を乗り越えとけ、何とかして。テイクアウトぐらいの話じゃない。もっともっと厳しい状況にあるということを職員とともに考えて、先に一步前へ進んでいくような話をされたのか。

また、そういう知恵を持っている人が山都にはたくさんいるんですよ。そういう人たちの話を聞きながら、権利で聞きながら、商工会の女性あたりに聞きながら、そしてまた商工会とも相談しながら、町全体がこれが収束したときにどのような時代になっていくのか。そしてそれをどう乗り越えていくのかということ、商工会等々を含め、商工会の皆さん方と、また、いろんな

方々と相談しながら、今の時代をどう切り抜けていくのかということ相談すべきだろうと。議会も含めてですよ、これは。この中で全員協議会でも開いて、十分コロナ禍に対応する未来の山都町をどう考えていくのかということを考えるような議会でなくちゃいかん、執行でなくちゃいかん。そういうふうには私は思っているわけですよ。ですから、ただ単に赤字を補填するよ、だから安心しなさい。あんたたちは町がついとるばいというような話は聞きたくもないし、そういう気持ちなんですよ。

ですから、そこのところを十分考慮しながら、今から先の山都町、未来の山都町、コロナ禍が終わってでも、悠々と歩いていけるような、日本でどこにも負けないような山都町の将来を見据えて考えてもらいたい。それが町職員の役目であり、私たち議員の役目であると私は思っておりますし、ぜひこういう時代だからこそ前向きに頑張っていただきたいと思っております。

私はこれはもう苦言呈するわけですが、ちょっとほかにお尋ねしたいことがあったんですけど、そよ風パークの遊具の2,500万円。私は、もう古くなっているの、危険ですので、扱わにゃいかんなど思っておりました。いつ頃からどのような整備をされるのか。それについてお聞かせ願いたいと思っております。

それと、41ページの有害鳥獣駆除の補助金の内容ですね。今、ただ単にしっぽを持ってくれば1万円やるとかいう話だけで、わなによる捕獲作業だけですけども、これについては今から先、もっともっとイノシシの害は増えると思うし、もっと別な補助を出して有害鳥獣駆除をね。駆除するだけじゃなくて、どうしたら入らないようにするか、来ないようにするかということ、そういう議論をまた考えてもらいたいし。ほかの町村でやってるじゃないですか。ドローンを使ったりいろんな政策を。そういう政策は話し合っているのか。今後どのようにされるのか。以上、3点についてお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。そよ風パークの遊具につきましては、現在グラウンドの東側のほうに一部残っておりますけども、古くなった危険な遊具については、昨年だったと思っておりますが、撤去しております。

一部残っておりますが、その横に、現在検討しておりますのは19メートル掛ける14メートルぐらいの幅で遊べる、6歳から12歳ぐらいまでの利用が可能な大型複合遊具を考えております。予算が可決された後には準備にかかり、今年度中に設置をしたいというふうに考えております。

それと、先ほど通潤山荘と清和文楽館への支援については、赤字補填ということでございましたけれども、算定上、決算書を基に算定した金額の2分の1を算定させていただいて補填をするものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。鳥獣被害の捕獲の新たな対策の考えということでございますが、鳥獣対策については進んでいるというか、他の地域ではICTを使った先進的な事例等もございますので、山都町のほうでもICTによる捕獲について事案についての

検討をしております。

ICTで、捕獲という考え方もございますけども、鳥獣被害の対策での活用ということで、少し昨日も申し上げましたが、鳥獣被害の対策のマップという取り組み方として、被害の状況とか目撃情報、捕獲の情報、防護柵の位置とか、そういったいろんな情報を網羅した対策マップと。そういった取組の仕方も新たな考えとしてございますので、目で見て確認できるマップで、捕獲者、生産者、その他の地域住民の一般の方、いろんな方が捕獲対策に関われるような取組とっておりますので、これからの農作物被害の軽減にも寄与するという面で、そういった取組も検討したいと考えているところです。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど来っておりますが、今回の是正措置につきましては、指定管理料が今までなかったという部分で、協定書に基づいた中での算定をしたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと同時に、先ほどありましたように、職員にはもう私も再三言っております。いつ皆が辞めなん時代になるかもしれんという話をしておりますし、先ほど来ありましたように、雇用調整助成金の使い道等々もあっておりますし、今月からは指定で休んでいただくような形を取りました。それと同時に、レストランの運営等々についても抜本的な改革をしていきたいというような形の中で今は進めておるところでありますし、後藤議員から言われるように、町があるからというようなことは私もずっとそのような思いで経営に参画してもらう人はというような、もう、今日、皆さんも新聞報道で御存じかなという思いでおりますが、いろんな職員には強い口調で、皆さんも御存じのとおりでございますが、言ってくるのも事実であります。そういう思いの中で、今、朝礼であったり、いろんな職員の集会にも私のほうが参加をしながら、そういう話もしておるところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 46ページの、先ほどから議論のあっております国民宿舎通潤山荘への特別会計の繰出金の件で質問いたします。

まず、ちょっと整理したいんですけども、運営しているのは第三セクター虹の通潤館というところに管理を、指定して委託して運営していただいていると。ただ、この施設というのは、町が目的を持って設置して運営しているというふうに認識しています。

山都町国民宿舎条例を見ましても、第1条のところで、町民の福祉のため、健康増進のため、それから観光振興のためというふうにもうたっておりますし、今、委託を請けて管理していらっしゃる虹の通潤館さんも、もちろんその目的に沿って運営なさっているんだろうと思っております。

先ほど来から赤字補填、あるいは委託料という言葉でお話が出てますけれども、御答弁から判断すれば、条例というか契約に基づく委託料ということで支出を予定されたというふうに認識しています。

もともと、町が目的を持って設置して運営する施設ですので、その管理に対して委託料を支払

うというのは契約上当然だなど思うんですが、ここは1点確認させてください、質問として。そういうことでいいのかという話と。

あと、もう一つ確認したいのは、町のため町民のために施設を設置して運営しているのであれば、その運営内容、営業内容がやはり町民のためにならなきゃいけないと思います。その実態がどうなっているのかというところかなと思うんです。

例えば通常山荘、お風呂、今、公衆浴場は山都町内にもう数軒しかないのです、ここ矢部地区でいえば通潤山荘しかないですから、なくてはならない施設だろうと思います。町民の皆さん大変助かっていらっしゃる方々多いと思います。私も山都町に来てすぐ、あのお風呂はすばらしいと思いましたし、家族も親戚も連れてきました。あと宿泊施設、これも山都町内では、特に矢部地区ではあそこが一番大きいですし、ほかにも旅館さんありますけれども、なかなか埋まっていたりして空きがなかったりしますので、通潤山荘というのは町にとって必要かなと思います。宴会場、ここ、少し気になっています。町には大型の宴会場がほかにもありますので、そのこの需要の奪い合いになっていないのかな。そういうところで、町内の皆さんとの信頼関係というのも、どこまで築けているのかなというのが気かりなところなんです。

結局、今まで経営とか増資とか、そういったお話が今まで出てきていますけれども、そもそも考えてみれば、これは町が町のために必要な施設として設置して運営してもらっているのです、第三セクター企業の経営の話以前の問題がこの46ページには出ているんだと僕は判断しています。必要な管理委託料を払うというお話ですので。論点は、果たしてこの金額が妥当かどうかというところが論点としてあろうかと思っています。

算定基準を御説明いただきました。粗利の目減り分の2分の1、リスク分担でと。これは、いわゆる協定上でリスク分担するということになっていますので、一番分かりやすく半分という御説明だったと思います。そこに関しては私も理解はしています。

あとは、粗利というところで本当にいいのかというところは一つちょっとお尋ねさせていただきたいところです。ほかの民間企業の皆様は、粗利が減った分、そうすると当然粗利が減れば一般管理料の販管費が払えなくなったりします。人件費も当然厳しくなります。そこを切り抜けるために、国が施策している、県が施策している、町が施策した様々な支援措置を活用して乗り切ろうとしている。そこが、先ほど話に上がってきた、すいません、長くなっていますけど質問ですのでよろしくお願ひします。そこが先ほど上がっていた1,800万円、総額1,600万円というお話でしたけど、雑収入に上がってきている部分だというふうに認識していますが、果たして、この金額が最大限に支援策を活用した上での金額なのかどうかというのは議論していいと思うんです、そこは。その上で必要な財政支援を町が打つのかどうかという、この金額の議論は当然していくべきだなと私は判断しています。単純な赤字補填ではないというふうに認識しているんですけれども、まずその部分を1点確認させてほしいというところですね。

あとは、やはり通潤山荘は、先ほど申し上げましたように、町民のために町が設置している施設ですので、また、観光振興のために必要な施設と私は認識していますので、これぜひ町内のほかの観光関連の事業の皆さんだつたりと連携して、このエリア、この地域を盛り上げていく観光

ということで通潤山荘を御利用されるわけでございますから、そこは町内事業者と連携をして、町内の事業者も山荘のほうも、お互いに利益が出るような形での連携を取れたらというふうに考えております。御指摘があったように、その部分の連携が今不足しているんじゃないかというふうに思いますので、その辺りは今後進めていきたいというふうに思います。

あと、今回の算定のことについてのお尋ねだったと思いますが、通常の指定管理料を算定する場合の収入と支出という標準的なものがあって、今回、令和2年度分の決算によって収入と支出の金額が出てまいります。通常の算定よりも少なくなった部分がありますので、今年度の収入に応じた粗利を算定しまして、通常の算定上の粗利との比較をさせていただきました。その算定の差を、半分、2分の1の額を算定させていただいたところなんですけれども、負担については町と指定管理者と半分ずつということで計上をさせていただいたところです。

予算額については4,300万円ほど上げておりますけれども、経常損失額を上限とするということにしておりますので、今回、通潤山荘の虹の通潤館の決算では3,600万円ほどでございましたので、その額が上限ということになります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） では、今お答えいただきましたので、最後に、最後にといいますか確認でもう一度発言させていただきますけれども、国民宿舎通潤山荘は山都町の、今、町民の皆様にとっても必要な施設であり、また、これから先、観光振興あるいは交流人口の増加を目指して、施設を運営しながらそこを町が目指して、この浜町エリアだけじゃなくて山都町全域にとって経済波及効果が非常に高くなる、そういう運営を目指される。そのために、このコロナ禍で今、運営存続の危機に陥っているところに対して、今の算定方式で財政支援をなさる。事業に対して財政支援をなさる、名目的なですね。結果的には虹の通潤館に対しての財政支援になるんだと思いますけれども。そういう認識で間違いありませんよね。

そのために、町内の各事業者さんとも今まで以上に連携を密にして、町内の事業者の皆さんが、今、需要不足で非常に苦しんでいらっしゃるのに関しても、新たな需要を通潤山荘の営業によって獲得して、それが町内事業者の皆さんへの波及効果としてプラスになると、そういう運営を目指される。そのために、今を乗り切るための財政支援、そういう理解で間違いありませんか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。国民宿舎通潤山荘も、町の観光拠点として平成14年にリニューアルオープンをしたところでございます。町の観光振興を引っ張っていく施設でもあると思いますし、町内の事業者が一緒になって盛り上がっていかないとなかなか、山荘だけがにぎわうといいますか、いっても駄目だと思います。町全体が一緒になって、山荘もにぎわう町内のお店もにぎわっていくというような仕組みを今後目指していきたいと思います。今も町内のほうにお客さんに乗せていたりとかいうこともされておりますし、できるだけ、送迎のことだったり、観光施設の御案内もされているところでございます。

宴会等については、取り合いになっているんじゃないかというお話もございますけれども、そ

こもお互いに守備範囲といいますか、というのも決めながら営業等を続けていっていただいているというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） そよ風パークの遊具の二千何百万円という話が出ましたが、そよ風パークの内装を指定管理者の方がされているということで、話ではもう1億円ほど出されたということでした。町長が昨日朝、ありがたいことにとという言葉で言われましたが、この指定管理施設、そして町、第三セクターの業者、ありがたいことで済む話じゃなかと思うとですよ。

先ほど、寄付が通潤山荘から何億円かあったなんて言われますが、今回のそよ風パークの件も、あとき1億円しとったたいというごた話が後々出ると思います。ちゃんと契約というか、向こうからの寄付行為で頂いたなら、頂いた、ありがとうございます、そういうのをちゃんとしとかんとごちゃごちゃになりはせんかと思ひますので。その辺のところ、どうなっているんですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。そよ風パークの整備につきましては、レストランの改修が1,000万円ほど、それと、ホテルのロビーが2,200万円ほどかかっております。事前にこの部分を改修していいかということをお申請といいますか、届けを出していただきまして、町のほうで内容確認をして、施設自体は町の施設でございますので、整備後も町の財産ということで承認するというので、文書を取り交わしております。

新聞等には5,000万円とかいう数字が出ておりましたけども、今現在、ホテルとレストランで3,200万円ほどの費用がかかっているというふうにお報告を受けております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） だから、それは向こうからの寄付ということで処理をされますか、はっきりと、寄付ですね。それから、我々の控室に来て1億円と言われたんですよ、向こうは。ちよっと食い違いありますけど。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 整備された資産については寄付ではございません。

それと、1億円というふうにお言われたのは、今後の予定も含めたところだと思います。具体的に今後の予定については、コテージについて改修をしたいというふうなお話は伺っておりますが、まだ具体的な内容はいただいております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどの私の質問に答えていただけてない部分があるので確認したいんですけども、お答えの中に、協定書に基づき、協定書に基づきと言われるんですね。でも、

その協定書のリスク分担表には計算書は書いてないですよ。ほかにもいろんなリスク分担、どっちが持つということだけしか書いてなくて、具体的にそういうリスクが起きたときにはこういうふうな計算書でしますというのはあってしかるべきだと思うんです。だから、計算書の説明されるのはされるんですけども、2分の1、半分半分ということに対しても、今決められたわけでしょう、前からあったわけじゃなく。その点と、私はそれは今決められたのであれば2分の1に変えるべきではないかという修正案を出しました。

とにかく、協定書に基づいたということでお答えになるんだったら、いろんな三セクに対しての姿勢については、協定書に基づいて一貫した姿勢をきちんと筋が通るように書いておかなければいけないと思うんです。そのときそのときで考えてするというのはおかしいと思うので。

例えば、今言ったリスク分担の数字をちゃんと書いておくとか。今回、本当にもう特別な事情だから、コロナ禍における減収というのはみんなの事業にあるわけで、そういうときの具体的なちゃんとした計算書、それから1回限りとするとか、例えば、そういう具体的な支援の在り方を書くべきではないかとお尋ねしたことに対して、お考えをまだ聞いていません。それが一つです。それについては、やっぱり、公と民間のバランスをちゃんと考えていただきたいと思いますので、それが1点。

それと2点目は、25ページ。送ったほうがいいですかね。

○議長（工藤文範君） 送らんでいいです。

○2番（西田由未子君） 送らんでいいですか。

○議長（工藤文範君） はい。

○2番（西田由未子君） 練習したかったんですけど。すみません。

PCR検査があるんですね。山都町民PCR検査用補助金というのがありますので、これはどういうふうなことで使われるのか、御説明を願いたいと思います。

それともう一つが、先ほど言われた33ページのそよ風パークの遊具についてですけども、コロナの国からの特別交付金の分配の仕方として、やはり優先順位はこれは高くないと思います。それで、1,200万円減額というのを提案しましたが、こういう遊具を造る計画を立てていらっしゃるすれば、パークの側と相談されましたか。パークの側も、いろんな全体の景観を大事にした施設運営をしていく上でお考えがあると思うんですね。先ほど聞いた大型複合遊具というのは、嘉島のところにある、何ですか、グラウンドがありますよね。あそこに何か大型遊具がありますよね。あんなイメージなのかなど。そうであれば高いだろうなと思うんです。でも、それをあそこに置くことを望まれているのだろうかということの一つ尋ねたいと思います。

それから4番目に、最初の総務課長の御説明の中に、昨年度のいろんなコロナ禍の中でいろんな町が助成をしている団体が、会合が開けなかったとか、いろんな点で予定していた事業ができなくて繰越しが多くなったと。そういうところに対しては減額助成をしていますとおっしゃいましたね。だから、それはいっぱいありますので、どこをどういうふうに減額されたのか。もしかして、本当に繰越しが多いので、ゼロ査定で、ここにも載らなかったところがあったら、減額されても繰越しがあるわけだから、それで今年度の活動されますよね。使っていけます。その

次の年度もちゃんと活動されるわけだから、次の年度にはちゃんと復活して助成金というのが出されないと、町が認定して、この活動に対して認めますから助成しますよといったところの団体なりが活動できなくなってしまうわけですね。だから、今回はここに載っていないけれども、来年は助成しますという団体があるのかないのか。ただの全部減額なのか。その辺をお尋ねしたいと思います。4点お願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。団体によってはゼロ査定もございます。それから、7割8割とか半額とか、それぞれ各課が所管しておりますので、それにつきましては後ほど議員のほうから各課に照会されたほうがいいかなと。一々ちょっと私も全部控えておりませんので、申し訳ないけどよろしくお願いします。

（自席より発言する者あり）

ですから、もちろん、平常の活動には支障のないような範囲での交付をしておりますので、次年度以降につきましても、活動内容を見ながら。活動が不十分であればもちろん今までの従来どおりの査定と一緒に助成金については査定をさせていただくと。従来どおりの部分がございますれば、お約束ではございませんけども、その分の支援というのはもちろん考えていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。今回の管理料の算定方法についてでございますけれども、基本協定書の中ではリスク分担ということで、どちらが負担するかということの表があるだけで、具体的な算定の計算は特に定めておりません。それは、今回のように想定できないコロナの感染拡大でありましたり、地震ですとか台風ですとか、それぞれその都度施設に被害が及んだり、人の流れが止まったりというようなことで、その都度算定をしないと分からない部分もございますので、協定書の中には計算書というのは特につけていないところでございます。

それと、遊具について、そよ風パークと協議をしたかということでございますけれども、去年か一昨年だったでしょうか、子ども議会の中で、子ども議員の皆さんから意見が、そよ風パークに遊具が欲しいということで御意見があったところでございます。今回、設置のほうの予算を上げさせていただいたところもありますけれども、そよ風パークとの協議もしております。ただ、具体的にこういうものということで確定したわけではございません。それは今後どういった、そよ風パークの景観ですとか、あと利用者のニーズあたりも考えながら設置をしていきたいというふうに思います。

すみません。そよ風パークのところですが、運営をしておりますエネルギープロダクトと協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千原君。

○企画政策課長（藤原千春君） コロナウイルス感染症のPCR検査について御説明させてい

たきます。

まず、感染の不安を抱える人が少しでも検査を受けやすい環境をつくりまして、感染に対する不安の軽減及び感染拡大防止を図るため、無症状の人が自ら希望して医療機関においてPCR検査等を受ける場合に、その検査費用を助成するものです。

症状等があったり、濃厚接触者といった場合は行政検査等を受けることができますけども、それ以外の方で、やはり不安を抱えていらっしゃる方がいらっしゃると思いますので、町民の方が受けやすい環境をつくっていきたいと思います。

対象となる検査の種類につきましては、医療機関において実施する核酸検出検査、また、抗原検査となります。市販の検査キット等を利用した検査は対象外としております。現在様々な市販の検査キットがございますけども、市販のもので国の認可がおりているものはなくて、制度の観点からも国は医療機関等での受検を進めているところです。

助成額は上限1万8,000円で、予算上は約2,000人分を予定しております。1人2回までとなっております。

○議長（工藤文範君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時58分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどからの続きで質問させていただきますけれども、パークの遊具に関してです。

財源内訳も大事だと思うんです。全部が一般会計ではなくて、その財源の内訳でいうと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金かな、その事業なので、その事業から1,200万円入っているので、そこは優先順位としては違うんじゃないかなということでの減額を先ほど言いました。

子ども議会で提案されてもいるので、それに応えたいという執行部側のお気持ちはすごくいいことだと思うんです。子供たちにとっても、自分たちがこうやってしたことが実現するんだと、政策提言ができたんだというすごくいい機会になると思うのでですね。だから、全額は否定していません。造ることも否定はしていません。ただ、減額していただきたいということと、造るとすれば、そうやってせっかく子ども議会で協議したことが実るわけですから、造るに当たっても子供たちに投げかけていただきたいなど。子供たちからもどんなものが欲しいというのを、意見を吸い上げてもらえば、また子供たちの勉強にもなると思うんです。

その辺はどうお考えかということと、先ほど言った財源内訳としては、感染症対策の交付金からの支出なので、パークの遊具にしても、通潤山荘への繰出金や文楽館への支援についても、ほかの町内全体を見回したときの公民のバランスを考えたときに、本当にこれでいいのかという視

点をもう一度お考え直しいただけないかなということ、その辺のお考え、公民のバランスはどんなふうになっていらっしゃるのか。いや、3月で4,050万円出しましたよっておっしゃるかもしれませんが、リスク分担の考え方で言えば、これをまた適用して、町内事業者への支援に回すことだってできると思うんです、減額した分を。なので、このお考えについてはどう思われるか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 遊具の整備について子供たちの意見を反映したらということ、御意見をいただきました。どういったものをついていうものを1回お見せして、子供たちの意見をいただけるようなところをつくっていきたいというふうに思います。ちょっと今後検討させていただきます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 感染症対策の特別交付金の事業のときの財源ということでございますが、まず、この部分につきましては、それぞれの課より、現在の感染症防止対策、あるいはアフターコロナに向けたV字回復、様々大体4つぐらいの大きな柱で各課から募集しております。

取りまとめまして、それから山都町に大体1億6,000万円ほどの交付金が予定されているということがございましたので、それを総合しますと約2億4,000万円ほどありますけども、その中で一般財源を充ててみたりとか、あるいは別に熊本県の交付金の対象にもなるということもございますので、補正予算の1号としては提案をしておりますけれど、その財源の充て方は柔軟に。優先する事業だから交付金を全部充てるのかというわけでもございませんので、総合的な足し算の中で割り振っているということをお考えをいただきたいというふうに思います。例えば半分半分、町費半分、国半分、財源充てたので、きちっとそうということではなくて、最終的な全体という枠のところということで御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

（自席より発言する者あり）

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） すいません。各課それぞれ必要な施策に基づいて予算要求をしながら、最終的に町長の査定まで受けて今回提案しておりますので、様々な論点からこういった予算を計上するという御理解をいただきたいと思います。もちろん、今ございましたとおり、民間の影響等も十分考慮した中ということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今回の今のところについて、私からも一言ちょっと御質問させていただきたいと思います。

私は今回の修正動議について賛同しているものですが、西田議員同様、これがなくていいものというふうに考えているわけではないんです。なので、ゼロではなく、4分の1という算定基準はどうなのかと。そもそものリスク分担の2分の1なのか何分の1なのかというところが明文化

されていないというところも大変気になるところではございますが、これを言っっても今回、本堂々巡りでございますので、ぜひ、御提案というか質問。

町長に対しては、この際、先ほどからの議員からもおっしゃっていますように、本当にみんな真剣に経済対策を考えていくべきところにもう来てしまっているのだと。これ以上先延ばしはできないのだと。また来年もこういうことになったらどうするのだと。みんなそういうところが心配なんですよね。赤字補填ではないというふうにはおっしゃいますが、こういうふうなことで、またコロナがいつまで続いていくかわからないというような状況の中で、これに甘えてばかりもいられないではないかというふうに思っています。

なので、ここはもう思い切って、本当に関係者がですね。私たち全く今まで、そよ風パークにしても通潤山荘さんにしても、中にいる人が全く努力をしていないというふうには何となく思っているわけです。しかし、私たちは経営者でもありませんし、決算の数字を見てからしか判断ができませんので、やはりどんな協議がなされ、どういうふうな経営の努力が行われてるというようなことをもっと私たちにも分かりやすくしていただきたいというところをお願いしたいのと同時に、先ほど午前中からもずっと、そよ風パークとの比較みたいなことが出てきていますが、昨年までは本当にもう、いわゆる経営破綻に至ったわけなんですけれども、そして今はもう立場が、言ったら逆転をしている。やっぱりプロの方が入ってきたことで、ああいうふうに見違えるようになっているのだと。皆さんももう行っていらっしゃるかと思うし、この間のテープカット等々の新聞報道にもありましたように、みんなが待ち望んだような形に今再生されているというところで、そういったプロの目を入れたところで、何回も経営改善の御提案もあっているところなんだが、なかなか進んでいないというところが実情だと思うので、そういったところのお気持ちというか。

本当にこれ、今日全協を開くこともかないませんでした。みんなでもやっぱりこういう方向性について、けんけんがくがくやっていく必要が。やっぱり町の大事な財産だというようなのは、みんな共通の願いだというふうに思っていますので、そこら辺を明らかにしながら、前途のあるものにしていただきたいというところですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、吉川議員からありましたが、今回のこのような提案、また、協定書を2年半前に結んだ中での今の事業をやっていただいておりますというふうなことであります。

この協定書、ここに昨日から、どのような形か、皆さんも今度初めて見られた方が多い。私もそういう部分で、リスクをどういう形で。先ほどからありますように、想定できない部分のリスクの条項だというふうに思っておりますので、先ほど来ありますように、今回は2分の1というような形でございますが、パーセンテージを提示するまでに至らない中での協定書であったり、指定管理の規約であると思っております。

今後につきましては、やはりこれにつきましても、全て網羅できるかできんか分かりませんが、皆さんとも、また多くの方々とも協議をしながら、指定管理者の規定、また条文等々を考えていかななくてはならないという思いであります。大事な施設を我々先輩から受け継いで、次の世代

にまた使っていただくわけでございますので、そういう形でみんなが、またいろんな助成措置もできる部分にしていきたいという思いであります。これを全ての人がという形、先ほど言いましたが、やはりみんなが理解できるような形で今後改正ができるのであれば、そういう形も今後、今回、今日これを機に、そういう部分でまた我々もいろんな勉強会等もしながら進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひそのようにお願いします。

先ほど荒木課長のほうから、いみじくもアフターコロナのための予算でもあるというふうなことをおっしゃいました。この間の新聞発表、正式にありましたように、令和5年には高速がやっけてまいります。そんなときに今のような状況では駄目です。やはりそれを受け入れる万全の経営体制、そしてお客さんをもてなす心、そういったものが備わっていくことが非常に必要だと思っておりますので、ぜひ、今、町長おっしゃいましたが、話し合いを専門家を交えながら進めていっていただきたいというふうに思います。

ほかの質問をします。

同じく46ページなんですが、下のほうの、サテライトオフィスのことだと思うんですが、調査費が出ております。これはどのような内容をどこに委託され、どのような。百万円近い金額が、あそこはとうとうどこにも入っていただかないまま、またこういうふうな予算が計上されているというところで、どのような内容になっているのかお伺いしたいというのと、それから、教育費のところ、59ページから60ページについてのところ、円形分水の音声でしたかね。その部分の御説明。それから、文化財サイン。これは多分、この間、私もちょっとお願いしましたが、世界かんがい施設遺産と重要文化的景観の部分が分かるようなサインが必要ではないかというふうなことを御提案申し上げましたが、その分についてなのかということを確認したいです。

それから、通潤橋周辺の整備のお金も出ていますけれども、具体的にですね。いつも何か周辺周辺というふうにおっしゃって、以前地図も見せていただいたような気もしますが、口頭で結構でございますので、どこを出発してどこを巡ってくるのだというふうな道を一遍教えてください。

それから、これには、布田さんのところの前の石畳が剥がれている件は非常に危ないというふうなことを申し上げていますが、そういった予算は計上されていないのか、お伺いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。46ページの企業の地方拠点づくり活用事業調査分析業務委託というところですが、これは国の過疎地域持続的発展支援事業交付金を活用して、地域の持続発展に資する移住、交流、若者定住、田園回帰の促進に向けた取組を支援するものでございます。今回、サテライトオフィスに限らず、企業の活動拠点を空き家ですとか空き店舗まで広げて、企業の意向調査、誘致を行うものでございます。生活の場所についても、地域とのつながりを深める集落等への居住を望むか、そういったものを望む暮らし方の調査を行うところでございます。

企業については、東京事務所、クレアンが現在事業を行っておりますけれども、そちらから仲

介していただいて、企業とのコンタクトを取っていきたいというふうに考えております。まだ具体的な事業者については決定をしておりません。

それと、通潤橋遊歩道の改修についてでございますけれども、今回予算を計上させていただいております。44ページの観光費の10節の需用費のところに、通潤橋前の遊歩道修繕料ということで46万9,000円計上しておりますけれども、これが二の丸橋から先のほうの石畳の補修のための予算ということで計上しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 3点ほど御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

まず、1点目ですけど、円形分水の音響備品購入費ですけど、これにつきましては、円形分水でのボランティアの説明の際に、水の音、河川の音で非常に聞きづらい点がございましたので、それを解消するために固定のスピーカーとマイクを設置するものでございます。

2点目、看板の件ですけど、議員が先ほどおっしゃられましたような世界かんがい遺産を含めたところの看板設置を、二の丸公園、橋の入り口手前のほうで設置をしたいと考えております。

それと、通潤橋周辺遊歩道整備の14節工事請負費の件だと思いますけど、4,145万6,000円計上しております。ここは2か所、工事内容があります。一つが五老ヶ滝を渡りまして、二の丸橋を渡って二の丸公園まで行く遊歩道があります。その斜面の階段部分の舗装整備に充てます。約延長が144メートルの、幅が1.5メートルです。それともう1点は、通潤橋前の広場の布田保之助さんの先に、去年、山の都創造課さんのほうで埋め土をされていまして。それを緑化するための、芝化をするためのものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 39ページの委託料で、山都町有機農業推進計画策定業務委託料ってありますけども、有機農業の推進業務委託なんて大体どういうところにするもんかなと。よっぽど有機農業に詳しい人たちがいらっしゃるかなという部分をお聞きしたいのと、41ページに、先ほど有害獣の駆除の話が出ていましたけど、ドローンを使ったらどうかとかいう話が出ていたけども、私は去年の12月と今回、ハンター育成もそれと併せてしていただきたいという話をしておりましたけども、全く予算化されてませんけども、そういったところはどうなっているのか、お聞きします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。まず、有機農業推進計画の策定事業費ということで計上させていただいております。こちらのほうは、今、有機農業の先進地として山都町も認知されており、これまでもいろんな様々な取組がされてきておりますが、後継者とか生産工場上の抱える問題等、そういった課題と言われる部分を把握して、山都町の有機農業の施策、事業に反映できるような施策策定を行いたいということで計画をしております。

ですので、その内容としては、町内の農業者にアンケートを取ることはもちろん、現状の把握、

実態分析、課題の抽出を行う中で、策定会議というのを設けます。関係者は、有機農業の生産者、観光農業者、新規就農者、J A、消費者等々を含めた会議等でお諮りしていただこうと考えております。

委託をするというところで、山都町において有機農業に関わる事業を執り行っていただきながら、新規就農の受入れをするだとか、問合せ状況等を把握していただいているようなところと御相談しながら、どういった委託先がいいのかはこれから検討したいと考えております。

有害駆除の部分ですけども、予算がまだ新しいものに取り組んでないということですけども、国、県のほうの担当部門とも協議しながら、国の補助も準備があるものもごございますので、そういったのを取り入れて、山都町に合った、どうしても広域な部分もありますので、対応が必要な部分をより効果的に、新しいICT、先ほども言いましたが、捕るICTと、みんなで情報共有し合って、いろんなものが効果的に発揮できるような対策をスムーズにICTを使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ICTもいいですけど、ドローンもいいし、いろんな方法があるんですけども、やっぱり計画をする予算あたりは入れとかんと、なかなか自分たちで考えるぐらいしかならんとじゃないかって思うんですよ。それから、先進地あたりとか、そういったところを見に行ったりもせないかんでしょうし、予算としてその辺で取っておく必要があると思います。

それからもう一つの、委託先は今から考えるっていう話ですけども、有機農業を分かっている人がどんだけいるかという話になっていくんですよ、委託しようとしても。ただ普通の業務委託請けたところに委託してもなかなか、実際はならんと思いますので、その辺はですね。委託料払うとかいうよりも、自分たちで考えるということ、生産者含めて。役場職員忙しかなら、もう生産者組織に委託したっちゃよかですたい。そういったことを考えて、詳しい人でせんと。ただ業務委託してしまうと、今までも経験がありますけども、あんま現場が分かったらっさん人が委託されて計画したって大して意味がないということもありますので、その辺は、そういう詳しい人たち、実際の生産者、あるいは流通されとる方とか、そういった方に聞いて、そういった方々に委託したほうがいいのかもしれんと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 46ページの繰出金の件なんですけど、先ほども町長にお願いをいたしましたけども、やはりこれは会社のことで、虹の通潤館ですね。ですから、やっぱりこの4者がきちんと話し合って、例えば、J AにしたらJ Aの職員がここに出資しているんだと。そして、例えば今度のお金を手当てしなければ経営破綻するんだという、J AはJ A内の職員もみんなが危機感を持ってほしいと思います。それと、商工会もそうなんですけど、役員さんたちは財産目録に出資金とありますので、役員さんたち分かっておられるかもしれませんが、やっぱり商

工会もみんな、これは大変なんだという意識を持ってほしいんです。

ですから、次の取締役会でもぜひともそこらは町長のほうから提案をされて、増資の話も出ておると。真剣に話し合っていて、ぜひとも増資の方向で、各ほかの3者にも御理解を得ていただきたいと思います。

それから、もう一度確認なんです、これは、予算は4,365万9,000円ですけども、課長の説明によると、決算をして、きちっとした数字が出たので三千何百万円になりましたというお話でしたので、その上限の金額、そこをもう一度お示しをいただきたいと思います。

仮にそうなったとしても、いわゆる限度額であって、それ以内に納められるように、ぜひとも社長である町長には、そこは努力をしていただきたいと思います。

それから、22ページです。総務管理費のユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金、どういったことにどんなふうにして補助をされるのか。補助率等、対象とかを詳細に教えてください。

それから、45ページ。猿ヶ城キャンプ村進入路補修工事、やっと207万9,000円が計上されてきました。足かけ2年あたり休村になっておりましたので、これが上がったのはよかったなと思いましたが、よくよく考えてみると、ここは河川ですので、本当は県のほうにお願いせんといかんだったのじゃないかなと思いますので、ここの予算を計上するまでに至った経緯を教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 指定管理料の算定の件につきましては、一応算定方法について御説明はしておりますが、経常損益額を上限とするということで御説明をさせていただいております。経営状況の報告で申し上げましたけれども、経常損失金額が3,659万7,918円となっておりますので、この金額以内の支出ということになると思います。

それと、45ページの猿ヶ城キャンプ村の進入路改修工事につきましては、一旦、昨年5月だったと思いますけれども、開村をしまして営業を行ってございましたけれども、1か月足らずで大雨によりまして進入口の道路が崩落したということで、それから約1年ほどでございます。

県のほうの河川の災害のほうには、申し訳ございませんが出しておりませんで、今回、整備をして、管理上も大変でございますので、進入路の改修を行って再開、開村に向けて準備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金について御説明いたします。

この事業につきましては、個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすくなるよう改修される際に助成するもので、事業費300万円を限度に、県が3分の1、町が3分の1、事業主が3分の1を負担するものでございます。

現在、町内の事業者の方から事前相談があつてございまして、内容としましては、車椅子や高

齢者が利用しやすいように多機能トイレの改修、また、敷地内の移動等の円滑のための移動経路の改修を希望されているところです。

本補助金は一定の基準を満たす必要がありますので、その基準等について県と事前相談を行っております。予算議決いただいた後に正式に申請されることとなります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号の採決を行います。

まず、本案に対する西田由未子君ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第51号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第51号「令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第51号、令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、指定管理施設の基本協定書第13条に規定するリスク分担に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用料金収入の減少に伴い、経営状況が悪化した指定管理者に対し、令和2年度の決算に応じ、管理委託料を支払うものです。

歳出から御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款国民宿舎事業費用1項営業費用1目宿舎経営費12節委託料につきまして、4,365万9,000円を補正しております。

続きまして、5ページをお願いします。

歳入です。

2款繰入金2項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金、4,365万9,000円の補

正です。

表紙の次のページを御覧ください。

令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

令和3年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,365万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,338万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年6月3日提出、山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、議案第51号、令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第52号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第52号、令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

まず、4ページを御覧ください。補正予算（第1号）説明書です。

まず、収益的収入及び支出です。

支出の部、1款1項2目配水及び給水費につきまして、50万円を補正しております。14節工事費で、給水工事に係る経費を計上しております。

4目総務費につきまして、16万円を減額補正しております。1節から次のページの7節につきまして、職員の異動及び会計年度任用職員の減による補正です。17節修繕費は、公用車の修理及び資材倉庫の老朽化による屋根の修繕に係る経費を計上しております。

6ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の部、1款2項1目出資金につきまして、1,435万5,000円を補正しております。給水車の購入につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業対象となったことによる一般会計からの繰り入れ分を計上しております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目を御覧ください。

令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和3年度山都町の水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和3年度山都町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。

第1款水道事業費用、3億6,272万4,000円、34万円、3億6,306万4,000円。

第1項営業費用、3億2,679万1,000円、34万円、3億2,713万1,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億1,847万9,000円」を「2億412万4,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、3,570万9,000円、1,435万5,000円、5,006万4,000円。

第2項出資金、251万2,000円、1,435万5,000円、1,686万7,000円。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、5,516万2,000円、156万円の減、5,360万2,000円。

令和3年6月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、

原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第53号「令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） それでは、議案第53号、令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

今回は、繰入金、感染症対策支援金の増額及び材料費、医療消耗品の増額補正をお願いするものです。

収益的収入。

収入、1款2項3目補正額68万円。1節繰入金。

収益的支出。

支出、1款1項2目補正予算額68万円。4節医療消耗品68万円。手袋、マスクなどの購入となります。

1ページをお願いします。

令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和3年度山都町の病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第1款病院事業収益、既決予定額11億4,991万3,000円、補正予定額68万円、計11億5,059万3,000円。

科目、第2項医業外収益、既決予定額2億2,002万8,000円、補正予定額68万円、計2億2,070万8,000円。

支出。

科目、第1款病院事業費用11億4,991万3,000円、補正予定額68万円、計11億5,059万3,000円。

科目、第1項医業費用、既決予定額11億267万4,000円、補正予定額68万円、計11億335万4,000円。

令和3年6月3日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 68万円の予算の内訳は医療消耗品費ということで、手袋とマスクとおっしゃいましたが、防護服については足りてますか。これに入ってるでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。実際、おむつ交換などに使用するプラスチック手袋の高騰にありまして、令和元年が225円だったのに対しまして、今年の1月には4倍近い950円になっておりますので、そちらのほうに主に充てたいと思っております。

防護服のほうは、今年の予算で、実際、令和2年の予算より900万円ぐらいの増額をしておりますので、そちらのほうで対応したいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 山都町辺地総合整備計画の策定について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第56号「山都町辺地総合整備計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議案第56号について説明いたします。

議案第56号、山都町辺地総合整備計画の策定について。

山都町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することとする。

令和3年6月3日提出、山都町長。

提案理由です。

本計画を定めるには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

この議案につきましては、今般、島木4区辺地の計画策定に当たり、その計画について御審議と議決を願うものです。

本計画につきましては、議決をいただいた後、総務省、総務大臣に提出し、事業が辺地債の対

象になるものでございます。

島木4区辺地につきましては、起点を国道445号として、終点を県道稲生野甲佐線へと結ぶ町道瀬戸福良線の改良工事を平成22年度から令和2年度までの11年間を整備計画期間として進めてきましたが、計画期間が期限を迎えることから、引き続き辺地対策事業債を活用し整備を行う必要があることから、新たに令和3年度から令和7年度までの計画策定を行うものです。

開いていただいて、1ページ目をお願いいたします。

島木4区辺地の総合整備計画書でございます。

辺地の概要としまして、辺地を構成する字の名称、地域の中心の位置、辺地度点数、整備を必要とする事情、整備計画期間を示しております。

辺地度点数は125点です。これは積み上げが100点以上になることが条件となります。

公共施設の整備計画としまして、町道瀬戸福良線の改良工事を令和3年度から令和7年までの5年間で整備する計画となっております。

事業費は記載しておりますとおりで、特定財源としまして、社会資本整備総合交付金を充てる予定としております。

次のページの別紙1を御覧ください。

整備計画の位置図でございまして、本計画により整備を行う区間を赤い線で示しております。

次のページの別紙2を御覧ください。

これは辺地度点数算定表で、辺地度点数125点の算出根拠です。

次のページ、別紙3を御覧ください。

施設別、年次別計画表です。令和3年度から令和7年度までの事業費を計上しております。

以上、辺地計画についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 事業の計画のことでございますけども、今の辺地で計画されておられる延長がこの金額で改良ができるものかどうか。そこ辺りを、事業の建設課のほうで教えていただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、事業の概要にお答えいたします。

瀬戸福良線につきましては、昭和58年から延長5,785メートルの改良計画が始まっております。そのうち、用地交渉が終わりまして、契約済みのところが約90%ございます。改良率につきましては、全体の76%で進めております。

残りの未改良区間の延長が1,200メートルとなっております。今現在、この5か年計画で1億4,500万円ということで予算計画しておりますけれども、実質的には5年間では完了するのが無理ではないかというふうに考えております。それにつきましては、今後現状を見ながら変更で追加したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 恐らく地盤的にあそこ辺りは相当なお金がかかるんじゃないかというふうに思います。これが、5年があと10年ぐらいかかったとしても、10年を待てと言ってもなかなか地元は厳しいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのの間、言うなれば、あそこの道は狭いもので、離合箇所等がある程度優先的に持ってきて、このぐらいの年間3,000万円ぐらいの金だったらほとんどできない、数十メートルぐらいのこししか恐らく改良できないと思いますけども、離合箇所を造られるところを造って行って。全体計画の中で離合箇所を設けて、そしてその後、その離合箇所につながるような形での道路改良というのを考えていく時期に来ておるんじゃないかなというふうに思っております。

昭和58年からずっと続いておりまして、私も担当しておった関係で気になっておるんですけども、どうしてもあそこの道は狭い、離合はできないというところが結構ございまして、今残りのところが一番狭いところでございますので、そこあたりの工法的な形での検討はどういうふうにされておられますか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） ただいまの甲斐議員からの御指摘の部分につきましては、今年度までは福良集落までの改良が終わっております。それから先につきましては、先ほど申しましたとおり、用地ができていない部分、飛び飛びでございますので、現在用地が終わっている部分について、先ほど言われたとおり離合箇所を設定するような格好で今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「山都町辺地総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（工藤文範君） 日程第6、陳情等付託報告についてを議題とします。

陳情第1号「山都町の教育に関する陳情書」について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 議長よりいただきました山都町の教育に関する陳情につきまして、審査の報告をいたします。

令和3年6月10日、山都町議会議長、工藤文範様。総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

- 1、番号。陳情第1号。
- 2、付託年月日。令和3年6月3日。
- 3、件名。山都町の教育に関する陳情書。
- 4、陳情者。山都町滝上511の4。山都町の子育てと教育を考える会、三枝彩子。
- 5、審査の結果。趣旨採択。
- 6、委員会の意見。本陳情の趣旨については理解できるものの、求められた3点の取組において、既に取り組まれている事項と実行が困難な事項が含まれていることから、趣旨採択とする。

ただし、いじめや不登校の未然防止と解消に向けた取組を行い、全ての子供たちの学ぶ意欲や主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であると考え、本町教育行政においては、山都町総合計画後期基本計画、山都町自殺対策計画、山都町いじめ防止基本方針等に基づき適切な運用をされ、子供たちの育つ各家庭と共に、一人一人が心身ともに健やかなる日常を過ごせるよう、今後もきめ細やかな対応や学びの質を高める教育環境整備を整えよう申し添える。

以上です。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「山都町の教育に関する陳情書」は、趣旨採択することに決定しました。

陳情第2号「感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情」について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 議長より審査の依頼がございましたので、審査結果を報告いたします。

令和3年6月10日、山都町議会議長、工藤文範様。総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

1、番号。陳情第2号。

2、付託年月日。令和3年6月3日。

3、件名。感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情。

4、陳情者。熊本市中央区神水1の30の7。熊本県労連最低賃金キャラバン熊本県実行委員会委員長、楳本光男。

5、審査の結果。不採択。

6、委員会の意見。地域別最低賃金は都市と地方では地域格差があり、人口流出の一因でもあることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症拡大により、地域経済はもとより、個人の収入にも影響を及ぼしている。そのため、最低賃金を上げることで、生活の安定と経済の循環も向上するため引上げは必要と考えるが、陳情内容にある全国一律時給1,500円への引上げは現実的ではないと判断し、本陳情を不採択とする。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号「感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号「感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める陳情」は不採択とすることに決定しました。

日程第7 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第7、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時02分

令和3年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第1号	令和2年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	6月3日	報告	済
報告第2号	令和2年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月3日	報告	済
報告第3号	令和2年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	6月3日	報告	済
報告第4号	令和2年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	6月3日	報告	済
報告第5号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	6月3日	報告	済
報告第6号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月3日	報告	済
報告第7号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月3日	報告	済
報告第8号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月3日	報告	済
議案第54号	工事請負変更契約の締結について（須原開田線須原橋下部工工事）	6月3日	原案	可決
議案第55号	工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））	6月3日	原案	可決
議案第43号	専決処分事項（令和2年度山都町一般会計補正予算第13号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月9日	原案	可決
議案第44号	専決処分事項（令和2年度山都町病院事業会計補正予算第3号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月9日	原案	可決
議案第45号	専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月9日	原案	可決
議案第46号	専決処分事項（山都町介護保険条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月9日	原案	可決

議案第47号	山都町税等の減免に関する条例の一部改正について	6月9日	原案可決
議案第48号	山都町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	6月9日	原案可決
議案第49号	山都町附属機関に関する条例の一部改正について	6月9日	原案可決
議案第57号	山都町手数料条例の一部を改正する条例について	6月9日	原案可決
議案第50号	令和3年度山都町一般会計補正予算(第1号)について	6月10日	原案可決
議案第51号	令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について	6月10日	原案可決
議案第52号	令和3年度山都町水道事業会計補正予算(第1号)について	6月10日	原案可決
議案第53号	令和3年度山都町病院事業会計補正予算(第1号)について	6月10日	原案可決
議案第56号	山都町辺地総合整備計画の策定について	6月10日	原案可決
委員会報告	陳情等付託報告について	6月10日	原案否決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	6月10日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
